

資源循環型畜産推進指導の手引

－ 法 規 編 －

令和4年4月

広島県農林水産局畜産課

1 広島県における家畜排せつ物の利用の促進を図るための計画

(令和3年3月公表)

第1 家畜排せつ物の利用の目標

1 現状

(1) 本県畜産の現状

本県における平成30年の畜産の粗生産額は農業部門では第1位の474億円と、農業全体の粗生産額(1,187億円)の40%を占めており、畜産は本県農業の基幹的な部門となっている。

家畜の飼養頭羽数は、平成31年2月1日現在で、乳用牛8,220頭(全国24位)、肉用牛23,980頭(同24位)、養豚110,800頭(同22位)、採卵鶏9,356千羽(同5位)、ブロイラー765千羽(同27位)で、採卵鶏を除き全国の中位に位置しており、近年、中小家畜が増頭・増羽する傾向にある。

また、担い手不足や高齢化の進展により、飼養農家戸数は減少しているが、1戸当たりの経営規模は拡大してきている(表1)。

表1 畜種毎の経営規模等の推移

畜種	区分	H11年	H16年	H20年	H25年	H30年	(H30/H11)
乳用牛	戸数(戸)	390	284	232	177	145	37.2%
	頭数(頭)	14,000	11,700	11,100	9,820	8,220	58.7%
	1戸当たり頭数	35.9	41.2	47.8	55.5	56.7	157.9%
肉用牛	戸数(戸)	1,850	1,220	971	693	576	31.1%
	頭数(頭)	32,100	30,600	29,000	25,200	23,980	74.7%
	1戸当たり頭数	17.4	25.1	29.9	36.4	41.6	239.9%
豚	戸数(戸)	60	52	41	32	25	41.7%
	頭数(頭)	71,600	61,700	61,000	85,900	110,800	154.7%
	1戸当たり頭数	1,193.3	1,186.5	1,487.8	2,684.4	4,432.0	371.4%
採卵鶏	戸数(戸)	90	79	64	55	49	54.4%
	羽数(千羽)	7,363	7,881	8,536	8,714	9,356	127.1%
	1戸当たり羽数(千羽)	81.8	99.8	133.4	158.4	190.9	233.4%
ブロイラー	戸数(戸)	14	13	10	10	9	64.3%
	羽数(千羽)	803	634	568	605	765	95.3%
	1戸当たり羽数(千羽)	57.4	48.8	56.8	60.5	85.0	148.2%

※出典：農林水産省畜産統計(H30年：平成31年2月1日調査)

※H30の肉用牛頭数は広島県酪農・肉用牛生産近代化計画の数値

※採卵鶏の戸数、羽数は種鶏を除く。

(2) 適正管理

家畜排せつ物は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)に基づき、畜産業を営む者が自らの責任において適正に処理しなければならない。そのため、畜産農家は、処理のために必要な施設の整備や維持・管理を計画的に自ら行うことが必要である。

本県においては、「家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律」(平成11年法律第112号)(以下「家畜排せつ物法」という。)に基づく管理基準は、ほぼ

全ての適用対象農家において遵守される状況となっている。

他方で、畜産農家の大規模化、環境規制への更なる対応の必要性や、混住化の進展等による周辺住民からの苦情の深刻化もあり、臭気の低減対策や汚水の浄化処理対策の強化が畜産経営の継続のために必要な状況となっている。

(3) 利用促進

本県における年間の家畜排せつ物発生量は、平成30年度で、約1,028千トンと推定されるが(表2)、このうち、農地還元利用に仕向けられるのが約861千トン、焼却等のエネルギー利用が約69千トン、浄化処理が約98千トンと推定される(表3)。

また、地域ごとに耕畜連携による堆肥の有効利用を図っているが、地域、畜産農家によっては堆肥の有効利用が進んでいない場合があり、今後、広域流通も含めいかに利用推進するかが課題となっている。

表2 年間家畜排せつ物発生量(平成30年現在)

畜種	区分	飼養頭羽数 (頭, 千羽)	ふん		尿		計 年間(千t)
			原単位 (t/年)	排せつ量 年間(千t)	原単位 (t/年)	排せつ量 年間(千t)	
乳用牛	搾乳牛	5,130	16.6	85	4.9	25	110
	乾乳牛	620	10.8	7	2.2	1	8
	未經産牛	390	10.8	4	2.2	1	5
	育成牛	2,080	6.5	14	2.4	5	19
	計	8,220		110		32	142
肉用牛	2歳未満	7,700	6.5	50	2.4	18	68
	2歳以上	5,340	7.3	39	2.4	13	52
	乳用種等	10,940	6.6	72	2.6	28	100
	計	23,980		161		59	220
豚	肥育豚	89,500	0.77	69	1.39	124	193
	繁殖豚	11,820	1.20	14	2.56	30	44
	その他	9,420	-	-	-	-	-
	計	110,800		83		154	237
採卵鶏	6ヶ月未満	2,626	21.5	56	-	-	56
	6ヶ月以上	6,730	49.6	334	-	-	334
	計	9,356		390		-	390
ブロイラー		765	47.5	36	-	-	36
馬		284	8.4	2	1.8	1	3
合計		153,405		782		246	1,028

- ・農林水産省・畜産統計(平成31年2月1日現在より)
- ・肉用牛頭数は広島県酪農・肉用牛生産近代化計画の数値
- ・乳用種等とは乳用種及び交雑種で、子牛、育成牛を含む。

表3 家畜排せつ物の仕向け(平成30年推定)

区分	仕向量(千t)
農地還元利用	861
エネルギー利用	69
浄化处理	98
計	1,028

表4 年間家畜排せつ物発生量(令和12年目標)

畜種	区分	飼養頭羽数 (頭, 千羽)	ふん		尿		計 年間(千t)
			原単位 (t/年)	排せつ量 年間(千t)	原単位 (t/年)	排せつ量 年間(千t)	
乳用牛	搾乳牛	5,347	16.6	89	4.9	26	115
	乾乳牛・未經産牛	1,053	10.8	11	2.2	2	13
	育成牛	2,180	6.5	14	2.4	5	19
	計	8,580		114		33	147
肉用牛	2歳未満	9,094	6.5	59	2.4	22	81
	2歳以上	6,306	7.3	46	2.4	15	61
	乳用種	12,810	6.6	85	2.6	33	118
	計	28,210		190		70	260
豚	肥育豚	162,532	0.77	125	1.39	226	351
	繁殖豚	21,465	1.20	26	2.56	55	81
	その他	17,107	-	-	-	-	-
	計	201,104		151		281	432
採卵鶏	6ヶ月未満	2,941	21.5	63	-	-	63
	6ヶ月以上	7,538	49.6	374	-	-	374
	計	10,479		437		-	437
ブロイラー		765	47.5	36	-	-	36
馬		284	8.4	2	1.8	1	3
合計		249,422		930		385	1,315

・乳用種等とは乳用種及び交雑種で、子牛、育成牛を含む。

表5 家畜排せつ物の仕向け(令和12年推定)

区分	仕向量(千t)
農地還元利用	1,008
エネルギー利用	93
浄化处理	215
計	1,315

(4) 新たな課題と動き

家畜排せつ物法の本格施行から約15年が経過し、当時新設された処理施設の老朽化が顕在化しており、修繕や更新のための費用を計画的に経営内に留保し、適切な再投資をしていくことが必要とされている。

また、肉用牛・酪農の増頭に取り組む経営体においては、併せて増加する家畜排せつ物について利用促進を図ることが重要である。

さらに、肥料取締法(昭和25年法律第127号)の改正により堆肥と化学肥料の混合に関する規制が緩和され、堆肥の高付加価値化や広域流通の余地が拡大している。

2 基本的な対応方向

(1) 堆肥の利用拡大

土づくり等による、持続的かつ循環的な農畜産業の実現のため、家畜排せつ物の堆肥化の推進とともに、堆肥の利用が進んでいない地域に対しては、県、市町、農業関係団体、畜産農家、耕種農家等の関係者は一体となって、次に掲げる事項に留意し、家畜排せつ物の利用の促進を図るための取組を計画的に推進する。

ア 堆肥の地域内での利用促進

経営内で生産した良質な堆肥を適切に施肥することにより、畜産農家の自給飼料生産を推進する。

また、飼料用稲等の生産・利用拡大を通じて強化された地域内での耕畜連携や畜産クラスターの仕組み等を活用し、堆肥の地域内利用を推進する。

さらに、畜産農家等の高齢化に伴い、堆肥生産、散布作業等が負担となり、堆肥の利用促進に支障が生じる場合は、地域の事情を考慮し、堆肥センターの機能向上や活用の促進、コントラクター、ヘルパー等の外部支援組織の活用を推進する。

イ 堆肥の広域的な流通の円滑化

耕種農家のニーズ（価格、品質、必要量、運搬・散布方法等）を的確に把握し、対応することが必要であり、堆肥の成分分析を行った上で、完熟化、ペレット化、化学肥料等との配合など、堆肥の高品質化を推進する。

(2) 家畜排せつ物のエネルギーとしての利用の推進

本県においては、家畜排せつ物のエネルギー利用として、ブロイラー鶏舎の暖房などへの利用が行われている。

今後も、ダイオキシン対策など環境対策に配慮したエネルギー利用を推進することで、環境問題の防止を図るとともに、畜産経営における効果的なエネルギーの活用を推進する。

(3) 畜産環境問題への対応

本県においては「家畜排せつ物法」に基づく管理基準は、ほぼ全ての適用対象農家において遵守されているものの、地域によっては周辺住民の環境問題への関心の高まりなどから、臭気等の環境問題の発生が課題となっている。

これに対応するため、畜産部局と環境部局が連携し、畜産農家が適正な家畜の飼養管理や施設管理、施設の密閉性の向上、適切な堆肥化・エネルギー利用等と併せて、必要に応じて、施設・機械を整備・補修したり、有効な処理技術を導入したりすることにより、臭気対策及び汚水対策を進めることを推進する。

さらに、畜産クラスターの仕組み等を活用した施設・機械の整備や、地域との連携による堆肥の利用促進を図るなど、地域環境の改善に貢献するよう関係者が一体となって取り組む。

3 対応の具体的方策

(1) 南部地域

本地域においては、畜産農家数が少ないため、堆肥の生産量、供給量が少なく、田畑の地力の維持が求められており、良質堆肥を有機質資源として継続して利用し、土づくりを図る必要がある。

このため、既存の堆肥化施設、堆肥貯蔵施設の機能保全に努めるとともに、堆肥の利用推進のため、堆肥散布機械の整備・散布体制の整備など、良質堆肥を生産、利用し易い体制づくりに努める必要がある。

また、必要な堆肥の確保のため、中北部地域からの堆肥運搬・散布体制の整備を行う必要があり、効率的な運搬、利用を図るためには、堆肥のペレット化等の梱包形態、形状が求められる。

(2) 中北部地域

本地域においては、畜産農家が多く存在し、堆肥の生産量も多い。堆肥の利活用を推進するには、地域内での堆肥の利用促進とともに、広域流通体制の整備が必要である。

このため、既存の堆肥化施設、貯蔵施設の機能保全に努めるとともに、利用し易い堆肥の調整を行うとともに、堆肥運搬・散布の体制を整備する必要がある。

また、近年、畜産農家と周辺住民との混住化が進行しており、畜産経営を継続するためには、水質汚濁や悪臭の発生を抑え、畜産環境問題の発生を防ぐことが重要な課題となっている。

このため、近年の排水基準強化に対応した污水处理施設や、臭気指数規制等に対応した脱臭施設の整備等が必要である。

さらに、地域の家畜排せつ物の需給状況によっては、家畜排せつ物のエネルギー利用のための施設整備等を検討する必要がある。

第2 整備を行う処理高度化施設の内容その他の処理高度化施設の整備に関する目標

1 目標設定の基本的な考え方

近年、畜産経営に起因する苦情として悪臭発生が最も多く、次いで水質汚濁が多くなっている。

畜産経営の規模拡大等に対応し、効率的な堆肥化を進めるための攪拌・送風装置を備えた堆肥化施設や密閉型堆肥化施設の整備を推進するとともに、堆肥の利用促進のためのマニュアルスプレッダーの導入や取扱いのし易さの向上に資する袋詰め装置、ペレット化装置の整備を推進する。

また、老朽化した家畜排せつ物処理施設の能力低下や悪臭の発生、汚水の漏出等を防ぐため、計画的な補改修や機能強化を推進する。

表6

家畜排せつ物処理施設整備状況(令和元年12月1日現在)

(単位:棟)

畜種	ふん処理						
	共同施設			個人施設			
	堆肥舎	強制発酵施設	乾燥施設	堆肥舎	強制発酵施設	乾燥施設	焼却施設
乳用牛	21	13	2	96	17	11	
肉用牛	17	12	1	139	8		
豚	1	1		11	10		
採卵鶏	2	3		30	12	12	3
ブロイラー				1			8
計	37	18	3	275	46	23	11

畜種	尿処理			簡易処理等		
	個人施設					
	浄化施設	貯留槽	メタン発酵	直接農地還元	簡易対応	周年放牧
乳用牛	1	51	1		4	
肉用牛		11			5	2
豚	11	2	1			
採卵鶏			1			
ブロイラー						
計	12	64	3		9	2

※ 計の数値は、複数の畜種を飼育している場合の重複を除いているため、各数値の合計と合わない場合がある

第3 家畜排せつ物の利用の促進に関する技術の研修の実施その他の技術の向上に関する事項

1 畜産農家及び耕種農家の技術習得

堆肥を生産する畜産農家及び利用する耕種農家においては、基本的な堆肥化技術の継続的な習熟と合わせて、新たな技術・知識が取り入れられるよう技術研修会等へ積極的に参加するとともに、日頃から畜産環境保全や農業生産等に関する技術開発の動向に注意を払い、技術・知識の習得に努める。

このため、県立総合技術研究所農業技術センター及び畜産技術センターは、関係機関と連携を図りつつ、堆肥の調製、管理技術とともに、農作物に有効な施肥技術等について研究、指導及び情報提供を行う。

2 情報提供及び指導に係る体制の整備

環境問題を未然に防ぐためには、基本的な堆肥化技術の継続的な実施が必要であり、畜産農家はもとより、県、市町、農協等の職員においても基本的な技術の習熟が必要である。また、新たに開発された効果的な技術については可能な範囲で現場において普及できるよう、関係者の資質を向上していくことが重要である。

そのため、県域及び地域のそれぞれの段階において、これらの関係者を対象とした家畜排せつ物の処理・利用に関する技術研修会等の実施に努めるとともに、広島県堆

肥センター協議会等が実施する堆肥共励会等への積極的な参加により、良質堆肥の生産と利用方法等についての知識の習熟を図る。

なお、耕種部門の関係者の理解を得る必要があることから、技術研修会等の開催に当たっては、これら関係者も対象とするよう努める。

第4 その他家畜排せつ物の利用の促進に関し必要な事項

1 資源循環型畜産の推進

畜産業において家畜排せつ物を適正に管理することは必須の条件であるが、そこで生産された堆肥を適切に農地還元することは、農業の資源循環機能の促進や循環型社会の形成に大きく貢献している。

今後も、県資源循環型畜産推進指導協議会並びに地域資源循環型畜産推進指導協議会において、資源循環型畜産を確立するための検討を行うとともに、県、市町、農協等関係団体の協力のもと、畜産農家への巡回指導等で畜産経営に起因する環境問題の未然防止を図り、良質堆肥の生産と自給飼料の生産や稲わら堆肥交換等の推進により資源循環型畜産を確立する。

2 消費者の理解醸成

本県畜産業の健全な発展を図るためには、家畜排せつ物が発生する家畜の飼養現場の現状や、臭気等の畜産環境対策に対する畜産農家の取組や努力について、消費者や地域住民の理解を深めることが重要である。

このため、県及び市町は、

① 関係者が一体となって畜産環境対策に取り組んでいること

② 家畜排せつ物の利用促進が循環型社会の構築に一定の役割を果たしていること等について、消費者や地域住民に対する普及・啓発に努める。

具体的には、地域で生産される堆肥を施用した農産物の地産池消（特別栽培農産物の生産・土づくりに堆肥が一定の役割を担っていることや循環型農業についての啓発）、学校給食への提供、教育現場における酪農教育ファームの活動の推進などにより堆肥等の利用を含む畜産業の社会的意義についての理解醸成に努める。

3 家畜防疫の観点からの適切な堆肥化の徹底等による防疫対策の強化

堆肥化を適切に行うための対策を講じることは家畜防疫の観点からも重要である。

家畜排せつ物及び堆肥の運搬に当たっては、運搬車両を通じて家畜疾病の病原体が伝播する可能性があることや環境問題を考慮し、堆肥等の散逸防止、車両の消毒、運搬ルートを検討等に努める。

なお、畜産農家は野生動物等が家畜排せつ物に接触して病原体が拡散することや、堆肥が野生動物等により汚染されることの可能性を排除するよう努める。

2 広島県資源循環型畜産確立基本方針

平成14年5月22日農林水産部長決裁

平成15年5月21日一部改正

平成18年4月1日一部改正

平成21年5月15日一部改正

平成26年10月1日一部改正

令和4年3月16日一部改正

第1 資源循環型畜産確立に関する基本方針

1 基本方針

畜産経営の健全な発展のため、「広島県における家畜排せつ物の利用の促進を図るための計画」に基づいて、家畜排せつ物の管理の適正化を図り、畜産環境の保全及び資源循環型畜産の確立を積極的に推進するものとする。

2 畜産業を営む者の責務

家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律(平成11年法律第112号。以下「家畜排せつ物管理法」という。)第3条第2項において、畜産業を営む者は、農林水産大臣の定めた管理基準に従い家畜排せつ物を管理しなければならないとされていることから、畜産業を営む者はその責任において家畜排せつ物の管理を適正に行い、畜産環境の保全に努めるものとする。

第2 資源循環型畜産確立対策の指導体制

家畜排せつ物の適正な管理による畜産環境の保全並びに堆肥化等による家畜排せつ物の農地へのリサイクルを推進するため、県資源循環型畜産推進指導協議会及び地域資源循環型畜産推進指導協議会を開催するものとする。

1 県資源循環型畜産推進指導協議会

(1) 構成員

県資源循環型畜産推進指導協議会(以下「県協議会」という。)は、畜産課、畜産事務所、農林水産事務所(農林事業所)、農業技術指導所、県立総合技術研究所畜産技術センター、全国農業協同組合連合会広島県本部、広島県酪農業協同組合、一般社団法人広島県畜産協会及び一般社団法人広島県配合飼料価格安定基金協会をもって構成するものとする。

(2) 県協議会の取り組み

ア 「広島県における家畜排せつ物の利用を図るための計画」に基づき、広島県

資源循環型畜産確立基本方針について検討を行うものとする。

イ 畜産経営における家畜排せつ物処理利用施設の整備目標及び家畜排せつ物処理利用施設の整備計画の検討及び策定を行うものとする。

ウ 家畜排せつ物法施行規則第1条に規定する管理基準に即した家畜排せつ物の管理方法、堆肥の利用の促進等に係るマニュアルを作成するものとする。

2 地域資源循環型畜産推進指導協議会

地域資源循環型畜産推進指導協議会（以下「地域協議会」という。）は各畜産事務所の管轄する区域ごとに設置するものとし、事務局は、各畜産事務所に置くものとする。

(1) 構成員

地域協議会は、畜産事務所、市町及び農業協同組合等の関係団体（必要に応じて農林水産事務所（農林事業所）、農業技術指導所、県立総合技術研究所畜産技術センター等の関係機関）をもって構成するものとする。

(2) 地域協議会の取り組み

ア 家畜排せつ物の適正な管理による地域内の畜産環境保全と堆肥の利用を促進するための地域資源循環型畜産確立指導方針を作成するものとする。

イ 家畜排せつ物の不適正な管理による環境汚染の現状を的確に把握するための実態調査及び悪臭物質等の分析調査を実施するものとする。

ウ 広島県資源循環型畜産確立基本方針の徹底を図るとともに、地域資源循環型畜産確立基本方針に基づく家畜排せつ物の適切な処理技術の普及浸透及び耕種部門との連携による流通促進、需給情報のネットワーク化を図るための巡回指導を実施するものとする。

第3 家畜排せつ物処理・利用を図るための措置

1 家畜排せつ物処理施設の整備等の推進

家畜排せつ物の適正な管理と良質堆肥の安定的な生産及び利用の促進を図るため、堆肥化を基本とした家畜排せつ物処理施設及び堆肥保管施設の整備に加えて、老朽化した家畜排せつ物処理施設の補改修や機能強化を計画的に推進するものとする。

また、家畜排せつ物処理の効率化を図るため、畜産を営む者の経営規模に応じた処理高度化施設を計画的に整備するものとする。

この場合において地域の実情を踏まえ必要に応じ、脱臭装置等の整備を図り、地域環境に対して適切な配慮を行うものとする。

2 堆肥利用の促進

地域における堆肥利用の促進を図るため、畜産を営む者の家畜排せつ物の適切な処理・利用に必要な技術の向上と併せて、畜産部門と耕種部門の連携による堆肥の地域内での利用促進及び県内における広域的な流通の円滑化を図るものとする。

3 家畜排せつ物のエネルギーとしての利用の推進

環境対策に配慮したエネルギー利用を推進することで、環境問題の防止を図るとともに、畜産経営におけるエネルギーの有効活用を推進する。

4 畜産環境問題への対応

環境部局と連携し、畜産農家が適正な家畜の飼養管理、施設管理及び施設の補改修等により、臭気対策及び污水対策を進めることを推進する。

また、畜産クラスターの仕組み等を活用した施設・機械の整備や、地域との連携による堆肥の利用促進など、畜産環境の改善に関係者が一体となって取り組む。

第4 その他家畜排せつ物の利用の促進に関する事項

1 畜産と耕種の連携強化

畜産と耕種の連携による堆肥の流通促進を図るため、堆肥利用の現状等を踏まえた今後の堆肥利用促進や堆肥センターの機能の強化に関する活動の推進に努めるものとする。

また、畜産部門、耕種部門の農業関係者の協力を得ながら、堆肥需給の取りまとめやそのネットワーク化に努めるものとする。

2 自給飼料基盤の強化

堆肥の土地還元による資源循環型畜産を推進する観点から、草地等の整備と併せて耕作放棄地、野草地等の自給飼料基盤としての利活用を推進するものとする。

3 関係者への知識の普及啓発及び消費者や地域住民の理解醸成

畜産環境対策に関する畜産農家の取組について、良好なコミュニケーションを図ることによって、消費者や地域住民の理解醸成に努める。また、持続性の高い農業生産方式の導入の促進や資源循環型社会の実現の観点から、家畜排せつ物の適正な管理及び利用の促進が資源循環型社会の構築等に果たす意義について、農業関係者等への普及啓発に努める。

4 家畜防疫の観点からの適切な堆肥化の徹底等による防疫対策の強化

運搬車両による病原体の伝搬を防止するため、堆肥等の散逸防止、車両の消毒、運搬ルート of 検討等の支援に努める。

5 市町等との連携

家畜排せつ物の適切な処理・利用の円滑な推進を図るため、地域の実情に詳しい市町、農業団体等との連携による推進指導体制の整備を図るものとする。

広島県資源循環型畜産推進指導体制

広島県資源循環型畜産推進指導協議会

構成	畜産課，畜産事務所，農林水産事務所（農林事業所），農業技術指導所，県立総合技術研究所畜産技術センター，全国農業協同組合連合会広島県本部，広島県酪農業協同組合，一般社団法人広島県畜産協会，一般社団法人広島県配合飼料価格安定基金協会
事業内容	<ul style="list-style-type: none"> ○ 「広島県における家畜排せつ物の利用を図るための計画」に基づき広島県資源循環型畜産確立基本方針について検討を行う。 ○ 畜産経営における家畜排せつ物処理利用施設の整備目標及び家畜排せつ物処理利用施設の整備計画の検討及び策定を行う。 ○ 家畜排せつ物管理法施行規則第1条に規定する管理基準に即した家畜排せつ物の管理方法，堆肥の利用の促進等に係るマニュアルを作成する。

地域資源循環型畜産推進指導協議会

	西部	東部	北部
構成	畜産事務所，市町，農業協同組合等の関係団体 （農林水産事務所（農林事業所），農業技術指導所，県立総合技術研究所畜産技術センター等の関係機関）		
事業内容	<ul style="list-style-type: none"> ○ 家畜排せつ物の適正な管理による地域内の畜産環境保全と堆肥の利用を促進するための地域資源循環型畜産確立指導方針を作成する。 ○ 家畜排せつ物の不適正な管理による環境汚染の現状を的確に把握するための実態調査及び悪臭物質等の分析調査を実施する。 ○ 広島県資源循環型畜産確立基本方針の徹底を図るとともに，地域資源循環型畜産確立基本方針に基づく家畜排せつ物の適切な処理技術の普及浸透及び耕種部門との連携による流通促進，需給情報のネットワーク化を図るための巡回指導を実施する。 		

畜産農家・耕種農家

(参考)

地域資源循環型畜産推進指導協議会事務局

西部地域資源循環型畜産推進指導協議会

(東広島市西条御条町1-15 西部畜産事務所)

東部地域資源循環型畜産推進指導協議会

(福山市三吉町一丁目1-1 東部畜産事務所)

北部地域資源循環型畜産推進指導協議会

(庄原市東本町一丁目4-1 北部畜産事務所)

3 家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律関係 事務処理指針

平成16年9月29日制定
平成18年4月1日一部改正
平成20年4月1日一部改正
平成21年4月1日一部改正
令和3年7月29日一部改正
広島県農林水産局長

家畜排せつ物の適正な管理は、本県の畜産業の健全な発展にとって重要な課題であり、畜産業を営む者が自発的に管理の改善を行うことを促すため、「家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律」（平成11年7月28日法律第112号。以下、「法」という。）第4条から第6条までに規定された指導・助言、勧告及び命令、並びに報告の徴収及び立入検査の行政措置を実施するものとする。

法に基づき実施する県の事務については、法に基づくもののほか、この事務処理指針によるものとする。

第1 行政措置の実施

- 1 西部畜産事務所長は、法の適用を受ける畜産業を営む者（以下、「畜産事業者」という。）が法第3条の規定による管理基準に違反している事実を認めたときは、当該畜産事業者に対し必要な行政措置を行うものとする。
- 2 前項の行政措置は、原則として別表1の「違反等の内容」欄の区分に従い、指導・助言、勧告及び命令を実施するものとする。

第2 実態把握

- 1 西部畜産事務所長は、第1に定める行政措置を行う場合においては、事前に現地調査及び関係者からの事情聴取を実施し、事実関係と経過の確認により実態把握を行うものとする。

第3 報告の徴収及び立入検査（法第6条）

- 1 西部畜産事務所長は、次のいずれかに該当する場合に、別表2に掲げる事項について法第6条第1項の規定による報告の徴収及び立入検査を実施するものとする。
 - (1) 第2の1に定める実態把握により、法第3条の規定による管理基準に違反している恐れがあると認めた場合
 - (2) 指導及び助言に対する措置状況を確認する場合
 - (3) 勧告に対する措置状況を確認する場合
 - (4) 命令に対する措置状況を確認する場合
 - (5) その他、西部畜産事務所長が必要と認めた場合
- 2 立入検査は、西部畜産事務所の法第6条第2項の規定による身分証明書の交付を受けた職員（以下、「職員」という。）が、法第3条の規定による管理基準に違反している恐れがあると認めた畜産事業者の事業所（以下、「畜産事業所」という。）に対し実施するものとする。
- 3 立入検査の立会者は、原則として当該畜産事業所の経営権を有する代表者（以下、経営者という。）とし、西部畜産事務所長は、市町長等に担当職員の立会を

依頼するものとする。

- 4 立入検査を実施した職員は、実施状況を立入検査票（様式第1号）に記録するものとする。

第4 指導及び助言（法第4条）

- 1 西部畜産事務所長は、第3に定める報告の徴収及び立入検査等の結果、法第3条の規定による管理基準に違反していると認められた場合は、法第4条の規定による指導及び助言を行うものとする。
- 2 指導及び助言は、当該畜産事業者に対し、堆肥舎その他の家畜排せつ物の処理若しくは保管の用に供する施設（以下、「管理施設」という。）の構造設備及び家畜排せつ物の管理方法に関する改善項目を記載した指導・助言書（様式第2号）を交付することにより実施するものとする。
ただし、第3に定める立入検査を実施した職員が、緊急を要すると認める場合には、直ちに指導・助言書（様式第3号）を交付することができるものとする。
- 3 指導・助言書の交付は原則として経営者に手交し、趣旨及び内容を明確に伝えるものとする。

第5 改善計画

- 1 西部畜産事務所長は、必要と認めるときは当該畜産事業者に対し、改善計画書（様式第4号）の提出を求めることができるものとする。
なお、改善計画書の作成に当たっては、当該畜産事業者に対し必要な助言を行うものとする。
- 2 西部畜産事務所長は、当該畜産事業者から改善計画書の提出があったときは、遅滞なくその内容を確認するとともに、必要に応じて第3に定める立入検査を実施し、改善計画の履行状況を確認するものとする。

第6 勧告（法第5条第1項）

- 1 西部畜産事務所長は、指導及び助言に対する措置状況を確認した結果、改善が認められず、指導及び助言を継続しても改善が見込まれないと判断した場合は、当該畜産事業者に対し法第5条第1項の規定による勧告を実施するものとする。
- 2 勧告は、当該畜産事業者に対し、管理施設の構造設備及び家畜排せつ物の管理方法に関する改善事項を明示のうえ、改善期限を定めて勧告書（様式第5号）を交付し、その遵守を勧告するものとする。
- 3 勧告書の交付は原則として経営者に手交し、趣旨及び内容を明確に伝えるものとする。
- 4 西部畜産事務所長は、勧告を行う場合には原則として第5に定める改善計画の提出を求めるものとする。
- 5 西部畜産事務所長は、前項の改善計画の提出があった場合には、当該畜産事業者に対し改善報告書の提出を通知（様式第6号）するものとする。

第7 命令（法第5条第2項）

- 1 西部畜産事務所長は、勧告を受けた後においても、なお改善を行う意思がないと認められ、自発的な改善が期待できないと判断した場合は、当該畜産事業者に対し、法第5条第2項の規定による命令を実施するものとする。
- 2 命令は、当該畜産事業者に対し、改善を命じる内容及び理由を明示のうえ、命令書（様式第7号）を交付し、期限を定めて勧告に係る措置の実行を命じるものとする。

とする。

- 3 命令は、行政手続法（平成5年法律第88号）に基づき、事前に経営者に対し弁明の機会の付与を通知し、書面による弁明の後に行わなければならない。
- 4 命令書の交付は原則として経営者に手交し、趣旨及び内容を明確に伝えるものとする。

第8 農林水産局長への報告

- 1 西部畜産事務所長は、行政措置の実施状況について、家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に係る法律に基づく行政措置実施状況報告書（様式第8号）により各月ごとに取りまとめ、農林水産局長に報告するものとする。
- 2 西部畜産事務所長は、当該畜産事業者が法第5条第2項の規定による命令に違反した場合、第6条第1項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告を行った場合又は第6条第1項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した場合は、当該畜産事業者に対する指導の経過等を取りまとめ、農林水産局長に報告するものとする。
- 3 農林水産局長は、前項の報告があった場合は、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第239条第2項の規定により違反者の告発を行うものとする。

附 則

この事務処理指針は、平成16年9月29日から施行し、平成16年11月1日から適用する。

附 則

この事務処理指針は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この事務処理指針は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この事務処理指針は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この事務処理指針は、令和3年8月1日から施行する。

別表1 (第1関係)

違反等の内容		行政措置		
		行政措置の種類及び根拠	改善の期限	施行様式等
1	<p><管理基準></p> <p>①管理施設の構造設備に関する基準に合致しないとき(ハード)</p> <p>②家畜排せつ物の管理方法に関する基準に合致しないとき(ソフト)</p> <p>(規則第1条第1項)</p>	指導・助言 (法第4条)	<p>改善措置を講ずるために必要な期間</p> <p>(改善計画の立案等に要すると認められる相当期間を含む)</p>	<p>様式第2号</p> <p>〃 3号</p> <p>(緊急に対策を求める場合について、様式3により現地において指導・助言を行うことができるものとする。)</p>
2	本表第1欄の指導・助言による改善が認められないとき	勸告 (法第5条)	<p>同上</p> <p>改善計画書の提出は、原則として行政措置を知った日から14日以内とする。</p>	様式第5号
3	本表第2欄の勸告による改善が認められないとき	命令 (法第5条)	同上	様式第7号

(注) 本表各欄中、法及び規則とは、それぞれ家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律及び同法施行規則をいう。

別表2 (第2関係)

1 立入検査項目及び確認内容

項目	確認内容
1 家畜飼養頭羽数	飼養頭羽数が、牛及び馬にあつては10頭以上、豚にあつては100頭以上、鶏にあつては2000羽以上であり、管理基準の適用を受けるものであること。※
2 管理施設の構造設備 (ハード)	①固形状家畜排せつ物にあつては、床は不浸透性材料(コンクリート、鋼板、防水シート等)で築造されていること。また、適当な覆い及び側壁が設けられていること。 ②液状家畜排せつ物にあつては、不浸透性材料で築造した貯留槽であること。
3 家畜排せつ物の管理方法 (ソフト)	①家畜排せつ物が管理施設において管理されていること。 ②管理施設の定期的な点検が行われていること。 ③床、覆い、側壁又は槽に破損がないこと。 ④送風装置等が設置されている場合は、当該装置の維持管理が適正になされていること。 ⑤家畜排せつ物の年間の発生量、処理の方法別の数量について記録されていること。
4 指導・助言及び勧告に対する措置状況	改善の措置が実行されていること。

※ 家畜飼養頭羽数の子畜の取扱い

牛	原則として6ヶ月齢未満を除外	
	酪農経営	6ヶ月齢未満を除外
	肥育経営	〃
	肉用牛繁殖経営	出荷されることが確実な子牛は、10ヶ月齢未満のものも除外
	乳用種育成経営	飼養されている育成牛(6ヶ月齢未満のものも含む。)の実頭数に1/3を乗じて得た数をもって飼養頭数として扱う。
馬	6ヶ月齢未満を除外	
豚	3ヶ月齢未満を除外	
鶏	2日齢未満を除外	

様式第1号 (立入検査票)

(表)
立入検査票

検査 年月日	年 月 日 () 時 分 ~ 時 分				
調査対象 農場名				代表者名	
住所及び 連絡先					TEL FAX
立入検査 職員	所属		職名		氏名

畜種					
飼養頭羽数					

管理施設の構造設備基準に関する事項

①固形状家畜排せつ物

床は不浸透性材料で築造されているか

適当な覆い及び側壁が設けられているか

②液状家畜排せつ物

不浸透性材料で築造した貯留槽であるか

家畜排せつ物の管理方法基準に関する事項

①家畜排せつ物が管理施設において管理されているか

②管理施設の定期的な点検が行われていること

③床、覆い、側壁又は槽に破損がないこと。

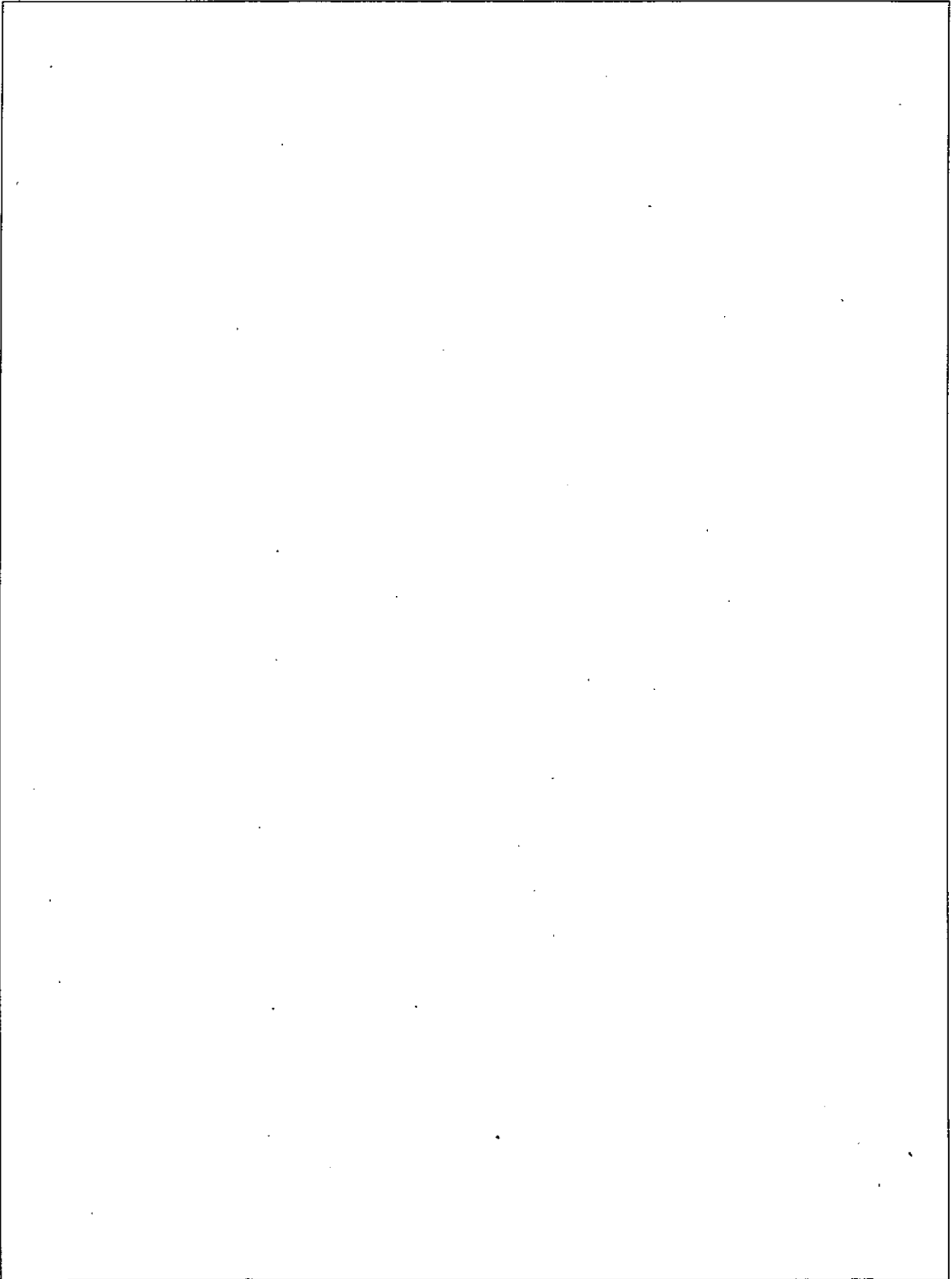
④送風装置等が設置されている場合は、当該装置の維持管理が適正になされているか

⑤家畜排せつ物の年間の発生量、処理の方法別の数量について記録されているか

その他
特記事項

(裏)

【調査現場見取り図】




注) 必要に応じ, 現況写真を添付すること。

様式第2号（指導・助言書）

家畜排せつ物の管理に関する指導・助言書

年 月 日

氏名又は名称及び
法人にあっては 様
その代表者の氏名

広島県西部畜産事務所長 

家畜排せつ物の処理の適正化及び利用の促進に関する法律（平成11年法律第112号）第6条第1項の規定により、年 月 日 貴畜産事業所の立入検査を実施したところ、同法第3条第2項の規定を遵守するためには、次の事項が不備ですので、早急に改善してください。

（なお、改善計画等を把握したいので、年 月 日までに改善計画書を提出してください。）

（また、当指導・助言による改善が認められない場合は、同法第5条第2項の規定により、勧告を行うことがあります。）

1 改善を要する事業所

(1) 所在地

(2) 名称

2 改善項目

(1) 管理施設の構造設備

(2) 家畜排せつ物の管理方法

(控用)

所長	次長	課長	GL	課 員

(交付用)は以下による。

家畜排せつ物の管理に関する指導・助言書

1 改善を要する事業所

(1) 所在地

(2) 名称

家畜排せつ物の処理の適正化及び利用の促進に関する法律（平成11年法律第112号）第6条第1項の規定により，立入検査を実施したところ，同法第3条第2項の規定を遵守するためには，次の事項が不備ですので早急に改善してください。

[改善項目]

(1) 管理施設の構造設備

(2) 家畜排せつ物の管理方法

受領者	氏名
-----	----

年 月 日

広島県西部畜産事務所

担当者職氏名



様式第4号（改善計画書）

改 善 計 画 書

年 月 日

広島県西部畜産事務所長 様

住 所
氏 名

年 月 日付けで指導・助言（勧告、命令）のあった家畜排せつ物の不適切な管理については、次のとおり改善します。

1 改善事項

（1）管理施設の構造設備

（2）家畜排せつ物の管理方法

2 改善計画

別紙改善計画工程表のとおり

改善計画工程表

年 月 日

作成者氏名


改善項目	具体的な改善策・ 方法等	工 程												備考	
		年	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月		

注) 改善計画には, 改善箇所及び改善内容がわかる図面等を添付すること。

様式第5号（勧告書）

年 月 日

氏名又は名称及び
法人にあっては 様
その代表者の氏名

広島県西部畜産事務所長 

家畜排せつ物の適正管理について（勧告）

家畜排せつ物の処理の適正化及び利用の促進に関する法律（平成11年法律第112号）第6条第1項の規定により、 年 月 日に、貴畜産事業所に立入調査したところ、家畜排せつ物の不適切な管理が見受けられました。

同法第3条第2項の規定により、畜産業を営む者は管理基準に従い家畜排せつ物を管理しなければならないこととされています。

については、貴畜産事業所から発生する家畜排せつ物を適正管理するよう勧告します。

なお、改善計画等を把握したいので、 年 月 日までに改善計画書を提出してください。

また、当勧告による改善が認められない場合は、同法第5条第2項の規定により、勧告に従うことを命ずることがあります。

1 改善を要する事業所

(1) 所在地

(2) 名称

2 改善を要する事項

(1) 管理施設の構造設備


(2) 家畜排せつ物の管理方法

3 改善の期限 年 月 日

様式第6号（改善通知）

年 月 日

氏名又は名称及び
法人にあっては 様
その代表者の氏名

広島県西部畜産事務所長 

家畜排せつ物の適正管理のための改善計画の履行について（通知）

このことについて、 年 月 日付けで提出のあった改善計画に基づき、家畜排せつ物の適正管理のための改善措置を速やかに実施してください。

なお、改善措置が完了したときは、別紙により報告してください。

(別 紙)

年 月 日

広島県西部畜産事務所長 様

住 所
氏 名

家畜排せつ物の適正管理のための改善措置の実施について（報告）

家畜排せつ物の適正管理のための改善措置について、次のとおり実施しましたので報告します。

改善結果

1 管理施設の構造設備

2 家畜排せつ物の管理方法

(注) 改善箇所についての写真を添付してください。


様式第7号（命令書）

指令 第 号

氏名又は名称及び法人に
あつてはその代表者の氏名

家畜排せつ物の処理の適正化及び利用の促進に関する法律（平成11年7月28日法律第112号）第5条第2項の規定により、次のとおり改善することを命じます。

年 月 日

広島県西部畜産事務所長 氏 名 

1 改善を要する事業所

(1) 所在地

(2) 名称

2 改善を命じる内容

(1) 管理施設の構造設備

(2) 家畜排せつ物の管理方法

3 改善を命じる理由

家畜排せつ物の処理の適正化及び利用の促進に関する法律第3条第2項違反
()

4 改善を命じる期間

年 月 日から 年 月 日までの期間

（この処分について不服がある場合は、この処分があつたことを知った日の翌日から起算して60日以内に、広島県知事に対して審査請求をすることができます。また、この処分があつたことを知った日（広島県知事に対して審査請求をした場合は、当該審査請求に対する広島県知事の裁決があつたことを知った日）の翌日から起算して6ヶ月以内に広島県を被告として広島地方裁判所にこの処分の取消しの訴えを提起することもできます（訴訟において広島県を代表する者は、広島県知事となります））

様式第8号（報告書）

家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に係る法律に基づく
行政措置実施状況報告書（ 年 月分）

年 月 日

農 林 水 産 局 長 様
（ 畜 産 課 ）

西 部 畜 産 事 務 所 長

年 月に実施した家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に係る法律に基
づく行政措置は、次のとおりです。

番号	実 施 年月日	区分	市町名	畜産事業所名 (代表者名)	内 容	備 考

注1 区分欄は行政措置の区分（指導・助言，勧告，命令，立入検査，報告の徴収）を記入。

2 指導・助言書，勧告書，命令書及び立入検査票等の写しを添付すること。

参考（広島県聴聞等規則別記様式第12号）
（表）

弁 明 通 知 書

年 月 日

様

広島県西部畜産事務所長 氏 名

あなたに対する不利益処分について、次のとおり弁明することができます。

弁明の件名	
予定される不利益処分の内容	
根拠となる法令の条項	
不利益処分の原因となる事実	
弁明書の提出先	
弁明書の提出期限	年 月 日 時 分まで
備 考	

弁明に際しての留意事項は裏面のとおりです。

- 備考
- 1 所定の欄に記載することができないときには、別紙に記載の上、これを添付すること。
 - 2 不利益処分の名あて人となるべき者にこの様式を交付するときには、別記様式第1号及び別記様式第2号の様式を添付すること。
 - 3 用紙の大きさは、日本産業規格A列4とする。

(裏)

弁 明 に 関 す る 留 意 事 項

- 1 弁明書には、あなたの氏名、住所、弁明の件名及び弁明に係る事案についての意見を記載してください。

- 2 弁明をするときは、証拠書類又は証拠物を提出することができます。

- 3 あなたが弁明しない場合には、あなたに代わって代理人を選任できますので、広島県聴聞等規則（平成6年広島県規則第72号）別紙様式第1号の代理人資格証明書と委任状の写し等委任の証拠となる書類を提出してください。

- 4 口頭による弁明を行うことができる場合であって、病気その他のやむを得ない理由があるときには、知事に対し、弁明の日時又は場所の変更を申し出ることが出来ます。

参考（広島県聴聞等規則別記様式第1号）

代 理 人 資 格 証 明 書

年 月 日

広島県西部畜産事務所長 様

住 所

氏 名

弁明通知書（ 年 月 日付け）に係る弁明について、次のとおり委任します。

弁明の件名	
代理人の 住 所	
代理人の 氏 名	
代理人に委 任する権限	

- 備考
- 1 知事に提出する際には、委任状の写しその他委任の証拠となる書類を添付すること。
 - 2 不要の文字は消すこと。
 - 3 用紙の大きさは、日本産業規格A列4とする。

参考（広島県聴聞等規則別記様式第2号）

代 理 人 資 格 喪 失 届 出 書

年 月 日

広島県西部畜産事務所長 様

住 所

氏 名

次の者は、弁明通知書（ 年 月 日付け）に係る弁明について、代理人の
資格を失ったので届け出ます。

弁明の件名	
代理人の 住 所	
代理人の 氏 名	

- 備考 1 不要の文字は消すこと。
2 用紙の大きさは、日本産業規格 A 列 4 とする。

参考 (告発状)

第 号

家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律
違反被疑事件に係る告発状

被告発人

住所

氏名又は名称及び

法人にあつては

その代表者の氏名

右の者は、家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律（平成十一法律第百十二号）第3条第2項の規定に違反する疑いがありますので、次のとおり、刑事訴訟法（昭和二十三年法律第百三十一号）第二百三十九条第2項の規定により、ここに告発します。

平成 年 月 日

広島県知事

氏名

印

警察署長

司法警察員

様

一 家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律違反と目される事実

(違反行為のあつた年月日、場所、内容等を記載)

二 告発に至る経過

(過去の指導状況、改善状況等を記載)

三 証拠書類

第三章 不利益処分

第一節 通則

（処分の基準）

第十二条 行政庁は、不利益処分をするかどうか又はどのような不利益処分とするかについてその条例等の定めに従って判断するために必要とされる基準（次項において「処分基準」という。）を定め、かつ、これを公にしておくよう努めなければならない。

2 行政庁は、処分基準を定めるに当たっては、当該不利益処分の性質に照らしてできる限り具体的なものとしなければならない。

（不利益処分をしようとする場合の手続）

第十三条 行政庁は、不利益処分をしようとする場合には、次の各号の区分に従い、この章の定めるところにより、当該不利益処分の名あて人となるべき者について、当該各号に定める意見陳述のための手続を執らなければならない。

一 次のいずれかに該当するとき 聴聞

イ 許認可等を取り消す不利益処分をしようとするとき。

ロ イに規定するもののほか、名あて人の資格又は地位を直接にはく奪する不利益処分をしようとするとき。

ハ イ及びロに掲げる場合以外の場合であって行政庁が相当と認めるとき。

二 前号イからハまでのいずれにも該当しないとき 弁明の機会の付与

2 次の各号のいずれかに該当するときは、前項の規定は、適用しない。

一 公益上、緊急に不利益処分をする必要があるため、前項に規定する意見陳述のための手続を執ることができないとき。

二 条例等の規定上必要とされる資格がなかったこと又は失われるに至ったことが判明した場合に必ずすることとされている不利益処分であって、その資格の不存在又は喪失の事実が裁判所の判決書又は決定書、一定の職に就いたことを証する当該任命権者の書類その他の客観的な資料により直接証明されたものをしようとする

とき。

三 施設若しくは設備の設置、維持若しくは管理又は物の製造、販売その他の取扱いについて遵守すべき事項が条例等において技術的な基準をもって明確にされている場合において、専ら当該基準が充足されていないことを理由として当該基準に従うべきことを命ずる不利益処分であってその不充足の事実が計測、実験その他客観的な認定方法によって確認されたものをしようとするとき。

四 納付すべき金銭の額を確定し、一定の額の金銭の納付を命じ、又は金銭の給付決定の取消しその他の金銭の給付を制限する不利益処分をしようとするとき。

五 当該不利益処分の性質上、それによって課される義務の内容が著しく軽微なものであるため名あて人となるべき者の意見をあらかじめ聴くことを要しないものとして規則で定める処分をしようとするとき。

(不利益処分の理由の提示)

第十四条 行政庁は、不利益処分をする場合には、その名あて人に対し、同時に、当該不利益処分の理由を示さなければならない。ただし、当該理由を示さないで処分すべき差し迫った必要がある場合は、この限りでない。

2 行政庁は、前項ただし書の場合においては、当該名あて人の所在が判明しなくなったときその他処分後において理由を示すことが困難な事情があるときを除き、処分後相当の期間内に、同項の理由を示さなければならない。

3 不利益処分を書面でするときは、前二項の理由は、書面により示さなければならない。

第二節 聴聞

(聴聞の通知の方式)

第十五条 行政庁は、聴聞を行うに当たっては、聴聞を行うべき期日までに相当な期間において、不利益処分の名あて人となるべき者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

一 予定される不利益処分の内容及び根拠となる条例等の条項

二 不利益処分の原因となる事実

三 聴聞の期日及び場所

四 聴聞に関する事務を所掌する組織の名称及び所在地

2 前項の書面においては、次に掲げる事項を教示しなければならない。

- 一 聴聞の期日に出頭して意見を述べ、及び証拠書類又は証拠物（以下「証拠書類等」という。）を提出し、又は聴聞の期日への出頭に代えて陳述書及び証拠書類等を提出することができること。
- 二 聴聞が終結する時までの間、当該不利益処分の原因となる事実を証する資料の閲覧を求めることができること。
- 3 行政庁は、不利益処分の名あて人となるべき者の所在が判明しない場合においては、第一項の規定による通知を、その者の氏名、同項第三号及び第四号に掲げる事項並びに当該行政庁が同項各号に掲げる事項を記載した書面をいつでもその者に交付する旨を当該行政庁の事務所の掲示場に提示することによって行うことができる。この場合においては、掲示を始めた日から二週間を経過したときに、当該通知がその者に到達したものとみなす。

（代理人）

第十六条 前条第一項の通知を受けた者（同条第三項後段の規定により当該通知が到達したものとみなされる者を含む。以下「当事者」という。）は、代理人を選任することができる。

- 2 代理人は、各自、当事者のために、聴聞に関する一切の行為をすることができる。
- 3 代理人の資格は、書面で証明しなければならない。
- 4 代理人がその資格を失ったときは、当該代理人を選任した当事者は、書面でその旨を行政庁に届け出なければならない。

第三節 弁明の機会の付与

（弁明の機会の付与の方式）

第二十七条 弁明は、行政庁が口頭であることを認めたとときを除き、弁明を記載した書面（以下「弁明書」という。）を提出してするものとする。

- 2 弁明をするときは、証拠書類等を提出することができる。

（弁明の機会の付与の通知の方式）

第二十八条 行政庁は、弁明書の提出期限（口頭による弁明の機会の付与を行う場合には、その日時）までに相当な期間において、不利益処分の名あて人となるべき者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

- 一 予定される不利益処分の内容及び根拠となる条例等の条項
- 二 不利益処分の原因となる事実

三 弁明書の提出先及び提出期限（口頭による弁明の機会の付与を行う場合には、その旨並びに出頭すべき日時及び場所）

（聴聞に関する手続の準用）

第二十九条 第十五条第三項及び第十六条の規定は、弁明の機会の付与について準用する。この場合において、第十五条第三項中「第一項」とあるのは「第二十八条」と、「同項第三号及び第四号」とあるのは「同条第三号」と、第十六条第一項中「前条第一項」とあるのは「第二十八条」と、「同条第三項後段」とあるのは「第二十九条において準用する第十五条第三項後段」と読み替えるものとする。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成二十一年四月一日から施行する。

附 則（平成二六年一二月二四日条例第五〇号）

（施行期日）

1 この条例は、平成二十七年四月一日から施行する。

（広島県税条例の一部改正）

第一章 総則

（総則）

第一条 知事が不利益処分をするに当たって行う聴聞又は弁明の機会の付与に関する手続については、法令（条例及び規則を含む。以下同じ。）に特別の定めのある場合を除くほか、この規則の定めるところによる。

（定義）

第二条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 主宰者 聴聞を主宰する者をいう。
- 二 当事者 聴聞又は弁明の機会の付与の通知を受けた者をいう。
- 三 関係人 当事者以外の者であって、不利益処分の根拠となる法令に照らし当該不利益処分につき利害関係を有するものと認められる者をいう。
- 四 参加人 主宰者から、聴聞に関する手続に参加することを求められ、又は許可された関係人をいう。

第二章 聴聞

第一節 主宰者等

（代理人）

第五条 当事者又は参加人（以下「当事者等」という。）が聴聞に関して代理人を選任した場合には、別記様式第一号の代理人資格証明書及び委任状の写し等委任の証拠となる書類を知事に提出しなければならない。

2 前項の代理人がその資格を失ったときの届出は、別記様式第二号の代理人資格喪失届出書によるものとする。

第二節 聴聞の進行

（聴聞の機会の放棄）

第十一条 当事者は、あらかじめ知事に届け出ることにより、聴聞の機会を放棄することができる。

（文書等の閲覧手続）

第十二条 当該不利益処分がされた場合に自己の利益を害されることとなる参加人及び当事者（以下この条において「参加人等」という。）は、当該事案についてした調査の結果に係る調書その他の当該不利益処分の原因となる事実を証する資料の閲覧をしようとする場合には、別記様式第八号の文書閲覧申請書により知事に申請しなければならない。ただし、聴聞の期日における審理の際においては、この限りでない。

2 知事は、当該閲覧を許可したときには、その場で閲覧させる場合を除き、速やかに、閲覧の日時及び場所を当該参加人等に通知するものとする。

3 知事は、聴聞の期日における審理の際に当該閲覧の申請があった場合において、当該審理中に閲覧させることができないとき（閲覧を拒否をした場合を除く。）には、閲覧の日時及び場所を指定し、当該参加人等にその旨を通知するものとする。この場合において、主宰者は、当該閲覧の日以降の日を新たな聴聞の期日として定めなければならない。

4 第二項の許可を受けた者が、当該閲覧について写しの交付を受けようとするときは、あらかじめ、別記様式第八号の二の閲覧資料写し交付申請書により申請しなければならない。

（証拠書類等の提出方法）

第十八条 当事者等及び参考人が証拠書類等の提出をする場合には、次に掲げる事項を記載した提出物目録を作成し、主宰者に提出しなければならない。

- 一 聴聞の件名
- 二 提出した年月日
- 三 提出した者の氏名及び住所
- 四 提出した証拠書類等の題名

2 主宰者は、前項の提出物目録の提出を受けた場合には、直ちに記載事項を確認し、その内容に誤りがないときには、その旨を証した書面を証拠書類等を提出した者に交付しなければならない。

第三章 弁明の機会の付与

（弁明の通知）

第二十三条 不利益処分の名あて人となるべき者に弁明の機会を付与するときの通知は、別記様式第十二号の弁明通知書によるものとする。

（弁明書の不提出等の場合における措置）

第二十四条 知事は、提出期限までに弁明書が提出されない場合、又は知事が口頭で弁明をすることを認めた場合でその日時に当事者が出頭しないときには、改めて弁明の機会の付与を行うことを要しない。

（準用規定）

第二十五条 第五条、第十一条及び第十八条の規定は、弁明の機会の付与について準用する。この場合において、第五条第一項中「当事者又は参加人（以下「当事者等」という。）」とあるのは「当事者」と、同条第二項中「当事者等」とあるのは「当事者」と、第十八条中「当事者等及び参考人」とあるのは「当事者」と、「主宰者」とあるのは「知事」と読み替えるものとする。

2 第十条の規定は、口頭による弁明の機会の付与について準用する。この場合において、同条第一項及び第二項中「聴聞の期日」とあるのは「弁明の日時」と、同条第三項中「聴聞の期日」とあるのは「弁明の日時」と、「当事者、参加人及び参考人」とあるのは「当事者」と読み替えるものとする。

第四章 雑則

（雑則）

第二十六条 この規則に定めるもののほか、聴聞又は弁明に関して必要な事項は、知事が定める。

○刑事訴訟法（抜粋）

昭和二十三年七月十日法律第百三十一号

最終改正

令和三年五月十九日号外法律第三七号

第二百三十九条 何人でも、犯罪があると思料するときは、告発をすることができる。

② 官吏又は公吏は、その職務を行うことにより犯罪があると思料するときは、告発をしなければならない。

4 家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律

(1) 法律の概要

ア 基本的考え方

- (ア) 家畜排せつ物は、これまで、畜産業における資源として、農産物や飼料作物の生産に有効に利用されてきたところである。
- (イ) しかしながら、近年、畜産経営の急激な大規模化の進行、高齢化に伴う農作業の省力化等を背景として、家畜排せつ物の資源としての利用が困難になりつつある一方、地域の生活環境に関する問題も生じている。
- (ウ) 他方、我が国全体において資源循環型社会への移行が求められるとともに国民の環境意識が高まる中で、家畜排せつ物について、その適正な管理を確保し、堆肥として農業の持続的な発展に資する土づくりに積極的に活用するなどその資源としての有効利用を一層促進する必要がある。
- (エ) このため、畜産業における家畜排せつ物の管理の適正化を図るための措置及び利用を促進するための支援措置を講ずることにより、我が国畜産の健全な発展を図るものとする。

イ 法律の概要

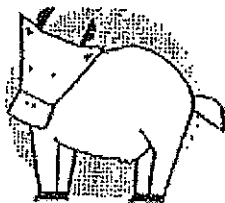
(ア) 対象となる農家

法による規制対象には、牛、豚、鶏、又は馬を一定規模以上飼養管理している者（畜産業を営む者）が該当する。

【一定規模とは】

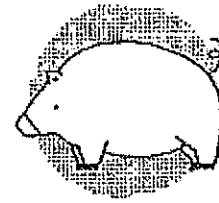
〔牛〕

10頭以上
原則として6ヶ月齢未満を除外
(詳細は下記)



〔豚〕

100頭以上
3か月齢未満を除外



〔鶏〕

2000羽以上
2日齢未満を除外



〔馬〕

10頭以上
6ヶ月齢未満を除外



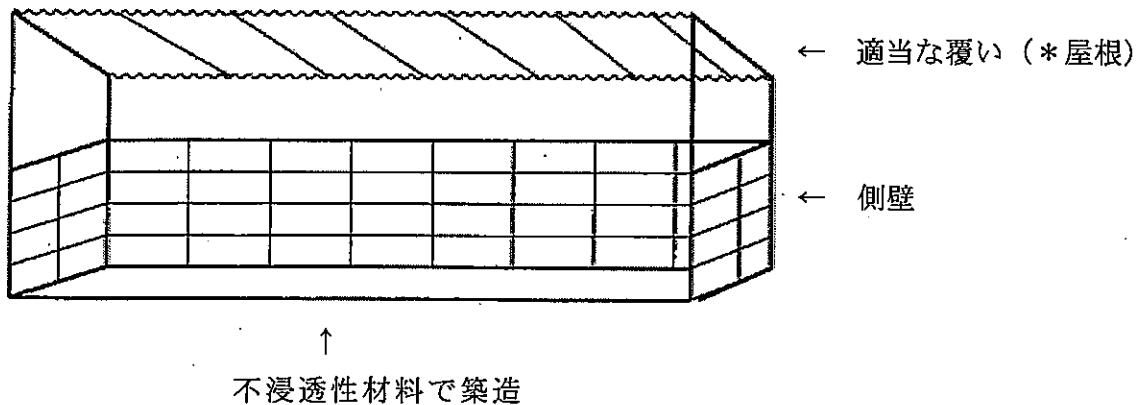
【飼料頭羽数の子畜の取り扱い】

	原則として6ヶ月齢未満を除外	
牛	酪農経営	上記の通り6ヶ月齢未満を除外
	肥育経営	〃（一般的には6ヶ月齢以上を飼養している）
	肉用牛繁殖経営	出荷されることが確実な子牛は10ヶ月齢未満を除外
	乳用種育成経営	飼養されている育成牛（6ヶ月齢未満のものを含む。）の実頭数に1/3を乗じて得た数をもって飼養頭数として扱う。
豚	上記の通り3ヶ月齢未満を除外	
鶏	上記の通り2日齢未満を除外	
馬	上記の通り6ヶ月齢未満を除外	

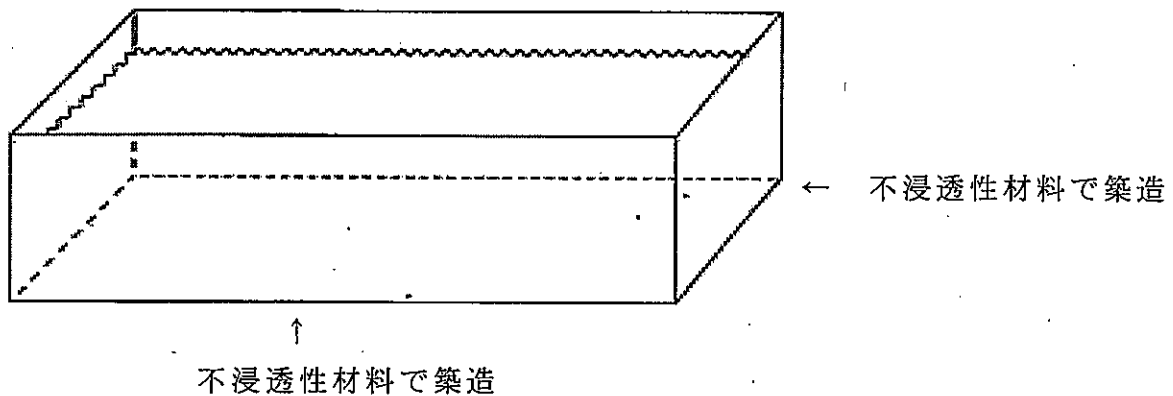
(イ) 国が定める具体的な管理基準

① たい肥舎その他の家畜排せつ物の処理又は保管の用に供する施設(以下「管理施設」という。)の構造設備に関する基準

- 固形状の家畜排せつ物の管理施設は、床を不浸透性材料(コンクリート等汚水が浸透しないものをいう。以下同じ。)で築造し、適当な覆い及び側壁を設けること。



- 液状の家畜排せつ物の管理施設は、不浸透性材料で築造した貯留槽とすること。



② 家畜排せつ物の管理の方法に関する基準

- 家畜排せつ物は管理施設において管理すること。
- 管理施設の定期的な点検を行うこと。
- 管理施設の床、覆い、側壁又は槽に破損があるときは、遅滞なく修繕を行うこと。
- 送風装置等を設置している場合は、当該装置の維持管理を適切に行うこと。
- 家畜排せつ物の年間の発生量、処理の方法及び処理の方法別の数量について記録すること。

なお、不浸透性材料としては、コンクリートのほか、鋼板、防水シート等が該当する。

(ウ) 家畜排せつ物の利用の促進のための措置

① 基本方針の策定

農林水産大臣による家畜排せつ物の利用の促進に関する基本方針の策定

② 都道府県計画の作成

都道府県による地域の実情に即応した施設整備の目標等を内容とした計画の作成

③ 金融上の支援措置

○ 畜産業を営む者の作成する施設整備計画の認定（都道府県知事）

○ 上記の認定を受けた者に対する農林漁業金融公庫の融資

（施設の取得等に必要な資金のほか、施設・機械の賃借料の全額一括支払い等に必要な資金を融通）

(2) 家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律

(平成十一年七月二十八日 法律第百十二号)

最終改正：平成二三年八月三〇日 法律第百五号

(目的)

第一条 この法律は、畜産業を営む者による家畜排せつ物の管理に関し必要な事項を定めるとともに、家畜排せつ物の処理の高度化を図るための施設の整備を計画的に促進する措置を講ずることにより、家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進を図り、もって畜産業の健全な発展に資することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「家畜排せつ物」とは、牛、豚、鶏その他政令で定める家畜の排せつ物をいう。

(管理基準)

第三条 農林水産大臣は、農林水産省令で、たい肥舎その他の家畜排せつ物の処理又は保管の用に供する施設の構造設備及び家畜排せつ物の管理の方法に関し畜産業を営む者が遵守すべき基準（以下「管理基準」という。）を定めなければならない。

2 畜産業を営む者は、管理基準に従い、家畜排せつ物を管理しなければならない。

(指導及び助言)

第四条 都道府県知事は、家畜排せつ物の適正な管理を確保するため必要があると認めるときは、畜産業を営む者に対し、管理基準に従った家畜排せつ物の管理が行われるよう必要な指導及び助言をすることができる。

(勧告及び命令)

第五条 都道府県知事は、前条の規定による指導又は助言をした場合において、畜産業を営む者がなお管理基準に違反していると認めるときは、当該畜産業を営む者に対し、期限を定めて、管理基準を遵守すべき旨の勧告をすることができる。

2 都道府県知事は、前項の規定による勧告を受けた者がその勧告に従わなかったときは、当該者に対し、期限を定めて、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。

(報告の徴収及び立入検査)

第六条 都道府県知事は、前二条の規定の施行に必要な限度において、畜産業を営む者に対し、必要な報告を命じ、又はその職員に、畜産業を営む者の事業場に立ち入り、家畜排せつ物の処理若しくは保管の用に供する施設の構造設備、帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはなら

ない。

(基本方針)

第七条 農林水産大臣は、家畜排せつ物の利用の促進を図るための基本方針（以下「基本方針」という。）を定めなければならない。

2 基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 家畜排せつ物の利用の促進に関する基本的な方向
- 二 処理高度化施設（送風装置を備えたたい肥舎その他の家畜排せつ物の処理の高度化を図るための施設をいう。以下同じ。）の整備に関する目標の設定に関する事項
- 三 家畜排せつ物の利用の促進に関する技術の向上に関する基本的事項
- 四 その他家畜排せつ物の利用の促進に関する重要事項

3 農林水産大臣は、情勢の推移により必要が生じたときは、基本方針を変更するものとする。

4 農林水産大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(都道府県計画)

第八条 都道府県は、基本方針に即して、農林水産省令で定めるところにより、当該都道府県における家畜排せつ物の利用の促進を図るための計画（以下「都道府県計画」という。）を定めることができる。

2 都道府県計画においては、整備を行う処理高度化施設の内容その他の処理高度化施設の整備に関する目標を定めるものとする。

3 都道府県計画においては、前項の目標のほか、次に掲げる事項を定めるよう努めるものとする。

- 一 家畜排せつ物の利用の目標
- 二 家畜排せつ物の利用の促進に関する技術の研修の実施その他の技術の向上に関する事項
- 三 その他家畜排せつ物の利用の促進に関し必要な事項

4 都道府県は、都道府県計画を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表するとともに、農林水産大臣に報告しなければならない。

(処理高度化施設整備計画の認定)

第九条 畜産業を営む者は、処理高度化施設の整備に関する計画（以下「処理高度化施設整備計画」という。）を作成し、これを当該処理高度化施設整備計画に係る処理高度化施設の所在地を管轄する都道府県知事に提出して、当該処理高度化施設整備計画が適当である旨の認定を受けることができる。

2 処理高度化施設整備計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- 一 処理高度化施設の整備の目標
- 二 処理高度化施設の整備の内容及び実施時期
- 三 処理高度化施設の整備の実施に伴い必要となる資金の額及びその調達方法

3 都道府県知事は、第一項の認定の申請があった場合において、その処理高度化施設整備計画が、都道府県計画に照らし適切なものであることその他の農林水産省令で定める基準に適合する

ものであると認めるときは、その認定をするものとする。

(計画の変更等)

第十条 前条第一項の認定を受けた者は、当該認定に係る処理高度化施設整備計画を変更しようとするときは、当該処理高度化施設整備計画に係る処理高度化施設の所在地を管轄する都道府県知事の認定を受けなければならない。

2 都道府県知事は、前条第一項の認定を受けた者が当該認定に係る処理高度化施設整備計画(前項の規定による変更の認定があったときは、その変更後のもの。以下「認定処理高度化施設整備計画」という。)に従って処理高度化施設の整備を行っていないと認めるときは、その認定を取り消すことができる。

3 前条第三項の規定は、第一項の認定について準用する。

(株式会社日本政策金融公庫からの資金の貸付け)

第十一条 株式会社日本政策金融公庫は、株式会社日本政策金融公庫法(平成十九年法律第五十七号)第十一条に規定する業務のほか、第九条第一項の認定を受けた者に対し、畜産業の持続的かつ健全な発展に資する長期かつ低利の資金であって認定処理高度化施設整備計画に従って処理高度化施設の整備を実施するために必要なもの(他の金融機関が融通することを困難とするものであって、資本市場からの調達が困難なものに限る。)の貸付けの業務を行うことができる。

2 前項に規定する資金の貸付けの利率、償還期限及び据置期間については、政令で定める範囲内で、株式会社日本政策金融公庫が定める。

3 第一項の規定により株式会社日本政策金融公庫が行う同項に規定する資金の貸付けについての株式会社日本政策金融公庫法第十一条第一項第六号、第十二条第一項、第三十一条第二項第一号口、第四十一条第二号、第五十三条、第五十八条、第五十九条第一項、第六十四条第一項第四号、第七十三条第三号及び別表第二第九号の規定の適用については、同法第十一条第一項第六号中「掲げる業務」とあるのは「掲げる業務及び家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律(以下「家畜排せつ物法」という。)第十一条第一項に規定する業務」と、同法第十二条第一項中「掲げる業務」とあるのは「掲げる業務及び家畜排せつ物法第十一条第一項に規定する業務」と、同法第三十一条第二項第一号口、第四十一条第二号及び第六十四条第一項第四号中「又は別表第二第二号に掲げる業務」とあるのは「別表第二第二号に掲げる業務又は家畜排せつ物法第十一条第一項に規定する業務」と、「同項第五号」とあるのは「家畜排せつ物法第十一条第一項に規定する業務並びに第十一条第一項第五号」と、同法第五十三条中「同項第五号」とあるのは「家畜排せつ物法第十一条第一項に規定する業務並びに第十一条第一項第五号」と、同法第五十八条及び第五十九条第一項中「この法律」とあるのは「この法律、家畜排せつ物法」と、同法第七十三条第三号中「第十一条」とあるのは「第十一条及び家畜排せつ物法第十一条第一項」と、同法別表第二第九号中「又は別表第一第一号から第十四号までの下欄に掲げる資金の貸付けの業務」とあるのは「別表第一第一号から第十四号までの下欄に掲げる資金の貸付けの業務又は家畜排せつ物法第十一条第一項に規定する業務」とする。

(研究開発の推進等)

第十二条 国及び都道府県は、家畜排せつ物のたい肥化その他の利用の促進に必要な技術の向上

を図るため、技術の研究開発を推進し、その成果の普及に努めるものとする。

(報告の徴収)

第十三条 都道府県知事は、第九条第一項の認定を受けた畜産業を営む者に対し、認定処理高度化施設整備計画の実施状況について報告を求めることができる。

(経過措置)

第十四条 この法律の規定に基づき命令を制定し、又は改廃する場合においては、その命令で、その制定又は改廃に伴い合理的に必要と判断される範囲内において、所要の経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）を定めることができる。

(罰則)

第十五条 第五条第二項の規定による命令に違反した者は、五十万円以下の罰金に処する。

第十六条 第六条第一項若しくは第十三条の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は第六条第一項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者は、二十万円以下の罰金に処する。

第十七条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業員が、その法人又は人の業務に関し、前二条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して各本条の刑を科する。

附 則

この法律は、公布の日から起算して九月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則 （平成一三年四月一一日法律第二八号） 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して二月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則 （平成一九年五月二五日法律第五八号） 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十年十月一日から施行する。

(罰則に関する経過措置)

第八条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第九条 附則第二条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

(調整規定)

第十条 この法律及び株式会社商工組合中央金庫法（平成十九年法律第七十四号）、株式会社日本政策投資銀行法（平成十九年法律第八十五号）又は地方公営企業等金融機構法（平成十九年法律第六十四号）に同一の法律の規定についての改正規定がある場合において、当該改正規定が同一の日に施行されるときは、当該法律の規定は、株式会社商工組合中央金庫法、株式会社日本政策投資銀行法又は地方公営企業等金融機構法によってまず改正され、次いでこの法律によって改正されるものとする。

附 則 （平成二十三年五月二日法律第三九号） 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第五条第一項及び第四十七条並びに附則第二十二条から第五十一条までの規定は、平成二十四年四月一日から施行する。

(罰則の適用に関する経過措置)

第五十一条 附則第一条ただし書に規定する規定の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(会社の業務の在り方の検討)

第五十二条 政府は、会社の成立後、この法律の施行の状況を勘案しつつ、会社が一般の金融機関が行う金融を補完するものであることを旨とする観点から、会社の業務の在り方について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて業務の廃止その他の所要の措置を講ずるものとする。

附 則 （平成二十三年八月三〇日法律第一〇五号） 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

(罰則に関する経過措置)

第八十一条 この法律（附則第一条各号に掲げる規定にあっては、当該規定。以下この条において同じ。）の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第八十二条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

(3) 家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律施行令

(平成十一年十月二十九日 政令第三百四十八号)

最終改正：平成二十年九月十九日 政令第二百九十七号

家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律施行令をここに公布する。

家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律施行令内閣は、家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律(平成十一年法律第百十二号)第二条及び第十一条第二項の規定に基づき、この政令を制定する。

(家畜の範囲)

第一条 家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律(以下「法」という。)第二条の政令で定める家畜は、馬とする。

(株式会社日本政策金融公庫からの資金の貸付けの利率等)

第二条 法第十一条第二項の政令で定める利率、償還期限及び据置期間の範囲は、利率については最高年八分五厘、償還期限については据置期間を含め二十五年、据置期間については八年とする。

附 則

この政令は、法の施行の日(平成十一年十一月一日)から施行する。

附 則(平成二十年九月十九日政令第二百九十七号) 抄

(施行期日)

第一条 この政令は、平成二十年十月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一・二(略)

(4) 家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律施行規則

(平成十一年十月二十九日 省令第七十四号)

最終改正：令和二年一二月二一日 省令第八十三号

(管理基準)

第一条 家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律（以下「法」という。）第三条第一項の管理基準は、次のとおりとする。

- 一 たい肥舎その他の家畜排せつ物の処理又は保管の用に供する施設（以下「管理施設」という。）の構造設備に関する基準
 - イ 固形状の家畜排せつ物の管理施設は、床を不浸透性材料（コンクリート等汚水が浸透しないものをいう。以下同じ。）で築造し、適当な覆い及び側壁を設けること。
 - ロ 液状の家畜排せつ物の管理施設は、不浸透性材料で築造した貯留槽とすること。
 - 二 家畜排せつ物の管理の方法に関する基準
 - イ 家畜排せつ物は管理施設において管理すること。
 - ロ 管理施設の定期的な点検を行うこと。
 - ハ 管理施設の床、覆い、側壁又は槽に破損があるときは、遅滞なく修繕を行うこと。
 - ニ 送風装置等を設置している場合は、当該装置の維持管理を適切に行うこと。
 - ホ 家畜排せつ物の年間の発生量、処理の方法及び処理の方法別の数量について記録すること。
- 2 前項の規定は、その飼養する家畜の頭羽数が、牛及び馬にあっては十頭未満、豚にあっては百頭未満、鶏にあっては二千羽未満の畜産業を営む者については、適用しない。

(立入検査をする職員の身分証明書の様式)

第二条 法第六条第二項に規定する職員の身分を示す証明書は、別記様式による。

(都道府県計画)

第三条 法第八条第一項の都道府県計画は、農林水産大臣が定める目標年度までの期間につき作成するものとする。

- 2 都道府県は、法第八条第三項の規定により農林水産大臣に協議しようとするときは、その協議書に当該都道府県計画及びこれに定める法第八条第二項第一号及び第二号に規定する事項が適当であるかどうかを判断するために必要な事項を記載した説明書を添えて、農林水産大臣に提出しなければならない。

(処理高度化施設整備計画の認定基準)

第四条 法第九条第三項の農林水産省令で定める基準は、次のとおりとする。

- 一 処理高度化施設整備計画が都道府県計画に照らし適切なものであること。
- 二 処理高度化施設整備計画の達成される見込みが確実であること。

附 則

この省令は、法の施行の日（平成十一年十一月一日）から施行する。ただし、次の各号の規定は、当該各号に掲げる日から施行する。

- 一 第一条第一項第二号ホの規定 平成十四年十一月一日
- 二 第一条第一項第一号及び第二号イの規定 平成十六年十一月一日

附 則（令和二年一二月二一日農林水産省令第八三号）

（施行期日）

第一条 この省令は、公布の日から施行する。

（経過措置）

第二条 この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この省令による改正後の様式によるものとみなす。

- 2 この省令の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

5 関連通知等

(1) 家畜排せつ物法の施行について（農林水産省畜産局長通知）

11畜A第2607号

平成11年11月1日

（一部改正平成20年10月1日）

各都道府県知事 あて

農林水産省畜産局長

家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律の施行について

家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律（平成11年法律第112号。以下「法」という。）は、第145回国会において成立し、平成11年11月1日から施行された。また、同日付で、家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律施行令（平成11年政令第348号。以下「令」という。）及び家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律施行規則（平成11年農林水産省令第74号。以下「規則」という。）が施行された。

これらの法令の円滑な運用を図るため、「家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律の施行について」が別紙のとおり定められたので、御了知の上、その円滑かつ適確な運用について特段のご配慮をお願いする。

(別紙)

家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律の施行について

第1 法制定の趣旨

家畜排せつ物については、これまで、畜産業における資源として、農産物や飼料作物の生産に有効に利用されてきたところである。しかしながら、近年、畜産経営の急激な大規模化の進行、高齢化に伴う労働力不足等を背景として、家畜排せつ物の利用が困難になりつつある一方、その不適切な管理により地域の生活環境に関する問題も生じている。他方、我が国全体において資源循環型社会への移行が求められるとともに、国民の環境意識が高まる中で、家畜排せつ物について、その適正な管理を確保し、たい肥として農業の持続的な発展に資する土づくりに積極的に活用するなどその資源としての有効利用を一層促進する必要がある。

本法は、こうした状況を踏まえ、畜産業を営む者による家畜排せつ物の管理に関し必要な事項を定めるとともに、家畜排せつ物の処理の高度化を図るための施設の整備を計画的に促進する措置を講ずることにより、家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進を図り、もって畜産業の健全な発展に資することを目的として制定されたものである。

第2 定義

この法律において「家畜排せつ物」とは、牛、豚、鶏その他政令で定める家畜の排せつ物をいうこととされた（法第2条）。

本法の対象となる家畜のうち、牛、豚及び鶏については、我が国畜産において広く振興が図られ、排せつ物の発生量も多いことから、法律において列記し、それ以外の家畜については、家畜の飼養動向等に応じて弾力的に対応しうよう政令で指定することとされたものである。政令では、飼養動向、排せつ物の発生量、排せつ物の管理のあり方に関する問題の発生状況等を踏まえ、馬が指定された（令第1条）。

第3 家畜排せつ物の管理の適正化のための措置

1 趣旨

近年、畜産経営の大規模化の進行に伴い、個別経営体内における家畜排せつ物の発生量が著しく増大し、その利用が困難になりつつあることから、いわゆる野積み・素掘りをはじめとする家畜排せつ物の不適切な管理が増えている。このことが主な原因となって、家畜排せつ物の管理のあり方をめぐり、畜産業を営む者と地域住民との間で問題が生じる事例も見受けられるようになっている。このため、家畜排せつ物の管理について、畜産業を営む者が遵守すべき必要最小限の管理基準を定めることとし、併せて当該基準の遵守がなされるよう実効的な措置を定めることとしたものである。

2 管理基準

畜産業を営む者は、農林水産大臣が定める管理基準に従い、家畜排せつ物を管理しなければならないこととされた（法第3条第1項、第2項）。

(1) 管理基準の内容

管理基準の具体的な内容は、次のとおりである（規則第1条第1項）。

① たい肥舎その他の家畜排せつ物の処理又は保管の用に供する施設（以下「管理施設」という。）の構造設備に関する基準

ア 固形状の家畜排せつ物の管理施設は、床を不浸透性材料（コンクリート等汚水が浸透しないものをいう。以下同じ。）で築造し、適当な覆い及び側壁を設けること。

イ 液状の家畜排せつ物の管理施設は、不浸透性材料で築造した貯留槽とすること。

② 家畜排せつ物の管理の方法に関する基準

ア 家畜排せつ物は管理施設において管理すること。

イ 管理施設の定期的な点検を行うこと。

ウ 管理施設の床、覆い、側壁又は槽に破損があるときは、遅滞なく修繕を行うこと。

エ 送風装置等を設置している場合は、当該装置の維持管理を適切に行うこと。

オ 家畜排せつ物の年間の発生量、処理の方法及び処理の方法別の数量について記録すること。

なお、不浸透性材料としては、コンクリートのほか、鋼板、防水シート等が該当する。

(2) 管理基準の適用を受けない畜産業を営む者の範囲

(1)の管理基準については、その飼養する家畜の頭羽数が、牛及び馬にあっては10頭未満、豚にあっては100頭未満、鶏にあっては2000羽未満の畜産業を営む者については、適用しないこととされた（規則第1条第2項）。これは、飼養規模が小規模な者については、排せつ物の発生量が少ないこと、自己所有の農地・草地に還元することで、野積み・素掘り等が解消される可能性が高いことを踏まえたものである。

なお、管理基準の適用を受けない小規模な者にあっても、その家畜排せつ物について適正な管理が行われるべきことの重要性は同じであることにかんがみ、適正な管理がなされるよう必要に応じ指導されたい

(3) 管理基準の猶予期間

管理施設の整備には一定の期間を必要とすること等を考慮して、管理基準のうち、構造設備に関する基準(①)及びこれに関連する管理の方法に関する基準(②ア)については5年後の平成16年11月1日から施行し、また、記録の実施(②オ)については3年後の平成14年11月1日から施行することとされた（規則附則ただし書）。

なお、野積み、素掘り等の家畜排せつ物の不適切な管理は早急に解消されるべきものであり、できるだけ計画的かつ速やかな対応が図られるよう指導を行われたい。

3 指導・助言、勧告、命令等

(1) 指導及び助言

都道府県知事は、家畜排せつ物の適正な管理を確保するため必要があると認めるときは、畜産業を営む者に対し、管理基準に従った家畜排せつ物の管理が行われるよう必要な指導及び助言をすることができることとされた（法第4条）。

家畜排せつ物の適正な管理を実現するための措置は、畜産業を営む者が自らの問題として、自発的に管理の改善を行っていく方向に誘導するような措置とする必要があることを考慮し、本法においては、勧告、命令といったより強い措置の前に、指導及び助言といった、畜産業を営む者の自発的な管理の改善を促すのに効果的な措置を行うこととしたものである。

(2) 勧告、命令

都道府県知事は、法第4条の規定による指導又は助言をした場合において、畜産業を営む者がなお管理基準に違反していると認めるときは、当該畜産業を営む者に対し、期限を定めて、管理基準を遵守すべき旨の勧告をすることができることとされた（法第5条第1項）。

また、都道府県知事は、法第5条第1項の規定による勧告を受けた者が当該勧告に従わなかったときは、当該者に対し、期限を定めて、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができることとされた（法第5条第2項）。

このように勧告といった措置を命令に前置した理由は、家畜排せつ物の管理が営農行為の一環であることにかんがみ、畜産業を営む者に対し更に強く自発的な管理の改善を促し、慎重な手続を経た上で罰則の対象となる命令を行う必要があることを考慮したものである。

また、勧告を受けた後においても管理基準に従う意志のないと認められる者に対しては、自発的な改善がもはや期待できないことから、実効力を持った措置として、当該勧告に係る措置をとるべき旨の命令を発することができることとしたものである。

この規定による命令に違反した場合には、50万円以下の罰金に処せられる（法第15条）。

(3) 報告の徴収及び立入検査

都道府県知事は、法第4条及び第5条の規定の施行に必要な限度において、畜産業を営む者に対し、必要な報告を命じ、又はその職員に、畜産業を営む者の事業場に立ち入り、家畜排せつ物の処理若しくは保管の用に供する施設の構造設備、帳簿、書類その他の物件を検査させることができることとされた（法第6条第1項）。

都道府県知事による報告の徴収及び立入検査は、管理基準に基づき都道府県知事が行う指導・助言、勧告、命令といった措置を適正かつ確実に実施するために行われるものである。

この規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をした場合、又は検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した場合は、20万円以下の罰金に処せられる（法第16条）。

第4 家畜排せつ物の利用の促進を図るための措置

1 趣旨

本法においては、家畜排せつ物の利用の促進を図るための計画制度が創設されたところである。

畜産経営における家畜排せつ物の有効な利用を確保するためには、畜産業を営む者の管理基準の遵守にとどまらず、その利用の促進を積極的に支援していく必要がある。このためには、畜産業を営む者、農業関係団体、市町村、都道府県等の関係者の取組の指針となるよう、家畜排せつ物の利用の促進を行うことの意義を明確にする必要がある。また、たい肥舎等の施設について、その全国的・計画的な整備を図って行く観点から、設置することが望ましい施設・設備の内容、水準についても明確にする必要があるところである。本法においては、こうしたことを踏まえ、国の基本方針、都道府県計画等からなる家畜排せつ物の利用の促進のための計画制度を設け、関係者が一体となって取り組むことを明確にしたものである。

2 基本方針

(1) 基本方針の策定

農林水産大臣は、家畜排せつ物の利用の促進を図るための基本方針（以下「基本方針」という。）を定めなければならないこととされた（法第7条第1項）。

基本方針において掲げる事項とその概要は次のとおりである（法第7条第2項）。

① 家畜排せつ物の利用の促進に関する基本的な方向

家畜排せつ物の利用の促進を図ることの意義、施策（施設整備、技術の向上等）の推進の基本的方向について、その考え方を明らかにすることとしている。

② 処理高度化施設（送風装置を備えたたい肥舎その他の家畜排せつ物の処理の高度化を図るための施設をいう。以下同じ。）の整備に関する目標の設定に関する事項

都道府県計画において、地域の実情に応じた施設の整備目標を掲げることとされているが、目標設定に当たり参考にすべき事項（整備・未整備の考え方）、一層の利用を図るため整備することが望ましい施設・機械についての基本的考え方等について示すこととしている。

③ 家畜排せつ物の利用の促進に関する技術の向上に関する基本的事項

家畜排せつ物の利用技術の向上のため、地方公共団体や関係団体が実施する研修等のあり方についての基本的考え方を示すこととしている。

④ その他家畜排せつ物の利用の促進に関する重要事項家畜排せつ物由来のたい肥等の需要拡大に関し、地方公共団体、関係団体等が努力すべき事項等についての基本的考え方を示すこととしている。

なお、処理高度化施設は「送風装置を備えたたい肥舎その他の家畜排せつ物の処理の高度化を図るための施設をいう。」とされているが、これは、大型の処理施設等において、たい肥を効率的に生産する観点から、送風装置や攪拌装置を付設している例が増えてきていることを踏まえ、処理高度化施設の例示

として示されているものであるが、通常のたい肥舎であっても、フロントローダを利用した切り返し等を励行することにより良質なたい肥生産が可能であること、また、直接家畜排せつ物の処理に係らない畜舎等であっても、たい肥舎等処理施設と一体的に整備することにより、処理高度化が図られる場合もあること等を踏まえれば、「処理高度化施設」の対象となる施設は、個々の畜産経営や地域の畜産の実情に合わせて広く考えられるべきものである。

(2) 基本方針の変更

農林水産大臣は、情勢の推移により必要が生じたときは、基本方針を変更するものとされた（法第7条第3項）。

(3) 基本方針の公表

農林水産大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならないこととされた（法第7条第4項）。

3 都道府県計画

(1) 都道府県計画の策定

都道府県は、当該都道府県における家畜排せつ物の利用の促進を図るための計画（以下「都道府県計画」という。）を定めることができることとされた（法第8条第1項）。

都道府県計画の内容は、基本方針の内容に即するものでなければならないこととされたが、その概要は以下のとおりである（法第8条第2項）。

① 家畜排せつ物の利用の目標

当該都道府県における家畜排せつ物の利用の現状、計画期間中に達成すべき利用目標等について定めるものとする。

② 整備を行う処理高度化施設の内容その他の処理高度化施設の整備に関する目標

当該都道府県における家畜排せつ物の処理・保管施設の整備の現状、計画期間中に達成すべき施設の整備目標、整備の主体・方法等、地域における望ましい施設の整備のあり方等について定めるものとする。

③ 家畜排せつ物の利用の促進に関する技術の研修の実施その他の技術の向上に関する事項

たい肥化技術、飼料給与の方法の改善等畜産業を営む者が取り組むことが望ましい事項、地方公共団体や関係団体が実施する研修会等家畜排せつ物の利用の促進に資する技術の向上に関する事項について定めるものとする。

④ その他家畜排せつ物の利用の促進に関し必要な事項

たい肥の需要拡大のための取組方向等について定めるものとする。

なお、都道府県計画については、農林水産大臣が定める目標年度までの期間につき作成することとされたが（規則第3条第1項）、その目標年度については、2の基本方針の目標年度と同一の年度とすることとしている。

(2) 農林水産大臣への協議

都道府県は、都道府県計画を定め、又はこれを変更しようとするときは、当該

都道府県計画に定める①及び②に掲げる事項について、農林水産大臣に協議しなければならないこととされた（法第8条第3項）。

また、都道府県はこの協議をしようとするときは、その協議書に当該都道府県計画及びこれに定める①及び②に規定する事項が適当であるかどうかを判断するために必要な事項を記載した説明書を添えて、農林水産大臣に提出するものとされた（規則第3条第2項）。

（3）都道府県計画の公表等

都道府県は、都道府県計画を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表するとともに、農林水産大臣に報告しなければならないこととされた（法第8条第4項）。

4 処理高度化施設整備計画

畜産業を営む者は、処理高度化施設の整備に関する計画（以下「処理高度化施設整備計画」という。）を作成し、これを当該処理高度化施設整備計画に係る処理高度化施設の所在地を管轄する都道府県知事に提出して、当該処理高度化施設整備計画が適当である旨の認定を受けることができることとされた（法第9条第1項）。

（1）処理高度化施設整備計画の認定申請手続

処理高度化施設整備計画の認定を受けようとする者は、別記様式第1号により、①処理高度化施設の整備の目標、②処理高度化施設の整備の内容及び実施時期、③処理高度化施設の整備の実施に伴い必要となる資金の額及びその調達方法等について記載した処理高度化施設整備計画認定申請書を作成して（法第9条第2項）、処理高度化施設整備計画に係る処理高度化施設の所在地を管轄する都道府県知事に提出するものとする。

（2）処理高度化施設整備計画の認定基準

処理高度化施設整備計画についての都道府県知事の認定は、当該計画が都道府県計画に照らし適切なものであり、かつ、その達成される見込みが確実である場合に認定するものとされた（法第9条第3項、規則第4条）。

（3）処理高度化施設整備計画の認定の通知

都道府県知事は、処理高度化施設整備計画の認定を行った場合には、その旨を申請者及び関係金融機関に通知するものとする。

（4）処理高度化施設整備計画の変更

① 法第9条第1項の認定を受けた者（以下「認定者」という。）は、当該認定に係る処理高度化施設整備計画（以下「認定計画」という。）を変更しようとするときは、別記様式第2号による処理高度化施設整備計画変更認定申請書を都道府県知事に提出しその認定を受けるものとされた（法第10条第1項）。

② （2）の規定は、認定計画を変更する場合について準用することとされた（法第10条第3項）。

（5）認定計画の取消し

都道府県知事は、認定者が認定計画に従って処理高度化施設の整備を行っていないと認めるときは、その認定を取り消すことができることとされた（法第10

条第2項)。

(6) 認定計画の取消しの通知

都道府県知事は、認定の取り消しを行った場合には、その旨を申請者及び関係金融機関に通知するものとする。

5 農林漁業金融公庫からの資金の貸付け

認定計画に従って処理高度化施設の整備を実施するために必要な長期かつ低利の資金を、認定者に対し、農林漁業金融公庫（沖縄県にあっては、沖縄振興開発金融公庫。以下同じ。）から貸し付けを行うことができることとされた（法第11条第1項）。

従来、畜産経営による環境汚染の防止に必要な施設の整備を図るための農林漁業金融公庫の資金として、畜産経営環境保全資金（以下「畜環資金」という。）の融資が行われてきたところであるが、家畜排せつ物処理施設の整備を重点的に行うため、農林漁業金融公庫の新資金を創設した。本資金では、畜環資金において行っていた施設の改良、造成、取得に対する融資に加え、多様な施設整備を可能にする観点から、施設の賃借料・利用料の全額の一時支払に必要な資金、家畜排せつ物の処理・有効利用を行う法人に参加するための現物出資に必要な施設の取得費等の内容が新たに盛り込まれたところである。

また、資金の貸付けの利率については最高年8分5厘、償還期限については据置期間を含め25年、据置期間については8年と範囲が定められ、農林漁業金融公庫はこの範囲内で利率、償還期限及び据置期間を定めることとされた（法第11条第2項、令第2条）。

なお、畜環資金は本法の施行に伴い廃止されるので、ご留意願いたい。

また、農林漁業金融公庫等を統合した新たな政策金融機関である株式会社日本政策金融公庫が平成20年10月に設立され、同金融公庫に統合される政策金融機関の業務は、基本的には引き続き実施されることとなった。

本資金についても、利率、償還期限及び据置期間の範囲については変更されることなく実施される。

6 研究開発の推進等

国及び都道府県は、家畜排せつ物のたい肥化その他の利用の促進に必要な技術の向上を図るため、技術の研究開発を推進し、その成果の普及に努めるものとされた（法第12条）。

家畜排せつ物の利用の促進は、ハード面での施設整備のみによって図られるものではなく、ソフト面での技術開発が重要であることを踏まえ、国及び都道府県による技術の研究開発及びその成果の普及について努力規定が置かれたものである。

7 報告の徴収

都道府県知事は、第9条第1項の認定を受けた畜産業を営む者に対し、認定処理高度化施設整備計画の実施状況について報告を求めることができることとされた（法第13条）。

具体的には、認定計画に記載された各事項について、計画どおりに施設の整備

が実施されているかどうかについて報告を求めることとなる。この規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をした場合には、20万円以下の罰金に処せられる（法第16条）。

第5 その他

1 税制上の特例措置の創設

本法の制定に併せて、畜産業を営む者が新たに整備するたい肥化施設等について、税制上の特例措置が講じられることとされた。

(1) 所得税・法人税（国税）

畜産業を営む者が新たに整備するたい肥化施設等について、青色申告する場合、その取得額の16%の特別償却ができることとされた（租税特別措置法施行令（昭和32年政令第43号）第5条の9第1項第2号、第28条第1項第2号、租税特別措置法第11条第1項の表の第1号から第3号等の規定の適用を受ける機械その他の減価償却資産及び期間を定める件（昭和48年5月29日大蔵大臣告示第69号））。

(2) 固定資産税（地方税）

畜産業を営む者が新たに整備するたい肥化施設等のうち、法の施行日（平成11年11月1日）から平成16年3月31日までに取得したのものについて、取得後5年間課税標準を1/2とすることとされた（地方税法（昭和25年法律第226号）附則第15条第48項、地方税法施行規則（昭和29年総理府令第23号）附則第6条第98項）。

なお、固定資産税の特例措置については、地方税法施行規則附則第6条第98項において、同項第1号又は第2号に掲げる施設のいずれかに該当することについて農林水産大臣の証明がされたものとする事とされているが、これについては、別に農林水産大臣の定めるところによる（地方税法施行規則附則第6条第98項に規定する農林水産大臣の行う手続を定める件（平成11年10月29日農林水産省告示1457号））。

2 関係部局との連携

(1) 法第5条第1項の規定による勧告、同条第2項の規定による命令並びに第6条第1項の規定による報告の徴収及び立入検査の実施に当たっては、畜産担当部局と環境保全担当部局の間で相互に情報の伝達を図られたい。

(2) 法第7条第2項第2号に規定する処理高度化施設は、建築基準法（昭和25年法律第201号）第51条に規定する特殊建築物に該当し得るものであることから、法第9条第3項の認定を行うに当たっては、畜産担当部局と都市計画担当部局及び建設担当部局との調整があらかじめ行われるよう連携を図られたい。

3 市町村との連携

本法においては、管理基準に基づく指導、勧告等の措置、都道府県計画の策定は、都道府県の事務とされており、市町村の役割については規定が設けられていない。これは、都道府県においては、市町村と比べて、家畜保健衛生所、地域農

業改良センター，畜産試験場等の畜産関係の諸機関を有し，指導体制が整っていると考えられることを踏まえたものである。しかしながら，本法の円滑な運用を図るためには，地域の実情に詳しい市町村の果たすべき役割は極めて大きいものがあることから，引き続き市町村の積極的な理解と協力が得られるよう特段のご配慮をお願いする。

(様式第1号)

処理高度化施設整備計画認定申請書

平成 年 月 日

知事 様

住所

氏名 (名称)

代表者の氏名

家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律 (平成11年法律第112号) 第9条に基づき、次の処理高度化施設整備計画の認定を申請します。

処 理 高 度 化 施 設 整 備 計 画

1 処理高度化施設の整備を図ろうとする者の概要

(1) 生年月日 (法人の場合は法人の設立年月日)

(2) 整備を図る施設の所在地 (予定所在地)

(3) 現在の経営の概要

経営類型	1. 酪農 2. 肉用牛 3. 養豚 4. 採卵鶏 5. プロイラー 6. その他 ()			
経営規模	区	分	現 状	目 標 (年度)
	飼養頭羽数		頭 羽	頭 羽

2 家畜排せつ物の利用の現状及び目標

(1) 家畜排せつ物の管理及び利用方法の概要 (現状及び目標)

(2) 管理方法

	現 状	目 標 (年度)
① 畜から排出される排せつ物の量	t/年	t/年
②管理施設と管理能力 ・自家の経営内で管理する量 ・農協，市町村等の施設を利用して管理する量 ・共同で施設を設置して管理する量 ・業者に処理を委託する量 ・その他 () ②の合計		
③堆肥製造量		
④堆肥販売量		

(注) ①=②となること

(3) 家畜排せつ物の利用の促進に関する技術の向上を図るための具体的な方法

3 処理高度化施設の整備の内容，方法及び実施時期

(1) 施設・機械の改良，造成又は取得

事業内容	施 設 規 模		事業費 (千 円)	実施 年度
	現 状	目 標 (年度)		
施設・ 機械の 種類				
合 計				

(2) リース・賃貸・共同利用施設等の利用

利用する施設名	その施設の所有者 施設の設置場所	種類	支払料 (千円)	利用期間 (年～年)	支払 年度

(3) 家畜ふん尿の利用促進を目的とする法人に参加するための出資金等

出資の種類	施設名 (現物出資の場合のみ)	出資額または現物取得に 必要な事業費(千円)
現物出資・現金出資		

4 資金の調達方法

資金名		調達(千円)				
		年度	年度	年度	年度	年度
日本政策金融公庫資金 (畜産経営環境調和推進資金)	3(1)					
	3(2)					
	3(3)					
農協系統資金						
その他借入金()						
自己資金						
補助金(国・県・市町)						
合計						

(様式第2号)

処理高度化施設整備計画変更認定申請書

平成 年 月 日

知事 様

住所

氏名 (名称)

代表者の氏名

家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律 (平成11年法律第112号) 第10条に基づき、次の処理高度化施設整備計画の変更認定を申請します。

1 変更事項の内容

2 変更理由

(注) 認定計画書を転写し、変更箇所を朱書き訂正したものを添付

《参考》

処理高度化施設整備計画3（3）に該当する場合

（1）法人の名称

（2）設立年月日（予定日）

（3）出資金

（4）法人で整備する施設の概要

整備する施設名	施設の規模・能力等	事業費（千円）

（5）法人の構成員

氏名	住所	経営類型 飼養頭羽数

(2) 家畜排せつ物法の運用について（農林水産省畜産局畜産経営課長通知）

平成11年11月1日

広島県知事 殿

農林水産省畜産局畜産経営課長

家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律の運用について

家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律（平成11年法律第112号。以下「法」という。）の施行については、平成11年11月1日付けで11畜A第2607号をもって農林水産省畜産局長から通知されたところであるが、その細部について、留意すべき事項について、「家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律の運用について」が別紙の通り定められたので、御了知の上、その円滑かつ的確な実施について特段のご配慮をお願いする。

（別紙）

家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律の運用について

1 家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律施行規則（以下「施行規則」という。）第1条第2項の飼養頭羽数のカウントに当たっては、子畜については、排せつ物量が少ないこと等から母畜と一体のものとして扱うこととし、牛及び馬にあっては6か月齢未満、豚にあっては3か月齢未満、鶏にあっては2日齢未満のものをその対象から除外するものとする。

ただし、肉用牛繁殖経営においては、出荷されることが確実と見込まれる子牛については、10か月齢未満のものを子畜として扱うものとする。また、乳用種育成経営については、大規模化が進展しており、家畜排せつ物の適正な管理を確保する必要があることから、飼養されている育成牛（6か月齢未満のものを含む。）の実頭数に1/3を乗じて得た数をもって当該経営の飼養頭数として扱うものとし、当該換算頭数が10頭以上である経営については、管理基準の適用があるものとする。

2 施行規則第1条第1項第2号ホの記録については、原則として別記様式によるものとする。

ただし、畜産業を営む者が独自に定める様式によっても差し支えない。

なお、この記録は、家畜排せつ物の年間の発生量等を記録するものであることから、少なくとも翌年の記録を行うまでの間はこれを保管する必要があるものとする。

3 法制定の趣旨にかんがみ、法第8条第1項に規定する都道府県計画の策定又は変更にあたっては、できる限り環境への負荷の低減が図られるよう配慮するとともに、あらかじめ、環境保全担当部局と協議を行うようお願いしたい。

(別記)

(農家における記録の様式(乳用牛))

平成__年度 家畜排せつ物の発生量等に関する記録

(記入日:平成__年__月__日)

1 年間家畜排せつ物の発生量

(単位: t/年)

種類	平均的な飼養頭羽数(頭) ①	1頭当たり排せつ物量		1年当たり排せつ物量		
		ふん ②	尿 ③	ふん ④ (①×②)	尿 ⑤ (①×③)	合計 ⑥ (④+⑤)
搾乳牛		16.6	4.9			
乾乳牛		10.8	2.2			
未經産牛		10.8	2.2			
育成牛		6.5	2.4			
合計		—	—			

注1) 平均的な飼養頭数は、2月1日現在の頭数又は当該年と前年の2月1日現在の平均頭数等を用いる。

2 処理の方法及び処理の方法別の数量

処理方法	割合	
	ふん	尿
① 自家処理し、自己の経営内で利用	割	割
② 自家又は経営外で処理し、経営外で利用	割	割
③ 浄化処理施設で処理	割	割
④ 焼却施設で処理	割	割
⑤ その他 ()	割	割
()	割	割
合計	10 割	10 割

注1) ②は、たい肥センター等の共同処理施設、耕種農家等に譲渡したものについて記入。

注2) ふん尿混合で処理を行っている場合は、固形物として処理している場合はふん、液状物として処理している場合は尿に記入する。

注3) 割合は、過去1年間の処理方法に基づいて記入する。

(別記)

(農家における記録の様式 (肉用牛))

平成__年度 家畜排せつ物の発生量等に関する記録
(記入日：平成 年 月 日)

1 年間の家畜排せつ物の発生量

(単位：t/年)

種類	平均的な 飼養頭羽数 (頭) ①	1頭当たり排せつ物量		1年当たり排せつ物量		
		ふん ②	尿 ③	ふん ④ (①×②)	尿 ⑤ (①×③)	合計 ⑥ (④+⑤)
肉用種 2歳未満		6.5	2.4			
肉用種 2歳以上		7.3	2.4			
乳用種		6.6	2.6			
合計		—	—			

注1) 平均的な飼養頭数は、2月1日現在の頭数又は当該年と前年の2月1日現在の平均頭数等を用いる。

2 処理の方法及び処理の方法別の数量

処 理 方 法	割 合	
	ふ ん	尿
① 自家処理し、自己の経営内で利用	割	割
② 自家又は経営外で処理し、経営外で利用	割	割
③ 浄化処理施設で処理	割	割
④ 焼却施設で処理	割	割
⑤ その他 ()	割	割
()	割	割
合計	10 割	10 割

注1) ②は、たい肥センター等の共同処理施設、耕種農家等に譲渡したものについて記入。

注2) ふん尿混合で処理を行っている場合は、固形物として処理している場合はふん、液状物として処理している場合は尿に記入する。

注3) 割合は、過去1年間の処理方法に基づいて記入する。

(別記)

(農家における記録の様式(養豚))

平成____年度 家畜排せつ物の発生量等に関する記録
(記入日:平成 年 月 日)

1 年間の家畜排せつ物の発生量

(単位: t/年)

種類	平均的な飼養頭羽数(頭) ①	1頭当たり排せつ物量		1年当たり排せつ物量		
		ふん ②	尿 ③	ふん ④ (①×②)	尿 ⑤ (①×③)	合計 ⑥ (④+⑤)
肥育豚		0.77	1.39			
繁殖豚		1.20	2.56			
合計		-	-			

注1) 平均的な飼養頭数は、2月1日現在の頭数又は当該年と前年の2月1日現在の平均頭数等を用いる。

2 処理の方法及び処理の方法別の数量

処理方法	割合	
	ふん	尿
① 自家処理し、自己の経営内で利用	割	割
② 自家又は経営外で処理し、経営外で利用	割	割
③ 浄化処理施設で処理	割	割
④ 焼却施設で処理	割	割
⑤ その他 ()	割	割
()	割	割
合計	10 割	10 割

注1) ②は、たい肥センター等の共同処理施設、耕種農家等に譲渡したものの
について記入。

注2) ふん尿混合で処理を行っている場合は、固形物として処理している場
合はふん、液状物として処理している場合は尿に記入する。

注3) 割合は、過去1年間の処理方法に基づいて記入する。

(別記)

(農家における記録の様式(採卵鶏))

平成____年度 家畜排せつ物の発生量等に関する記録
(記入日:平成 年 月 日)

1 年間の家畜排せつ物の発生量

(単位: t/年)

種類	平均的な飼養頭羽数(千羽) ①	1頭当たり排せつ物量		1年当たり排せつ物量		
		ふん ②	尿 ③	ふん ④ (①×②)	尿 ⑤ (①×③)	合計 ⑥ (④+⑤)
雛		21.5	—			
成鶏		49.6	—			
合計		—	—			

注1) 平均的な飼養頭数は、2月1日現在の頭数又は当該年と前年の2月1日現在の平均頭数等を用いる。

2 処理の方法及び処理の方法別の数量

処 理 方 法	割 合
	ふ ん
① 自家処理し、自己の経営内で利用	割
② 自家又は経営外で処理し、経営外で利用	割
③ 焼却処理で処理	割
④ その他 ()	割
()	割
合計	10 割

注1) ②は、たい肥センター等の共同処理施設、耕種農家等に譲渡したものについて記入。

注2) 割合は、過去1年間の処理方法に基づいて記入する。

(別記)

(農家における記録の様式(ブロイラー))

平成____年度 家畜排せつ物の発生量等に関する記録
(記入日：平成 年 月 日)

1 年間の家畜排せつ物の発生量

(単位：t/年)

種類	平均的な 飼養頭羽数 (千羽) ①	1頭当たり排せつ物量		1年当たり排せつ物量		
		ふん ②	尿 ③	ふん ④ (①×②)	尿 ⑤ (①×③)	合計 ⑥ (④+⑤)
ブロイラー		47.5	—			

注1) 平均的な飼養頭数は、2月1日現在の頭数又は当該年と前年の2月1日現在の平均頭数等を用いる。

2 処理の方法及び処理の方法別の数量

処 理 方 法	割 合
	ふ ん
① 自家処理し、自己の経営内で利用	割
② 自家又は経営外で処理し、経営外で利用	割
③ 焼却処理で処理	割
④ その他 ()	割
()	割
合計	10 割

注1) ②は、たい肥センター等の共同処理施設、耕種農家等に譲渡したのものについて記入。

注2) 割合は、過去1年間の処理方法に基づいて記入する。

(別記)

(農家における記録の様式(馬))

平成____年度 家畜排せつ物の発生量等に関する記録
(記入日:平成 年 月 日)

1 年間の家畜排せつ物の発生量

(単位: t/年)

種類	平均的な飼養頭羽数(頭) ①	1頭当たり排せつ物量		1年当たり排せつ物量		
		ふん ②	尿 ③	ふん ④ (①×②)	尿 ⑤ (①×③)	合計 ⑥ (④+⑤)
馬		8.4	1.8			

注1) 平均的な飼養頭数は、2月1日現在の頭数又は当該年と前年の2月1日現在の平均頭数等を用いる。

2 処理の方法及び処理の方法別の数量

処 理 方 法	割 合	
	ふ ん	尿
① 自家処理し、自己の経営内で利用	割	割
② 自家又は経営外で処理し、経営外で利用	割	割
③ 浄化処理施設で処理	割	割
④ 焼却施設で処理	割	割
⑤ その他 ()	割	割
()	割	割
合計	10 割	10 割

注1) ②は、たい肥センター等の共同処理施設、耕種農家等に譲渡したものについて記入。

注2) ふん尿混合で処理を行っている場合は、固形物として処理している場合はふん、液状物として処理している場合は尿に記入する。

注3) 割合は、過去1年間の処理方法に基づいて記入する。

(3) 家畜排せつ物の利用の促進を図るための基本方針 (令和2年4月農林水産省)

第1 家畜排せつ物の利用の促進に関する基本的な方向

1 現状

(1) 適正管理

家畜排せつ物は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）に基づき、畜産業を営む者が自らの責任において適正に処理しなければならないというのが、家畜排せつ物の処理において基本となる考え方である。したがって、処理のために必要な施設の整備や維持・管理は自ら行うべきものと考えられる。

また、家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律（平成11年法律第112号。以下「法」という。）が、平成11年7月に制定され、平成16年11月には、法に基づく管理基準の適用猶予期間が終了したが、畜産環境保全に関する施策を関係者が一体となって推進してきた結果、法に基づく管理基準は、ほぼ全ての適用対象農家において遵守されている状況となっている。

他方で、畜産農家の大規模化、環境規制への更なる対応の必要性や、混住化の進展等による周辺住民からの苦情の深刻化もあり、臭気の低減対策や汚水の浄化処理対策の強化が畜産経営の継続のためにも必要な状況となっている。

(2) 利用促進

家畜排せつ物は、肥料三要素、微量要素、有機物等を多く含むことから、そのほとんどが堆肥として有効に利用されてきたところであるが、発生量には地域的な偏在がある。そのため、堆肥の需要が多い地域でも、情報不足、運送コストや労力の問題等により十分に堆肥の利用が進まない地域がある。土づくりの促進には、堆肥の適切な利用が不可欠な中で、堆肥の広域流通の重要性が従前より増している。

また、家畜排せつ物のエネルギー利用については、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成23年法律第108号）に基づく再生可能エネルギー電気の固定価格買取制度（以下「固定価格買取制度」という。）が平成24年度から開始され、特に堆肥としての利用が進まない地域において利用が増えており、売電収入による経営全体の収支の改善も期待されるが、電力系統への接続の問題も発生していることに加え、令和2年度までに制度の抜本的な見直しを行うこととされている。

(3) 新たな課題と動き

国際交渉の進展を踏まえ、関税削減等に対抗できる畜産経営の体質強化が求められる中、法の本格施行から約15年が経過し、処理施設の老朽化が顕在化しており、家畜排せつ物が適正に処理されなくなる事態が発生している。利益を得にくい家畜排せつ物処理施設については、修繕や更新のための

費用を計画的に経営内に留保し、適切な再投資を確保する必要がある。

また、牛肉・牛乳製品の国内需要の増加への対応と牛肉の輸出の一層の拡大に向けた肉用牛・酪農生産拡大プロジェクトを推し進めているところであるが、肉用牛・酪農の増頭・増産に取り組む際には、併せて増加する家畜排せつ物の利用促進を図ることが重要である。

さらに、耕種農家の土づくりを促進するに当たり、堆肥の適切な利用が不可欠な中、肥料取締法（昭和25年法律第127号）の改正により堆肥と化学肥料の混合に関する規制が緩和され、堆肥の高付加価値化や広域流通の余地が拡大している。

なお、一部の大規模経営農家において、飼養規模拡大の際に、拡大した規模に見合った家畜排せつ物処理施設が整備されていない事例が散見される状況である。

2 基本的な対応方向

(1) 堆肥の利用拡大

土づくり等による、持続的かつ循環的な農畜産業の実現のため、家畜排せつ物は、堆肥化等を通じて可能な限り肥料や土壌改良資材として耕地に還元することが望ましい。

加えて、家畜排せつ物を適切に堆肥化してから耕地に還元することにより、家畜排せつ物を未処理のまま耕地に還元する場合と比べ、水分や悪臭が除去され、取り扱いやすくなることに加え、十分に発酵熱を上昇させることで雑草の種子、寄生虫、病原体を死滅させる効果等が期待される。

堆肥の利用拡大に当たっては、今般の肥料取締法の改正で堆肥と化学肥料の混合に関する規制が緩和されたことを踏まえ、必要に応じて肥料メーカーとも連携しつつ、耕種農家のニーズに合った堆肥の生産を進めることが重要となる。

また、土づくりの促進に当たっては、土壌診断に基づき、ほ場の状態を把握した上で適切に堆肥等を施用することが重要である。

ア 堆肥の地域内での利用促進

畜産農家は、経営内で生産した良質な堆肥を適切に施肥することにより、まずは自給飼料生産を推進することが重要である。

また、飼養規模の拡大により堆肥の生産が増加した場合には、飼料用米等の利用拡大を通じて強化された地域内での耕種農家との連携を活用し、当該耕種農家における堆肥利用を進めるなど、堆肥の地域内利用を一層拡大することも求められる。

なお、地域内での堆肥の有効利用に当たっては、地方自治体、生産者団体その他の関係者が、畜産クラスターの仕組み等も活用しつつ、主導的な役割を果たすことが求められる。

さらに、畜産農家等の高齢化に伴い、堆肥生産、散布作業等が負担となり、堆肥利用の促進に支障が生じる可能性がある。そのため、地域の事情や防疫面を考慮しつつ、地域の堆肥センターの機能向上や活用を促進すると

もに、コントラクター、ヘルパー等の外部支援組織の活用を検討することも重要である。

イ 堆肥の広域的な流通の円滑化

耕種農家の土づくりを促進するに当たり、堆肥の適切な利用が不可欠な中、地域を越えた堆肥の供給を促進することが重要であることから、より広域の情報について調整し得る地方自治体、生産者団体等の耕種部局と畜産部局が、肥料メーカー等と連携して堆肥の需給のマッチングを実施することが重要である。

堆肥の生産量が需要量を超えている地域の畜産農家や地方公共団体を始めとした関係者は、耕種農家のニーズ（価格、品質、必要量、運搬・散布方法等）を的確に把握し、それに対応することが必要である。品質に関するニーズに対応するためには、堆肥の成分分析を行った上で、完熟化、ペレット化、化学肥料等との配合など、堆肥の高品質化を推進することが重要である。また、こうした取組を効果的に実施するためには、必要に応じて、肥料メーカー等の加工や輸送を担える事業者と連携することが重要である。その際、ペレット化により、輸送の効率化、散布の容易化等の取扱性の向上による付加価値向上が可能であるが、併せてコストを検討することも必要である。

(2) 家畜排せつ物のエネルギーとしての利用の推進

飼養規模の拡大により家畜排せつ物の発生量の増大が見込まれるにもかかわらず、堆肥としての利用が進まない地域等においては、家畜排せつ物を活用した電気、熱等のエネルギー利用を推進することにより、家畜排せつ物の適切な処理を確保することが考えられる。この場合、家畜排せつ物を発酵槽や焼却炉において密閉状態で処理することにより臭気の低減につながるほか、エネルギー利用後に発生する副産物の消化液や焼却灰も新たな肥料資源としての活用が見込まれることに加え、畜産農家等の光熱費の低減や売電収入による経営全体の収支の改善が期待される。

固定価格買取制度については、令和2年度までに制度全体の見直しを行う中であって、バイオマス発電は、地域で活用される電源であることを前提として、現行の制度が維持される方向性となっている。

家畜排せつ物のエネルギー利用に当たっては、地域によって、接続地点付近の電力系統の容量不足等の課題が残るものの、家畜排せつ物を利用する発電設備は、緊急時を除き、原則として出力制御の対象とせず、電力系統に接続できるといったルールもある。

このため、収益性、地域活用電源としての方向性や、電力系統への接続状況等を見極めた上で、増頭に伴う家畜排せつ物の処理コスト増加を相殺するため、固定価格買取制度等の活用による電気、熱等のエネルギー利用を推進するとともに、電力系統の課題を踏まえ、自家消費を含めたエネルギーの地産地消や、電気ではなくガスを直接利用する取組等、新たな経営モデルの確立を推進することが重要である。

なお、発電等に伴い発生する熱等のエネルギーの有効利用、副産物の肥料としての活用等については、地域振興にもつながること等から、その推進に当たっては、地方自治体、生産者団体等が積極的に関与することが望ましい。

(3) 畜産環境問題への対応

地方自治体の判断により基準が設定される臭気規制を始めとして、環境規制への更なる対応が求められる地方自治体の畜産部局は、環境部局と連携し、適正な家畜の飼養管理や施設管理が図られるよう指導等を行うことが重要である。

また、畜産環境問題を根本的に解決するためには、地方自治体が主導するかたちで、畜産農家だけでなく地域住民も参加して地域全体で問題解決に取り組む体制を構築することが重要である。

畜産農家は、適正な家畜の飼養管理や施設管理、施設の密閉性の向上、適切な堆肥化・エネルギー利用等と併せて、畜産環境に係る専門家の助言を参考にしつつ、必要に応じて施設・機械を整備・補修したり、有効な処理技術を導入したりすることにより、臭気対策及び污水対策を効果的に進めることが重要である。

施設・機械の整備については、家畜排せつ物の適切な処理は、畜産業を営む者自らの責任において行うべきものではあるが、融資制度や公共事業を含む国の補助事業を活用するほか、地方自治体及び生産者団体の支援の活用が可能となることもある。このため、地方自治体、生産者団体その他の関係者が、畜産クラスターの仕組み等も活用しつつ、地域の実情に応じた整備を関係者全体で検討することが望ましい。

第2 処理高度化施設の整備に関する目標の設定に関する事項

1 目標設定の基本的な考え方

処理高度化施設（送風装置を備えた堆肥舎その他の家畜排せつ物の処理の高度化を図るための施設をいう。以下同じ。）を効果的に活用するため、畜産農家が飼養規模に応じた家畜排せつ物処理施設を整備し、整備後の管理方法も併せて習得して継続的に適切な管理を行うことを基本とし、地方公共団体等が技術指導等の支援体制も併せて整備することや、地域の実情に精通した関係者及び関係機関による連携・協力を通じた支援の枠組みを構築することが重要である。

また、老朽化した家畜排せつ物処理施設の能力低下や悪臭の発生、污水の漏出等を防ぐため、計画的な補改修や機能強化を推進していくことが重要である。国としても個人の堆肥舎や污水处理施設の長寿命化を進めるとともに、共同利用施設整備の実施要件を緩和することとしている。

このため、都道府県計画においては、令和12年度を目標年度とし、地域における必要性や効果を考慮した上で、優先的に整備すべき最適な処理高度化施設の内容と都道府県としてその導入をどのように進めていく考えなのかを明示することが重要である。

2 目標設定に当たり留意すべき事項

(1) 堆肥の利用拡大

高品質な堆肥生産に資する攪拌・通気装置を備えた堆肥化施設、堆肥乾燥施設、堆肥保管施設等の整備は、堆肥の利用拡大や畜産環境問題の解決に資する。

また、堆肥化施設の整備と併せて、堆肥の効果的な利用を進めるための堆肥成分分析装置、堆肥の散布作業を効率化するマニユアスプレッターや、広域流通に向けた取扱性・運搬性向上に資するペレタイザー・袋詰め装置等の機械の導入を推進することが望ましい。

(2) 家畜排せつ物のエネルギー利用

家畜排せつ物のエネルギー利用に必要なメタン発酵施設、炭化・焼却施設等の整備は、中期的な観点から、経営収支や原材料の確保の見通し、消化液の散布先、電力系統への接続状況等を考慮して進める必要がある。

なお、固定価格買取制度を活用して売電する場合には、発電に係る施設（発酵槽、ガスホルダー及び発電機）は国の補助対象とならないことに留意する。

(3) 畜産環境対策の推進

臭気や水質に係る環境規制への更なる対応、混住化の進展等による周辺住民の苦情の深刻化に対応するため、専門家の助言を参考にして、処理高度化施設を整備することが重要である。

施設整備における臭気対策としては、臭気が発生する堆肥舎、畜舎等の場所ごとに、効果的な臭気の低減対策や脱臭装置（密閉型畜舎であればバイオフィルター、光触媒脱臭装置等）の整備を検討する。

その際には、物質濃度規制に替えて、複合臭等に対応が可能な官能検査による臭気指数規制を導入する地方自治体が増加していることから、この動きも念頭に置いて対応する。

また、活性汚泥浄化処理、膜処理等を行う污水处理施設の整備に関しては、経年劣化による処理能力の低下や、畜産業から発生する污水に適用されている硝酸性窒素等に係る暫定排水基準（500mg/L）が、将来的には一般排水基準（100mg/L）となる可能性があることも念頭に置いて施設を整備するとともに、当該施設の適切な管理を実施する。

第3 家畜排せつ物の利用の促進に関する技術の向上に関する基本的事項

1 技術開発の促進

家畜排せつ物の利用に関するニーズの多様化に適切に対応していくためには、低コストで実用的な技術の開発を促進することが引き続き重要である。このため、国、独立行政法人、地方公共団体等は、大学、民間企業等との連携を図りつつ、これまでの研究成果も踏まえ、以下の課題について、低コストで実用的な技術の開発を推進するよう努めるものとする。

(1) 堆肥の利用拡大

肥料取締法の改正を踏まえた新たな肥料や施用方法の開発等

(2) 家畜排せつ物のエネルギーとしての利用の促進に関する技術

メタン発酵等によるエネルギー利用が進む中で、エネルギー転換の効率を上げるための発酵技術、発電機等の開発、消化液の水田等での利用促進に向けた運搬技術や適正な散布方法の開発等

(3) 臭気低減技術

臭気の発生源（畜舎内、畜舎周辺、堆肥舎、排気口等）ごとに、光触媒、軽石・土壌等を用いた脱臭装置、ミスト噴霧等によるダストの拡散防止法、臭気低減微生物の活用法等臭気低減の各手法を選択し、組み合わせる最適管理手法（Best Management Practices：BMP）の開発等

(4) 汚水処理技術

汚水処理施設の管理をより容易にする技術の開発、汚水処理施設の硝酸性窒素等の除去能力を高める技術の開発等

2 情報提供及び指導に係る体制の整備

家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進を図るためには、畜産農家等が適切な堆肥化技術や畜産環境対策に関する新たな技術に接し、容易に習得できるようにすることが重要である。そのため、行政機関や生産者団体が専門家の積極的な活用を図りつつ、適切な指導等を行えるよう、その体制整備を図っていくことが重要である。

また、国、都道府県、市町村等の各段階において、技術等に関する情報の提供、技術研修会やシンポジウムの開催等に努める。

なお、研修等の開催に当たっては、畜産農家の施設や堆肥センターを活用するなど、より現場の実態に即した研修となるよう工夫することが望ましい。

第4 その他家畜排せつ物の利用の促進に関する重要事項

1 消費者や地域住民等の理解の醸成

畜産業の健全な発展を図るためには、家畜排せつ物が発生する家畜の飼養現場や臭気等に係る畜産環境対策に関する畜産農家の取組や努力についても、処理施設の整備状況、整備に係る負担、それによる臭気や排水中の硝酸性窒素等の低減効果を含め、消費者や地域住民の理解を深めることが重要である。このためには、地方自治体等の第三者が参加する形で周辺住民と話し合うなど、良好なコミュニケーションを図ることが有益である。

また、地方自治体、生産者団体等は、堆肥を使った地場農産物の学校給食への供給、地域で生産される堆肥を施用した農産物のブランド化、酪農教育ファームに見られるような畜産体験学習の実施等を積極的に推進し、堆肥による土づくり効果等の資源循環を基本とした畜産業の社会的意義について、消費者や地域住民の理解の醸成に努める。

2 家畜防疫の観点からの適切な堆肥化の徹底等による防疫対策の強化

家畜防疫の観点からも、堆肥化を適切に行うための対策を講じることが重要である。このため、野生動物等が家畜排せつ物に接触して病原体が拡散する可能性や、堆肥が野生動物等により汚染される可能性に注意が必要である。

また、家畜排せつ物及び堆肥の運搬に当たっては、運搬車両を通じて家畜疾

病の病原体が伝播する可能性があることも考慮し、堆肥等の散逸防止、車両の消毒、運搬ルートを検討等に努める。

6 環境保全に関するその他の法律の概要

(1) 環境基本法 (平成5年法律第91号)

総 則

(第1章)

目 的

(第1条)

- ・ 環境の保全について、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体、事業者及び国民の責務を明らかにするとともに、環境の保全に関する施策の基本となる事項を定めることにより、環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の国民の健康で文化的な生活の確保に寄与するとともに人類の福祉に貢献することを目的とする。

定 義

(第2条)

- ・ 「公害」とは、事業活動その他の人の活動に伴って生ずる相当範囲にわたる大気汚染、水質汚濁、土壌汚染、騒音、振動、地盤の沈下及び悪臭によって、人の健康又は生活環境に係る被害が生ずることをいう。

国 の 責 務

(第6条)

- ・ 環境の保全の基本的、総合的な施策の策定及びその実施

地方公共団体の責務

(第7条)

- ・ 国の施策に準じた施策及び地域の自然的・社会的条件に応じた環境の保全施策の策定並びにその実施

事業者の責務

(第8条)

- ・ 公害防止又は自然環境の適正な保全のための必要な措置を講ずる
- ・ 製造・加工等に係る製品その他の物が廃棄物となった場合に適正な処理が図られるための必要な措置を講ずる
- ・ 製造、加工等に係る製品、その他の物が使用され又は廃棄されることによる環境への負荷の低減に資するよう努める
- ・ 事業活動において、再生資源等の環境への負荷の低減に資する原材料、役務等を利用するよう努める
- ・ 国・地方公共団体の環境の保全施策に対する協力

国民の責務

(第9条)

- ・ 日常生活に伴う環境への負荷の低減に努める
- ・ 国又は地方公共団体の環境の保全施策に対する協

環 境 の 日

(第10条)

- ・ 環境の日は6月5日

年 次 報 告 等

(第12条)

環境の保全に関する基本的施策

(第2章)

環境基本計画

(第15条)

環境基準

(第16条)

公害防止計画の作成

(第17条)

環境影響評価の推進

(第20条)

環境の保全上の支障を防止するための規制、経済的措置

(第21条, 第22条)

環境保全に関する施設の整備
その他の事業の推進

(第23条)

環境保全に関する教育、学習等

(第25条)

監視等の体制の整備

(第29条)

科学技術の振興

(第30条)

公害に係る紛争の処理及び被害の救済

(第31条)

環境の保全に関する審議会

その他の合議制の機関等

(第3章)

中央環境審議会

(第41条)

都道府県環境審議会

(第43条)

市町村環境審議会

(第44条)

公害対策会議

(第45条, 第46条)

- ・ 大気汚染
- ・ 水質汚濁
- ・ 地下水汚濁
- ・ 土壌汚染
- ・ 騒音

公害紛争処理制度の確立

・ 公害紛争処理法

被害救済制度の確立

・ 公害健康被害の補償等に関する法律

原因者負担

(第37条)

・ 公害防止事業費事業者負担法

地方公共団体に対する財政措置

(第39条)

(2) 水質汚濁防止法（昭和 45 年法律第 138 号）等

目的（第 1 条）

工場及び事業場から公共用水域に排出される水の排出を規制すること等によって公共用水域及び地下水の水質の汚濁の防止を図り、もって国民の健康を保護するとともに生活環境を保全する。

定義（第 2 条）

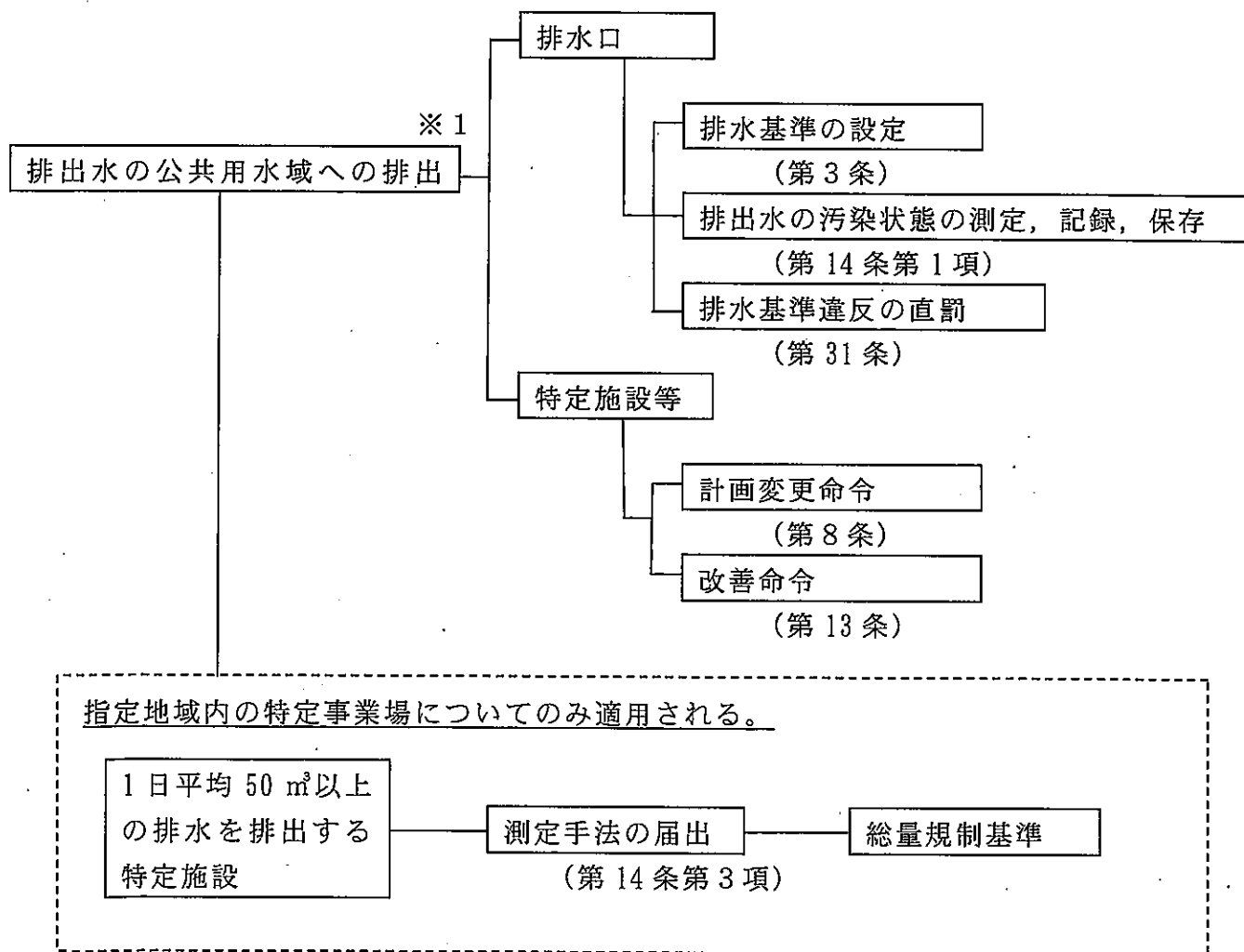
「公共用水域」…河川、湖沼、港湾、沿岸海域その他公共の用に供される水域及びこれに接続する公共溝渠、かんがい用水路その他公共の用に供される水路。

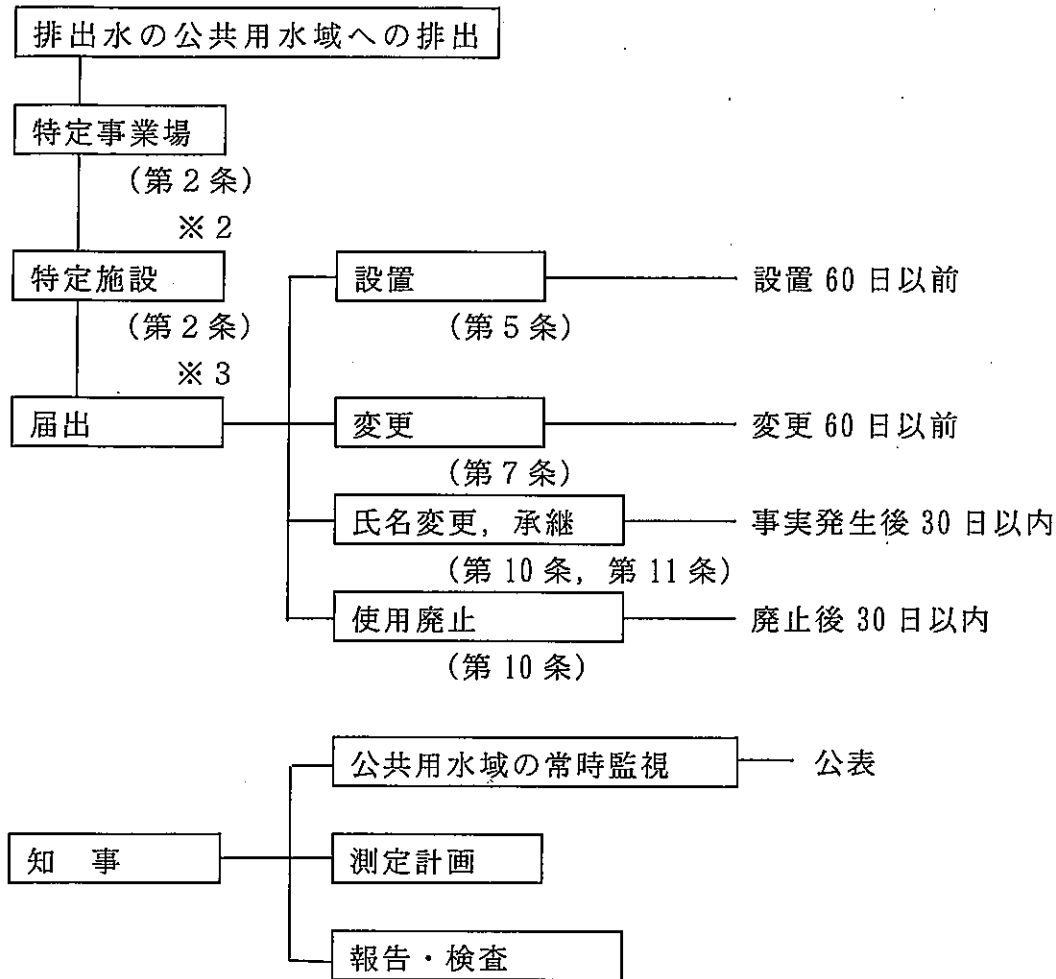
「排水水」…特定施設を設置する工場又は事業場から公共用水域に排出される水。

① 水規制のしくみ

汚濁負荷量の総量削減基本方針 … 削減目標年度、削減目標量、達成方法、その他の必要事項

汚濁負荷量の総量削減計画 … 指定地域の削減目標量、達成方法、その他必要事項





※1 規制項目は、次のとおりとする。

- (1) 有害物質
 注) アンモニア, アンモニウム化合物, 亜硝酸化合物及び硝酸化合物
 カドミウム, シアン, 有機リン, アルキル水銀, 総水銀, 六価クロム, 鉛, ヒ素
 PCB, トリクロロエチレン他 全28項目
 注1) 許容限度100mg/L
 注2) 許容限度=アンモニア性窒素×0.4+亜硝酸性窒素+硝酸性窒素
- (2) 生活環境項目
 pH, BOD, COD, SS, ノルマルヘキサン抽出物質
 大腸菌群数他 15項目

※2 畜産関係の特定施設は、次のとおりとする。

- (1) 水質汚濁防止法による特定施設
- | | |
|----------|----------|
| 豚房施設の総面積 | 50㎡以上 |
| 牛房施設 | " 200㎡以上 |
| 馬房施設 | " 500㎡以上 |
- (2) 広島県生活環境の保全等に関する条例による污水等関係特定施設
 養豚業の用に供する施設(生後6月以上の豚50頭以上を飼養又は収容できるもの
 に限る。)であって、次に掲げるもの
- イ 飼養施設
 - ロ 収容施設
 - ハ ふん尿の廃棄施設

※3 瀬戸内海及びこれに接続する海域以外の公共用水域へ最大 50m³/日以上 of 排水を排出する特定事業場については、瀬戸内海環境保全特別措置法の適用をうけ許可制となる。

なお、排水基準（生活環境項目）が適用される特定事業場である、1日当たりの平均排水量 50m³以上になると考えられる事業場の目安は、次のとおりとする。

豚房施設の総面積 2,000 m²以上
 牛房施設 " 4,000 m²以上
 馬房施設 " 4,000 m²以上

② 排水基準

ア 濃度規制基準（一律排水基準）：県下全域に適用

全国一律排水基準及び広島県上乘せ排水基準（抜粋）

水域	許 容 限 度						
	第1種 水域		第2種 水域		第3種 水域		第4種 水域
	河川等	湖沼	河川等	湖沼	河川等	湖沼	海域
項目							
水素イオン濃度 (pH) 〔水素指数〕	5.8 ～ 8.6	5.8 ～ 8.6	5.8 ～ 8.6	5.8 ～ 8.6	5.8 ～ 8.6	5.8 ～ 8.6	※5.5 ～ 9.0
生物化学的酸素要求量 (BOD) 〔mg/L〕	※90 (70)		160 (120)		160 (120)		
化学的酸素要求量 (COD) 〔mg/L〕		※50 (40)		※85 (65)		※120 (90)	※130 (100)
浮遊物質量 (SS) 〔mg/L〕	※90 (70)		※90 (70)		200 (150)		200 (150)
ノルマルヘキサン抽出物質含有量 (動植物油脂類) 〔mg/L〕	※8		※8		※20		※20
大腸菌群数 〔個/cm ³ 〕	(3,000)						
窒素含有量 〔mg/L〕	120 (60)						
燐含有量 〔mg/L〕	16 (8)						

- 備考 1：（ ）内は、日間平均値である。
 2：この表の排水基準は、1日当たりの平均的な排水量が 50 m³以上である工場又は事業場について適用する。
 3：「水域区分」については、県下4水域の範囲（P99参照）のとおりである。
 4：※印については、広島県上乘せ排水基準
 5：この表に掲げる排水基準は広島県生活環境の保全等に関する条例規則別表第7の2の項に規定する汚水等関係特定事業場（養豚業の用に供する施設）には適用しない。

③ 総量規制基準：畜産関係

指定地域内事業場（指定地域内にある日平均排水量 50m³以上の特定事業場をいう。）からの特定排水に対して適用される化学的酸素要求量（COD）、窒素含有量（T-N）及びりん含有量（T-P）に係る汚濁負荷量の排出基準である。

○ 算定方法

(ア) 昭和 55 年 6 月 30 日 (T-N 及び T-P については平成 14 年 9 月 30 日) 以前に設置された特定事業場で、同日以降、瀬戸内海環境保全特別措置法第 5 条又は第 8 条による許可申請、もしくは水質汚濁防止法第 5 条又は第 7 条による届出がなされていないもの。

$$L \text{ (kg/日)} = C \text{ (mg/L)} \times Q \text{ (m}^3\text{/日)} \times 10^{-3}$$

↑
COD (T-N, T-P)
総量規制基準

↑
指定地域内事業場の日最大特定排水量

「C 値」と呼ぶ。
総量規制基準 (平成 14 広島県告示第 728 号 (COD), 729 号 (T-N), 730 号 (T-P) により「業種その他の区分」ごとに定められている。

(イ) (ア) 以外の特定事業場

$$L = (C_0 \times Q_0 + C_i \times Q_i + C_j \times Q_j) \times 10^{-3}$$

C 値及び Q 値の区分について

	H14. 10. 1 (T-N, T-P)	(T-N, T-P についてはなし)
	S55. 7. 1 (COD)	H3. 7. 1 (COD)
総量規制基準の適用	C ₀	C _i
	Q ₀	Q _i

- L : COD, (T-N, T-P) 総量規制基準 (kg/日)
- C : 別表第 1 の C₀ 欄に掲げる値 (mg/L)
- Q : 日最大特定排水量
- C_j : 別表第 1 の C_j 欄に掲げる値 (mg/L) (COD のみ該当 T-N 及び T-P は該当なし)
- Q_j : 平成 3 年 7 月 1 日以降に特定施設の設置又は構造等の変更により増加する特定排水の量 (m³/日) (COD のみ該当 T-N 及び T-P は該当なし)
- C_i : 別表第 1 の C_i 欄に掲げる値 (mg/L)
- Q_i : 昭和 55 年 7 月 1 日から平成 3 年 7 月 1 日まで (T-N, T-P については平成 14 年 10 月 1 日以後) に特定施設の設置又は構造等の変更により増加する特定排水の量 (m³/日)
- C₀ : 別表第 1 の C₀ 欄に掲げる値 (mg/L)
- Q₀ : Q_j 及び Q_i を除く特定排水の量 (m³/日)

別表第 1 : 畜産関係

COD (化学的酸素要求量)

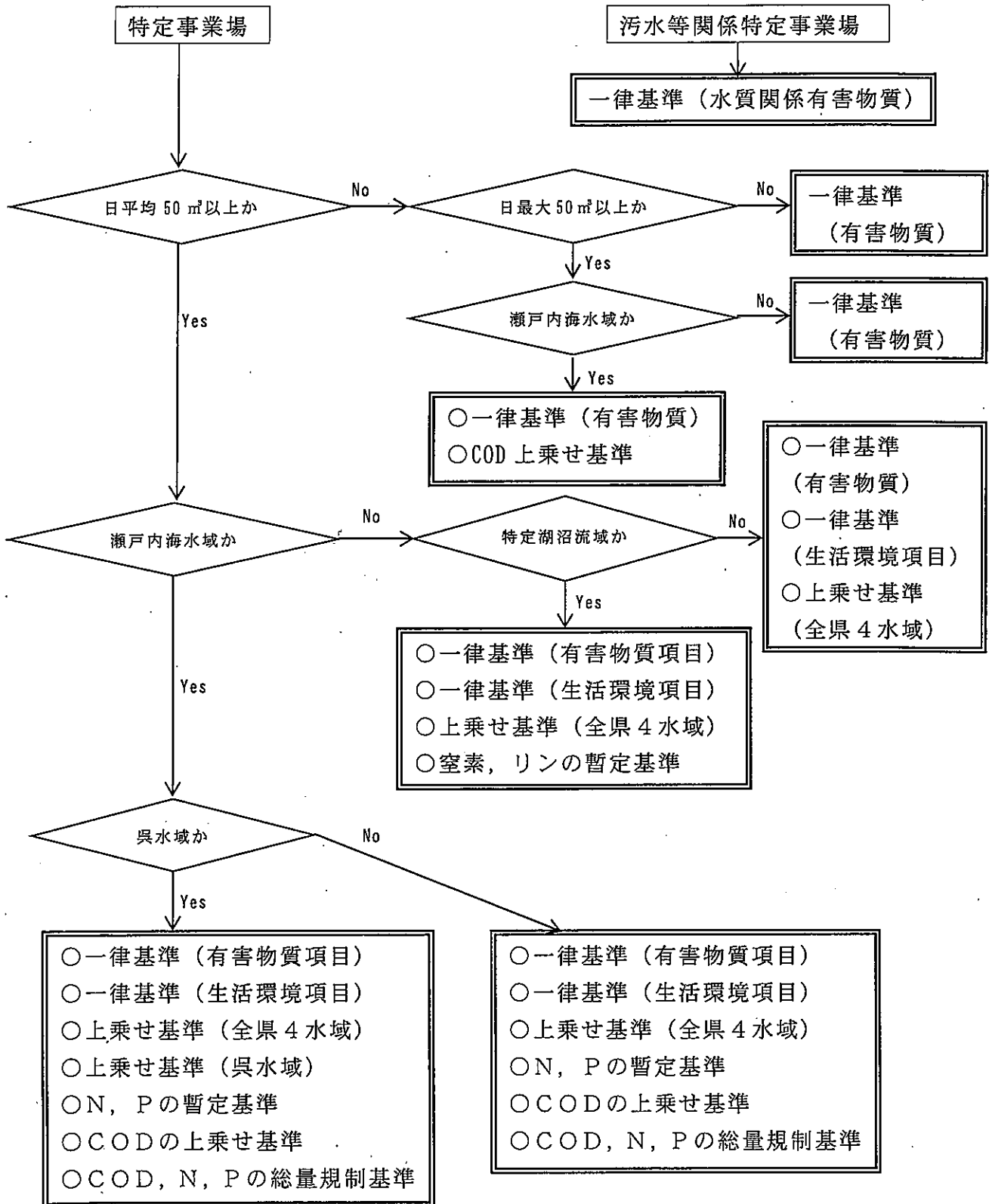
整理番号	業種その他の区分	化学的酸素要求量(mg/L)			備考	
		既設		新增設		
		C _{co}	C _{ci}	C _{cj}		
2	畜産農業	最大排水量 500m ³ /日未満	100	80	75	
		最大排水量 500m ³ /日以上	100	70	60	
232-12	2~231に分類されないもの(生活雑排水,221及び222に掲げるし尿浄化槽以外のし尿浄化槽(209,214,220~223及び229~231を除く。))		50	40	40	
			30	30	30	平成18年2月1日以降に設置したし尿浄化槽を使用するもの

T-N (窒素含有量), T-P (りん含有量)

整理番号	業種その他の区分の名称	窒素含有量(mg/L)		りん含有量(mg/L)	
		既設	新增設	既設	新設
		C _{no}	C _{ni}	C _{po}	C _{pi}
2	畜産農業	130	65	30	9
232-12	2~231に分類されないもの(生活雑排水,221及び222に掲げるし尿浄化槽以外のし尿浄化槽(209,214,220~223及び229~231を除く。))	60	60	8	7

排水基準確認フローシート（畜産関係の特定施設に限る（p. 85 参照））

（：適用される基準）



④ 排出水の汚染状態の測定等

ア 排出水の汚染状態の測定・記録・保存

排出水を排出し、又は特定地下浸透水を浸透させる者は、当該排出水又は特定地下浸透水の汚染状態を測定し、その結果を記録し、保存しなければならない。

ただし、有害物質を含む特定地下浸透水の地下への浸透は禁止されている。

イ 汚濁負荷量の測定・記録・保存

総量規制基準が適用されている指定地域内事業場から排出水を排出する者は、当該排出水の汚濁負荷量を測定し、その結果を記録し、保存しなければならない。

⑤ 構造等に関する基準

有害物質使用特定施設及び有害物質貯蔵指定施設を設置する事業場に対して、構造等に関する基準が適用される。

○ 有害物質使用特定施設とは

有害物質をその施設において製造、使用又は処理する特定施設をいう。

○ 有害物質貯蔵指定施設とは

有害物質を含む液状の物を貯蔵する施設をいう。

ア 構造等に関する基準の遵守義務

有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設を設置している者は、当該有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設について、有害物質による地下水の汚染の未然防止を図るため、構造等に関する基準を遵守しなければならない。なお、平成24年6月1日の時点で既に設置されている施設については、構造等に関する基準の適用が原則3年間猶予される。

○ 構造等に関する基準とは

- ・ 有害物質使用特定施設等の設置場所の床面及び周囲
- ・ 有害物質使用特定施設等の施設本体に付帯する設備（配管等及び排水溝等）
- ・ 有害物質使用特定施設等のうち地下貯蔵施設本体
- ・ 有害物質使用特定施設等の使用の方法（作業及び運転）

イ 構造等に関する定期点検の実施・記録・保存

有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設を設置している者は、当該有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設の構造等について、目視等の方法により定期点検を実施し、その結果を記録し、保存しなければならない。

⑥ 事故時の措置

ア 特定事業場

特定事業場の設置者は、当該事業場において、特定施設の破損その他の事故が発生し、有害物質若しくは生活環境項目について排水基準に適合しないおそれがある水が公共用水域に排出され、又は有害物質を含む水が地下に浸透したことにより人の健康又は生活環境に係る被害を発生するおそれがあるときは、直ちに応急措置を講じるとともに、速やかに事故の状況及び講じた措置の概要を都道府県知事に届け出なければならない。

a 生活環境に係る被害とは

浄水場における取水停止等の水道被害, 水田汚染等の農業被害, 魚のへい死, 油臭の発生等

b 応急措置とは

破損施設への有害物質又は油の供給停止, 土のう積み上げ, 油吸着マットの設置, 汚染表土の除去等

イ 指定事業場

指定事業場の設置者は, 当該事業場において, 指定施設の破損その他の事故が発生し, 有害物質又は指定物質を含む水が公共用水域に排出され, 又は地下に浸透したことにより人の健康又は生活環境に係る被害を発生するおそれがあるときは, 直ちに応急措置を講じるとともに, 速やかに事故の状況及び講じた措置の概要を都道府県知事に届け出なければならない。

a 指定事業場とは

指定施設を設置する工場又は事業場をいう。

b 指定施設とは

有害物質を貯蔵・使用する施設又は指定物質を製造・貯蔵・使用・処理する施設

c 指定物質とは

有害物質及び油以外の物質であって公共用水域に多量に排出されることにより人の健康若しくは生活環境に係る被害を生ずるおそれがある物質として政令で定めるもの

(ホルムアルデヒド, 次亜塩素酸ナトリウム他 全 56 項目)

ウ 貯油事業場等 (油流出事故の措置)

貯油事業場等の設置者は, 当該貯油事業場等において, 貯油施設等の破損その他の事故が発生し, 油を含む水が公共用水域に排出され, 又は地下に浸透したことにより生活環境に係る被害を生ずるおそれがあるときは, 直ちに応急措置を講じるとともに, 事故の状況及び講じた措置の概要を都道府県知事に届け出なければならない。

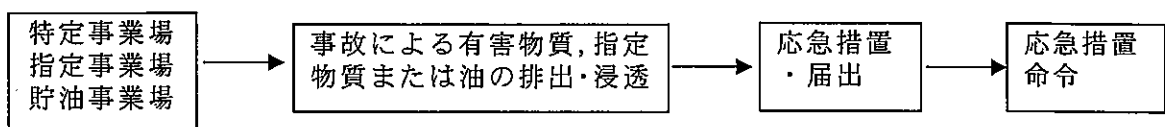
a 貯油事業場等とは

- ・ 貯油施設等を設置する工場又は事業場をいう。
- ・ 畜舎等にボイラー用の重油タンクや暖房用タンク等の貯油施設が設置されている場合, 貯油事業場に該当する。

b 貯油施設等とは

次の油を貯蔵する貯油施設又はそれらの油を含む水を処理する油水分離施設
原油, 重油, 潤滑油, 軽油, 灯油, 揮発油, 動植物油

【事故時の措置】



各都道府県知事 殿
(権限委任市長)

環境庁水質保全局長

水質汚濁防止法施行令の一部を改正する政令の施行について

水質汚濁防止法の一部を改正する政令(昭和47年政令第346号。以下「令」という。)は、昭和47年9月27日に公布され、10月1日から施行された。

については、下記事項に留意され、本令の円滑かつ適正な運用を図られたい。

なお、本令の施行に伴い畜産関係事業者に対する指導が必要となるので、各都道府県(の権限委任市)内の畜産担当部局、動物園管理担当部局等にも本令の内容を十分徹底されたい。

第1 畜産農業

1. 畜産農業とは、日本標準産業分類(昭和47年財団法人全国統計協会連合会発行。以下「産業分類」という。)の小分類015の畜産農業をいう。

2. サービス業

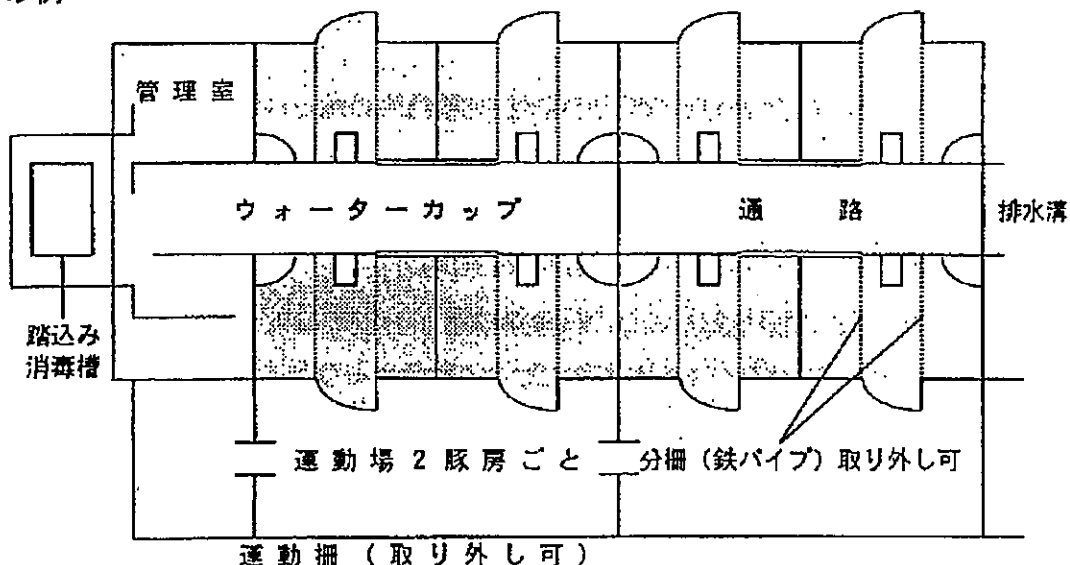
サービス業とは、産業分類の小分類053の畜産サービス業および大分類Lのサービス業をいい、その主な例は下表のとおりである。

業種名	分類番号	主要例
畜産サービス業	0531	獣医業
	0539	その他の畜産サービス業(種つけ請負業、放牧育成所等)
サービス業	8032	競馬業
	8042	競馬競技団(競馬きゅう舎)
	806	公園遊園地
	8099	他に分類されない娯楽業(乗馬練習所)
	8411	農業協同組合
	911~914	小学校~高等教育機関
	9184	動物園、植物園、水族館
931	自然科学研究所	
	959	他に分類されないサービス業(動物検疫所等)

3. 豚房施設、牛房施設および馬房施設

豚房施設、牛房施設および馬房施設(以下「畜房施設」という。)とは、畜舎のなかの豚、牛および馬を収容するための個々の房(以下「畜房」という。)をいい、通路、飼料置場等は含まれない(下図参照)。

豚舎の例



第2 畜房の総面積

畜房の総面積とは、畜舎のなかの個々の畜房の合計面積をいい、一の事業場内に複数の畜舎がある場合は、これらの畜舎の畜房の総面積を合計したものが畜房の総面積となる。

第3 排水基準

適用される排水基準は、排水基準を定める総理府令（昭和46年総理府令第35号。以下「府令」という。）第1条に定める一般基準であり、生活環境項目については、府令別表第二の備考2に定めるとおり「一日当たりの平均的な排出水の量」が50立方メートル未満の特定事業場については適用されない。

この場合の「一日当たりの平均的な排出水の量」の算定は、昭和46年9月20日付け環水管第24号環境庁水質保全局長通達（以下「通達」という。）第1の2に基づき行なわれたい。

なお、畜舎排水の場合は他の業種と異なり通達に基づく算定が困難な場合が多いが、実態調査の結果等を勘案すると、畜房の総面積が次の規模以上の事業場からは、1日平均50立方メートル以上の排出水が排出されることが考えられるので、これらの事業場については特に排水基準の遵守について十分注意するよう指導されたい。

豚房施設の総面積	2,000	平方メートル以上
牛房施設	4,000	〃
馬房施設	4,000	〃

(3) 畜舎排水規制の実施について

(昭和47年10月5日47畜A第5227号農林省畜産局長)

畜舎排水については、水質汚濁防止法施行令の一部を改正する政令（昭和47年政令第346号）の施行に伴い、10月1日から水質規制が実施されており、その運用については、環境庁水質保全局長から別紙のとおり通達されたところである。

畜産経営は、零細規模の経営体が極めて多く、かつ、畜舎排水の処理方法も種々行なわれている実情にかんがみ、畜産担当部局は環境保全担当部局と密接な連携のもとに、下記事項に留意のうえ、畜産経営者に対する指導に当たるようにされたい。

記

- 1 畜産経営者等に対する法規制内容の周知徹底を図るほか、政令施行の日に、現に特定施設を設置している者（特定施設を借り受けている場合は当該借り受けている者）であって公共用水域に水を排出するものは、昭和47年10月30日までに所定の届出の必要があるため、その円滑な実施の指導に努めること。
- 2 畜産経営における汚水処理の特殊性にかんがみ、汚水を公共用水域に排出しているか否か等が明らかでないため、届出を要するか否かの判定が困難であっても、届出を行なうよう指導し、水質汚濁の防止指導に遺憾のないよう配慮すること。
- 3 畜産経営に係る水質汚濁等環境汚染の防止を図ることが、畜産経営の安定的な発展にとって極めて重要であることにかんがみ、とくに畜産経営環境保全総合対策指導事業（昭和47年7月7日付け47畜A第2679号、農林事務次官通達に基づくもの。）の十分な活用に努めること。

(4) 瀬戸内海環境保全特別措置法
(昭和48年法律第110号)

目的

瀬戸内海の環境保全上有効な施策の実施を推進するための計画の策定等に関し必要な事項を定めるとともに、特定施設の設置の規制、富栄養化による被害の発生防止、自然海浜の保全等に関し特別の措置を講ずることにより、瀬戸内海の環境の保全を図る。

- 瀬戸内海の環境の保全に関する基本となるべき計画の策定（政府）（第3条）……府県計画の策定（第4条）
- 汚濁負荷量の総量削減基本方針（環境大臣）（第12条の3）……（水質汚濁防止法第4条の2第1項適用）
- 関係府県ごとの指定物質削減指導方針（第12条の4）……隣その他政令で定める物質
- 自然海浜保全地区の指定（県条例）（第12条の7）
- 自然海浜保全地区内における行為の届出（県条例）（第12条の8）……勧告・助言
- 技術開発等の促進（第18条）

特定施設設置の許可

- ・ 政令で定める区域（別表）を除く
- ・ 1日当たりの最大排水量が50 m³以上の工場・事業場

特定施設の設置・構造等の変更	-----	許可
氏名等変更	-----	30日以内
承継	-----	〃
特定施設使用廃止	-----	〃
指導、助言、勧告	-----	報告の徴収
違反に対する措置命令	-----	
報告徴収の対象となる者※	-----	

※ 排水を排出する者及び排水を排出する以外の者で次に掲げる施設を設置する者。

- 1 畜産農業又はサービス業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの。
 - イ 豚房施設（豚房の総面積が40 m²未満の事業場に係るものを除く。）
 - ロ 牛房施設（牛房の総面積が160 m²未満の事業場に係るものを除く。）
 - ハ 馬房施設（馬房の総面積が400 m²未満の事業場に係るものを除く。）

県下4区分水域及び呉水域の範囲（水域区分図参照）

水 域	範 囲
第一種水域	第二種水域，第三種水域及び第四種水域以外の公共用水域
第二種水域	次に掲げる公共用水域及びこれに接続する公共用水域 1 中津岡川との合流点から上流の永慶寺川（中津岡川を含む。） 2 佐原田橋から御手洗橋に至る区間の御手洗川 3 神路橋から頓子橋に至る区間の可愛川 4 池田橋から皆賀橋に至る区間の八幡川 5 人甲川との合流点から下流の根谷川並びに行森川との合流点から 祇園水門及び大芝水門に至る区間の太田川 6 日浦橋から上流の瀬野川 7 本庄貯水池から上山手橋に至る区間の二河川 8 二級貯水池から上流の黒瀬川 9 内海大橋から上流の野呂川 10 郷六橋から上流の高野川 11 新興橋から上流の三津大川 12 田万里川との合流点から親耕橋に至る区間の賀茂川 13 入野川との合流点から七宝橋に至る区間の沼田川（入野川を含み ，椋梨川及び仏通寺川を除く。） 14 清水橋から上流の和久原川 15 桜橋からの上流の栗原川 16 真川橋から上流の藤井川 17 未広大橋から上流の本郷川 18 鞆渡橋から上流の山南川 19 八幡川との合流点から下流の御調川及び大渡川から神島橋に至る 区間の芦田川 20 鷲尾橋から下流の馬洗川（本村川との合流点から下流の上下川を 含む。），柳原橋から下流の西城川（川北川を含む。），千代田橋 から下流の志路原川，多治比川及び野賀橋から生田川との合流点に 至る区間の江の川（本川のみに限る。） 21 島地域におけるすべての河川 22 第三種水域の1から20までに掲げる河川に接続する公共用水域（ 湖沼及びもっぱら廃液又は汚水を放流する水路を除く。）
第三種水域	次に掲げる公共用水域及びこれに接続する湖沼 1 中市井堰から下流の小瀬川 2 中津岡川との合流点から下流の永慶寺川 3 御手洗橋から下流の御手洗川 4 頓子橋から下流の可愛川 5 皆賀橋から下流の八幡川 6 祇園水門及び大芝水門から下流の太田川，旧太田川，天満川，元 安川，京橋川及び猿猴川 7 日浦橋から下流の瀬野川 8 上山手橋から下流の二河川 9 二級貯水池から下流の黒瀬川 10 内海大橋から下流の野呂川 11 郷六橋から下流の高野川 12 新興橋から下流の三津大川 13 親耕橋から下流の賀茂川 14 七宝橋から下流の沼田川 15 清水橋から下流の和久原川 16 桜橋から下流の栗原川 17 真川橋から下流の藤井川 18 未広大橋から下流の本郷川

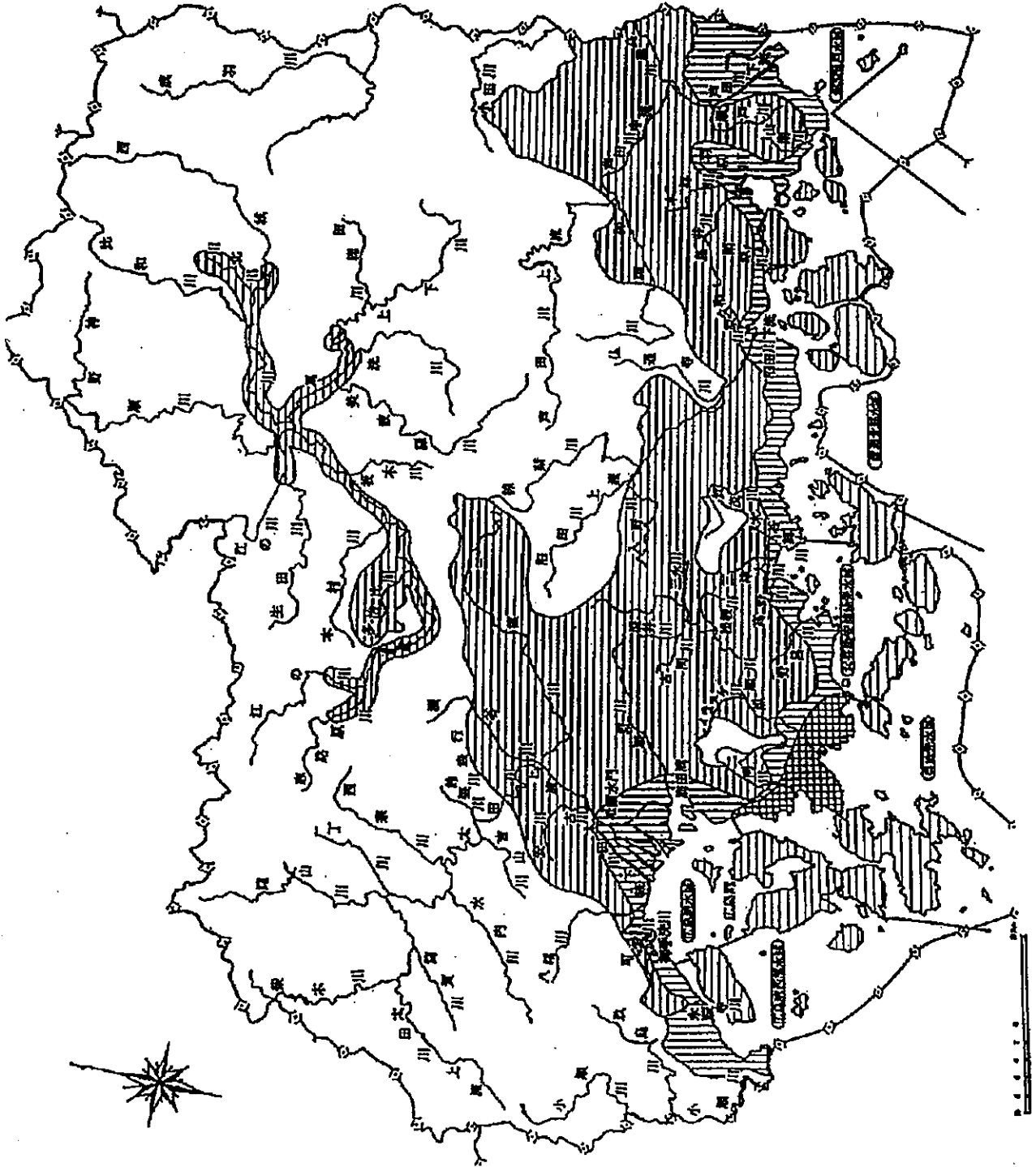
水 域	範 囲
第三種水域	19 鞆渡橋から下流の山南川 20 神島橋から下流の芦田川 21 1から20までに掲げる河川に接続する公共用水域のうち、もっぱら廃液又は汚水を放流する水路 22 その他海域に直接流入する河川（島地域におけるすべての河川を除く。）及びこれに接続する公共用水域
第四種水域	陸岸の地先海域

呉水域の範囲（水域区分図参照）

呉市と安芸郡坂町の境界である陸岸の地点から同市仁方町と同市川尻町の境界である陸岸の地点に至る陸岸の地先海域並びに同海域に直接流入する河川（JR呉線二河川橋梁から上流の二河川及び同呉線西大川橋梁から上流の黒瀬川を除く。）及びこれに接続する公共用水域をいう。

○ 水域区分图

- 凡例
- 第一级水域
 - 第二级水域
 - 第三级水域
 - 第四级水域
 - 民水



瀬戸内海環境保全特別措置法施行令

昭和 48年10月29日
政令 第 327号

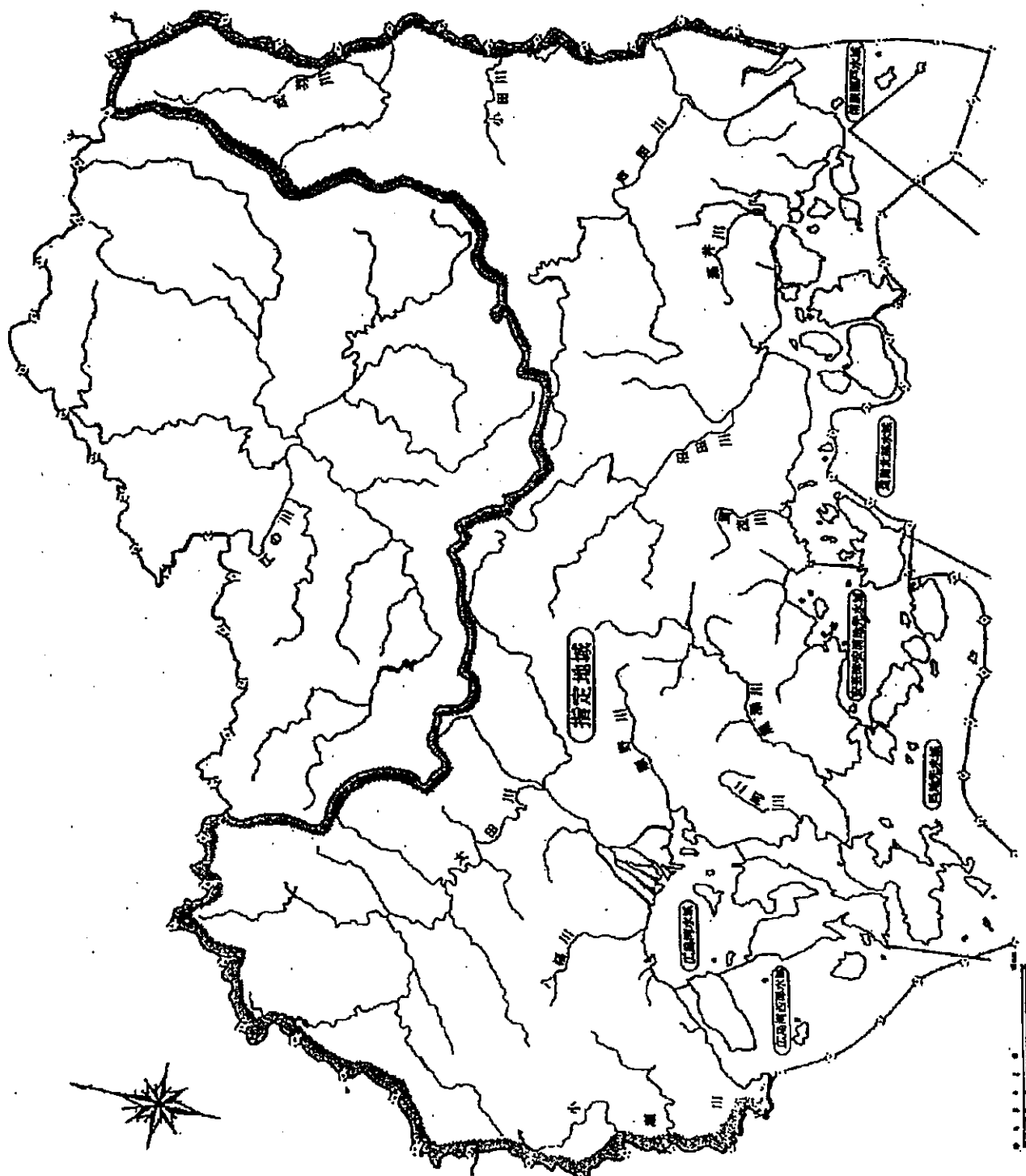
(関係府県の区域から除外する区域)

第3条 法第5条第1項の政令で定める区域は、次に掲げる区域とする。

別表第一

5 広島県の区域のうち、三次市，庄原市，山県郡芸北町大字高野字大谷，同郡大朝町，同郡千代田町(大字南方字上畑及び字下畑を除く。)，同郡豊平町(大字志路原(字船峠，字鳥越及び字下が原に限る。)，大字上石，大字海応寺及び大字下石に限る。)高田郡吉田町，同郡八千代町(大字上根字市裏，字市表及び字土井並びに大字向山を除く。)同郡美土里町，同郡高宮町，同郡甲田町，同郡向原町大字戸島(字割石，字八東戸及び字負根を除く。)，賀茂郡豊栄町(大字飯田及び大字吉原に限る。)，同郡大和町大字篠，世羅郡甲山町大字別迫字反田，同郡世羅町(大字安田(字水の別を除く。)，大字戸張，大字徳市，大字青水(字弁城を除く。)，大字津口(字野原を除く。))及び大字黒淵に限る。)，同郡世羅西町，神石郡神石町(大字福永字滝合及び字見後並びに大字古川字仁後及び字間谷に限る。)，甲奴郡上下町(字上下，字深江，字二森，字小堀，字小塚及び字有福に限る。)，同郡総領町，同郡甲奴町，双三郡，比婆郡西城町(大字平子字丑之河並びに大字三坂字市場，字岩祖及び字永金を除く。)，同郡東城町(大字保田(字長谷及び字白滝山に限る。))及び大字帝釈始終字白石に限る。)，同郡口和町，同郡高野町及び同郡比和町の区域

○ 指定地域（瀬戸内海水域）
瀬戸内海特別措置法第5条による。



水質汚濁に係る関係法令

関係法令	主な内容（水質関係のみ）	国の所轄省庁及び県、政令市等の担当課
水質汚濁防止法 (昭和45年法律第138号)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 特定事業場の規制 ・ 届出義務（特定施設、有害物質貯蔵指定施設） ・ 排水基準・構造基準の適用 ・ 公共用水域及び地下水の保全 ・ 水質総量規制制度の実施 	環境省 県環境保全課 (厚生環境事務所・支所) 広島市環境保全課 呉市環境試験センター 福山市環境保全課
ダイオキシン類対策特別措置法 (平成11年法律第105号)	<ul style="list-style-type: none"> ・ ダイオキシン類による環境汚染の防止及びその除去等 ・ 特定事業場（水質排出基準対象施設）の規制 ・ 届出義務 ・ 排出基準の適用 	三次市環境政策課 庄原市環境政策課 東広島市環境先進都市推進課
瀬戸内海環境保全特別措置法 (昭和48年法律第110号)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 瀬戸内海水域における日最大排水量50m³以上の特定事業場（一部を除く。）の許可制 ・ 富栄養化対策の推進 	環境省 県環境保全課 (厚生環境事務所・支所) 広島市環境保全課 呉市環境試験センター 福山市環境保全課
海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律 (昭和45年法律第136号)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 船舶等の廃棄物の排出規制 ・ 廃油処理施設の規制 	第六管区海上保安本部
鉱山保安法 (昭和24年法律第70号)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 鉱山、精錬業の規制 	中国四国産業保安監督部
建築基準法 (昭和25年法律第201号) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律 (昭和45年法律第137号) 浄化槽法 (昭和58年法律第43号)	<ul style="list-style-type: none"> ・ し尿処理施設（し尿処理場、浄化槽）の規制 	国土交通省 県建築課等 環境省 県循環型社会課 各市町浄化槽担当課
広島県生活環境の保全等に関する条例（生活環境保全条例） (平成15年広島県条例第35号)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 特定施設の追加 ・ 排水規制項目の追加 	県環境保全課 (厚生環境事務所・支所) 広島市環境保全課 呉市環境試験センター 福山市環境保全課
水質汚濁防止法第3条第3項の規定に基づく排水基準を定める条例 (昭和46年広島県条例第69号)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 上乗せ排水基準の設定、排水基準監視 	三次市環境政策課 庄原市環境政策課 東広島市環境先進都市推進課
水道原水水質保全事業の実施の促進に関する法律 (平成6年法律第8号) 特定水道利水障害の防止のための水道水源水域の水質の保全に関する特別措置法 (平成6年法律第9号)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 水道水源地域の水質保全の促進 ・ 指定地域における水質規制 	厚生労働省 国土交通省 農林水産省 環境省 県環境保全課 等

(5) 特定施設の設置等の届出及び許可の手続き

① 水質汚濁防止法に基づく届出

ア 届出対象となる工場・事業場

(ア) 公共用水域に水を排出する特定事業場（有害物質使用特定事業場を含む。）

地 域	日最大排水量 50m ³ 以上の特定事業場	日最大排水量 50m ³ 未満の特定事業場
指定地域 (瀬戸内海水域)	瀬戸内海環境保全特別措置法に基づく許可等の対象	水質汚濁防止法
その他の水域 (江の川水域)	水質汚濁防止法	

(イ) (ア)以外の工場・事業場

- 有害物質使用特定施設を設置する工場・事業場
- 有害物質貯蔵指定施設を設置する工場・事業場

イ 届出の手続き（根拠規定は水質汚濁防止法）

種 類	内 容	届 出 期 限	届出違反に対する罰則
特定施設設置届 (法第5条第1項)	公共用水域に水を排出する者が特定施設を設置しようとするとき(注1)	設置の工事着手の日の60日以上前(注2)	3月以下の懲役又は30万円以下の罰金
有害物質使用特定施設(有害物質貯蔵指定施設)設置届 (法第5条第3項)	有害物質使用特定施設(公共用水域に水を排出する者を除く)又は有害物質貯蔵指定施設を設置しようとするとき(注1)	設置の工事着手の日の60日以上前(注2)	3月以下の懲役又は30万円以下の罰金
特定施設等の構造等変更届 (法第7条)	・特定施設の構造、設備、使用方法、汚水等の処理方法及び排水の汚染状態や量等について変更しようとするとき ・有害物質使用特定施設(公共用水域に水を排出する者を除く)又は有害物質貯蔵指定施設の構造、設備、使用の方法等について変更しようとするとき(注1)(注3)	変更の工事着手の日の60日以上前(注2)	3月以下の懲役又は30万円以下の罰金
特定施設等使用届 (法第6条)	既に設置している施設が新たに特定施設又は有害物質貯蔵指定施設に指定されたとき	特定施設に指定された日から30日以内	30万円以下の罰金
氏名変更等届 (法第10条)	届出者の氏名、名称、住所及び法人の代表者氏名並びに工場又は事業場の名称及び所在地(住所表示の変更は除く。)に変更のあったとき	変更のあった日から30日以内	10万円以下の過料
特定施設等使用廃止届 (法第10条)	特定施設又は有害物質貯蔵指定施設の使用を廃止したとき(注3)	廃止した日から30日以内	10万円以下の過料
承継届 (法第11条第3項)	・特定施設又は有害物質貯蔵指定施設を譲り受け又は借り受けたとき ・相続あるいは合併により特定施設又は有害物質貯蔵指定施設を承継したとき	承継の日から30日以内	10万円以下の過料
汚濁負荷量測定手法届 (法第14条第3項)	ア 指定地域内事業場を新たに設置するとき イ 既に届け出た内容を変更するとき	設置又は内容を変更する前	10万円以下の過料

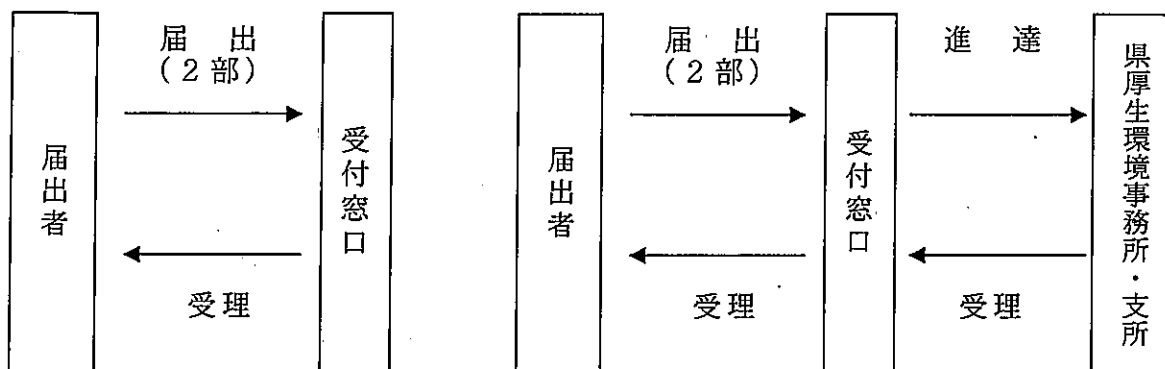
(注1) 設置届及び構造等変更届については受理書を交付する。

(注2) 法第9条第2項の規定により、法第5条及び第7条の規定による届出に係る事項の内容が相当であると認められる場合には、工事着手禁止期間(60日)を短縮することができる。

(注3) 有害物質使用特定施設の構造等の変更や廃止に伴い、土壤汚染対策法第3条が適用される場合があるので、所管の土壤汚染対策法担当窓口にご相談すること。

ウ 届出書の提出先及び部数 ※注

◎, ☆の市町域内に届出を行う場合 ○の市町（窓口移譲市町）域内に係る届出を行う場合



※注：令和3年6月現在の受付窓口一覧（最新の情報は随時確認してください）

	届出・申請対象市町	水質汚濁防止法 (注) 生活環境保全条例 窓口	瀬戸内海環境保全 特別措置法窓口
◎	広島市	広島市環境保全課	
◎	呉市	呉市環境試験センター	
○	竹原市	竹原市市民課	
○	三原市	三原市生活環境課	
○	尾道市	尾道市環境政策課	
◎	福山市	福山市環境保全課	
○	府中市	府中市環境整備課	
◎	三次市	三次市環境政策課	該当地域なし
◎	庄原市	庄原市環境政策課	
○	大竹市	大竹市環境整備課	
◎	東広島市	東広島市環境先進都市推進課	
○	廿日市市	廿日市市環境政策課	
○	安芸高田市	安芸高田市環境生活課	
○	江田島市	江田島市地域支援課	
☆	府中町・海田町・熊野町・坂町	広島県西部厚生環境事務所広島支所衛生環境課	
○	安芸太田町	安芸太田町住民生活課	広島県西部厚生環境事務所広島支所衛生環境課
○	北広島町	北広島町町民課	
○	大崎上島町	大崎上島町保健衛生課	
○	世羅町	世羅町環境整備課	
○	神石高原町	神石高原町環境衛生課	

② 瀬戸内海環境保全特別措置法に基づく許可及び届出

ア 許可及び届出の対象となる特定事業場

指定地域内にある特定事業場のうち，日最大排水量 50m³以上のもの

イ 許可の手続き（根拠規定は瀬戸内海環境保全特別措置法）

種 類	内 容	許可申請の時期	許可違反に対する罰則
特定施設の設置許可 (法第5条第1項)	特定施設を設置しようとするとき	設置の工事に着手する前	1年以下の懲役 又は50万円以下の罰金
特定施設の構造等 変更許可 (法第8条第1項)	特定施設の構造，使用の方法，汚水等の処理の方法及び排水の量を変更しようとするとき	変更の工事に着手する前	1年以下の懲役 又は50万円以下の罰金

注1 特定施設の設置許可申請及び構造等変更許可申請には，環境影響の事前評価書を添付することになっている（瀬戸内海環境保全特別措置法第5条及び第8条）。

注2 注1にかかわらず，構造等変更許可申請で次のいずれかの要件に該当する場合は，環境影響の事前評価書の添付は不要である（瀬戸内海環境保全特別措置法施行規則第7条の2）。

○ 次のすべてに該当する場合

- ① 特定施設からの汚水等が無処理で公共用水域へ排出される場合は，特定施設からの汚水等の水質及び量が増大しないこと。
- ② 特定施設からの汚水等が処理施設で処理されて公共用水域へ排出される場合は，処理前及び処理後の水質及び量が増大しないこと。
- ③ 排水口の位置，数及び排出先が変わらないこと。

○ 次のすべてに該当する場合

- ① 特定施設の使用時（汚水等の処理施設の使用時を含む）において，すべての排水口の水質及び量が増大しないこと。
- ② 排水口の位置，数及び排出先が変わらないこと。

○ 次のすべてに該当する場合

- ① 特定施設の使用時（汚水等の処理施設の使用時を含む）において，すべての排水口の水質及び量が増大しないこと。
- ② 排水口の全部又は一部を廃止すること。（既存の排水口を引き続き使用するとき，既存の排水口について，位置，数及び排出先が変わらないこと。）

○ 次のすべてに該当する場合

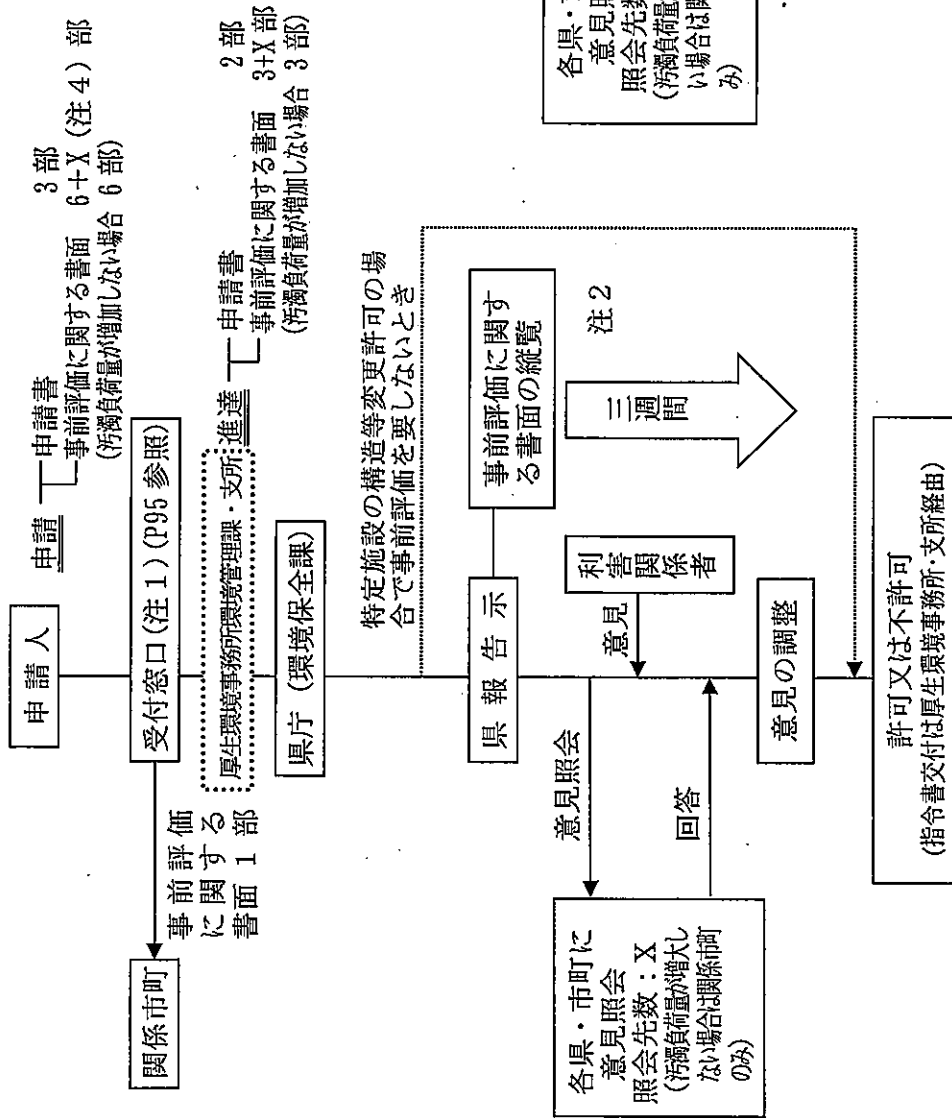
- ① 特定施設の使用時（汚水等の処理施設の使用時を含む）において，すべての排水口の水質（通常・最大）及び量（通常・最大）が増大しないこと。
- ② 排水水のうち，特定排水以外の排水のみを排出する排水口の位置，数，または排出先を変更すること（当該排水口以外の排水口について，排水の排出方法に変更がない場合に限る。）

注3 違反に対する措置命令

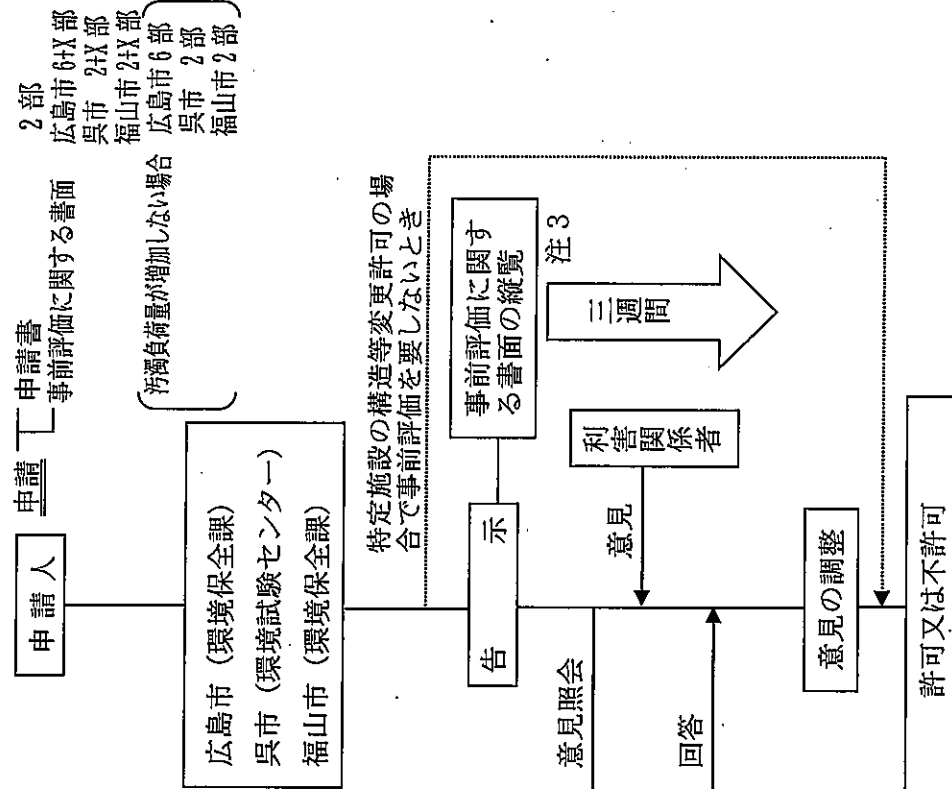
許可違反に対しては，当該特定施設の除却，操業の停止その他，当該違反を是正するために必要な措置をとるべき旨を命ずることとなっている。

ウ 許可に係る事務手続き

(広島市, 呉市及び福山市を除く指定地域内)



(広島市, 呉市及び福山市)



注1 瀬戸法窓口が県の厚生環境事務所となっている市町は, 申請書及び事前評価書の提出部数がそれぞれ1部減となる。

注2 縦覧は, 県環境保全課, 厚生環境事務所環境管理課(又は支所衛生環境課), 関係市町(申請に係る工場・事業場の所在地を管轄する市町)において告示の日から3週間行う。(縦覧期間は告示日を含まない。)

注3 縦覧は, 広島市環境保全課, 呉市環境試験センター及び福山市環境保全課において告示の日から3週間行う。

注4 ①広島市, 呉市及び福山市を除く, 指定地域内の事業場の場合

②広島市, 呉市, 福山市の事業場の場合

周辺公共用水域の範囲に陸域がある県, 市, 町の数(範囲に接するものも含む)から, 広島県と地元市町の数(範囲に接するものも含む)を減算した数。

周辺公共用水域の範囲に陸域がある県, 市, 町の数(範囲に接するものも含む)から, 地元市町の数(範囲に接するものも含む)を減算した数。

エ 届出の手続き（根拠規定は瀬戸内海環境保全特別措置法）

種 類	内 容	届 出 期 限	届出違反に対する罰則
特定施設使用届 (法第7条第2項)	既に設置している施設が新たに特定施設に指定されたとき	特定施設に指定された日から30日以内	10万円以下の罰金
特定施設の構造等変更届 (法第8条第4項)	軽微な変更をしたとき（特定施設の構造、使用方法、汚水等の処理の方法及び排水の量の参考事項の変更）	変更のあった日から30日以内	10万円以下の過料
氏名等変更届 (法第9条)	届出者の氏名、名称、住所及び法人の代表者氏名並びに工場又は事業場の名称及び所在地（住居表示の変更は除く。）に変更のあったとき。	変更のあった日から30日以内	10万円以下の過料
排水の汚染状態等変更届（法第9条）	排水の汚染状態（排水系統別の汚染状態を含む。）、 <u>用水及び排水の系統*</u> 並びに有害物質使用特定施設の設備に変更があったとき	変更のあった日から30日以内	10万円以下の過料
特定施設使用廃止届 (法第9条)	特定施設の使用を廃止したとき	廃止した日から30日以内	10万円以下の過料
承継届 (法第10条第3項)	・特定施設を譲り受け、又は借り受けたとき ・相続又は合併により特定施設を承継したとき	承継の日から30日以内	10万円以下の過料

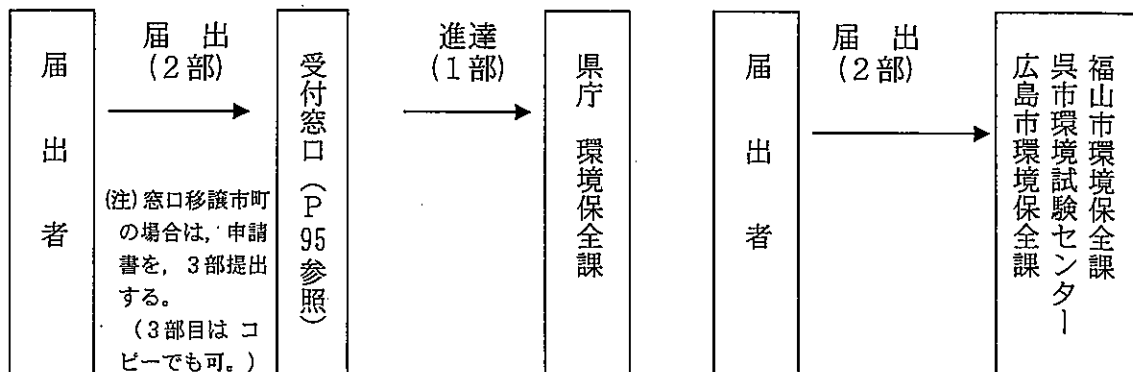
※ ダイオキシン類対策特別措置法に基づく水質基準対象施設にあつては、「ダイオキシン類発生抑制のための構造上の配慮及び運転管理に関する事項、緊急連絡用の電話番号その他緊急時における連絡方法」を含む。

(注) 有害物質使用特定施設の構造等の変更や廃止に伴い、土壌汚染対策法第3条が適用される場合があるので、所管の土壌汚染対策法担当窓口にご相談すること。

オ 届出の提出先及び部数

(広島市、呉市及び福山市を除く指定地域内)

(広島市、呉市及び福山市)



③ 広島県生活環境の保全等に関する条例に基づく届出

ア 届出の対象となる工場又は事業場

○ 汚水等関係特定事業場

汚水等関係特定施設を設置する工場又は事業場である。

イ 届出の手続き（根拠規定は広島県生活環境の保全等に関する条例）

種 類	内 容	届出期限	届出違反に 対する罰則
汚水等関係特定施設設置届 (条例第25条)	汚水等関係特定施設の設置をしようとするとき	設置の工事着手の60日以上前	3月以下の懲役又は20万円以下の罰金
汚水等関係特定施設変更届 (条例第27条)	汚水等関係特定施設の構造, 使用の方法, 汚水等の処理の方法, 排出水の汚染状態及び量の変更をしようとするとき	変更の工事着手の60日以上前	3月以下の懲役又は20万円以下の罰金
汚水等関係特定施設使用届 (条例第26条)	既に設置している施設が新たに汚水等関係特定施設に指定されたとき	指定された日から30日以内	10万円以下の罰金
氏名の変更等届 (条例第30条)	届出者の氏名, 名称, 住所及び法人の代表者氏名並びに工場又は事業場の名称及び所在地(住居表示の変更は除く。)に変更があったとき	変更した日から30日以内	
汚水等関係特定施設使用廃止届 (条例第30条)	汚水等関係特定施設の使用を廃止したとき	廃止した日から30日以内	
汚水等関係特定施設承継届 (条例第31条第3項)	汚水等関係特定施設を譲り受け又は借り受けたとき, 相続又は合併により汚水等特定施設を承継したとき	承継の日から30日以内	

ウ 届出の提出先及び部数

水質汚濁防止法に基づく届出と同じである。

(6) 悪臭防止法 (昭和46年法律第91号)

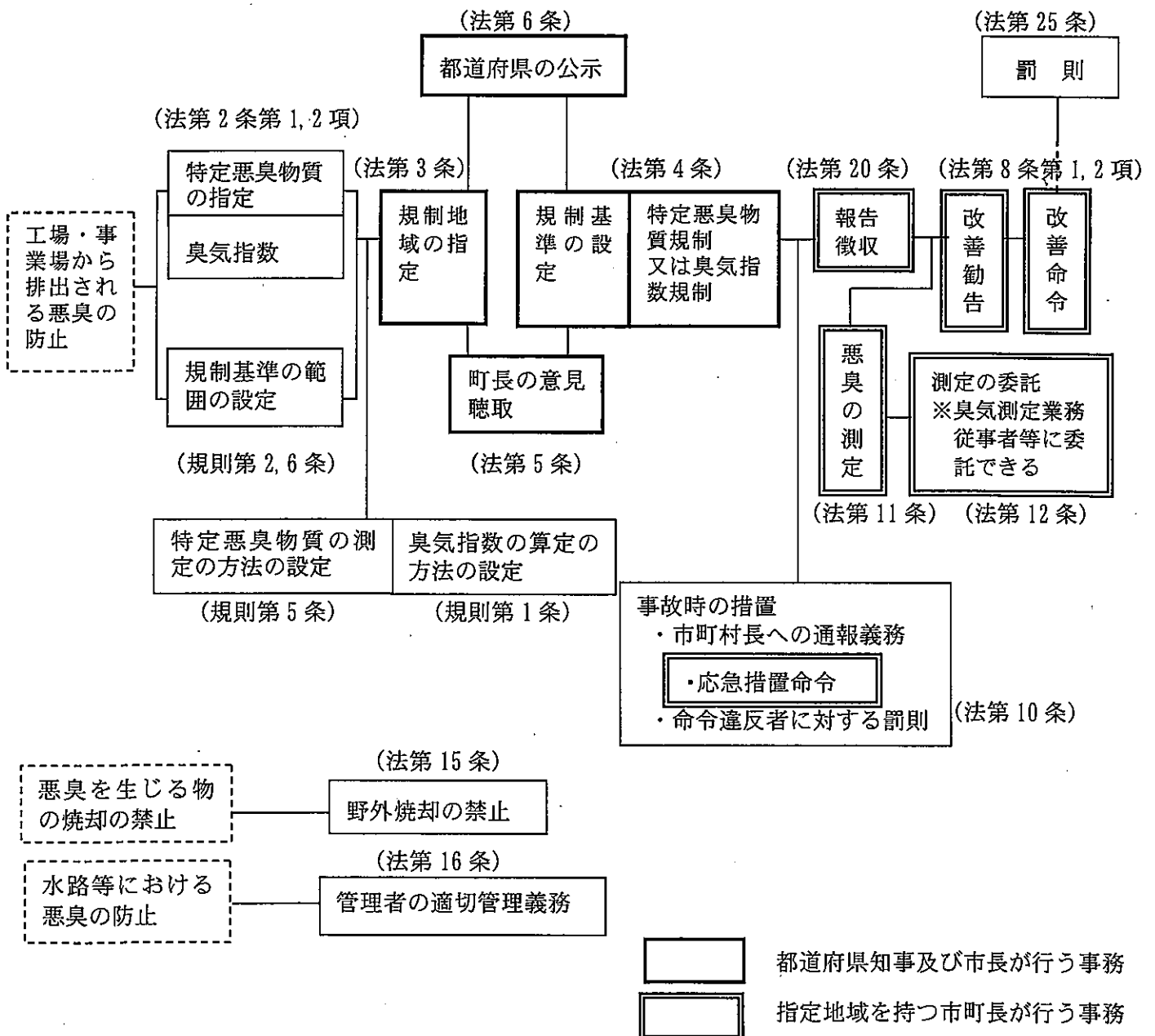
(「悪臭規制の概要 平成25年3月 環境県民局環境保全課」より抜粋)

1 悪臭防止法

1-1 目的及び用語

区分	項目	内 容	根拠規定
目的		工場その他の事業場における事業活動に伴って発生する悪臭について、必要な規制を行い、その他悪臭防止対策を推進することにより、生活環境を保全し、国民の健康の保護に資する。	法第1条
用語	特定悪臭物質	不快なにおいの原因となり、生活環境を損なうおそれがある物質であって政令（施行令）で定めるものをいう	法第2条第1項
	悪臭原因物	特定悪臭物質を含む気体又は水その他の悪臭の原因となる気体又は水をいう。	法第3条
	臭気指数	人の嗅覚を用いた測定法（嗅覚測定法）により求められる“気体又は水に係る悪臭の程度”を示す値である。	法第2条第2項

1-2 悪臭防止法体系図



1-4 特定悪臭物質（法施行令第1条）

番号	特定悪臭物質	におい	主な発生源
1	アンモニア	し尿のようなにおい	畜産事業場，化製場，し尿処理場等
3	硫化水素	腐った卵のようなにおい	畜産事業場，パルプ製造工場，し尿処理場等
6	トリメチルアミン	腐った魚のようなにおい	畜産事業場，化製場，水産缶詰製造工場等
20	ノルマル酪酸	汗くさいにおい	畜産事業場，化製場，でんぷん工場等
21	ノルマル吉草酸	むれた靴下のようなにおい	畜産事業場，化製場，でんぷん工場等
22	イソ吉草酸	むれた靴下のようなにおい	畜産事業場，化製場，でんぷん工場等

1-5 規制地域

市町名	地域の範囲	規制の区分
呉市	全 域	特定悪臭物質による濃度規制
大竹市	都市計画法（昭和43年法律第100号）第7条第2項に規定する市街化区域の定めのある地域	
広島市，福山市，三次市，庄原市，廿日市市，北広島町，世羅町，神石高原町	全 域	臭気指数規制
安芸高田市	向原町の地域	

1-6 規制基準

(1) 規制基準の設定状況

① 特定悪臭物質による濃度規制

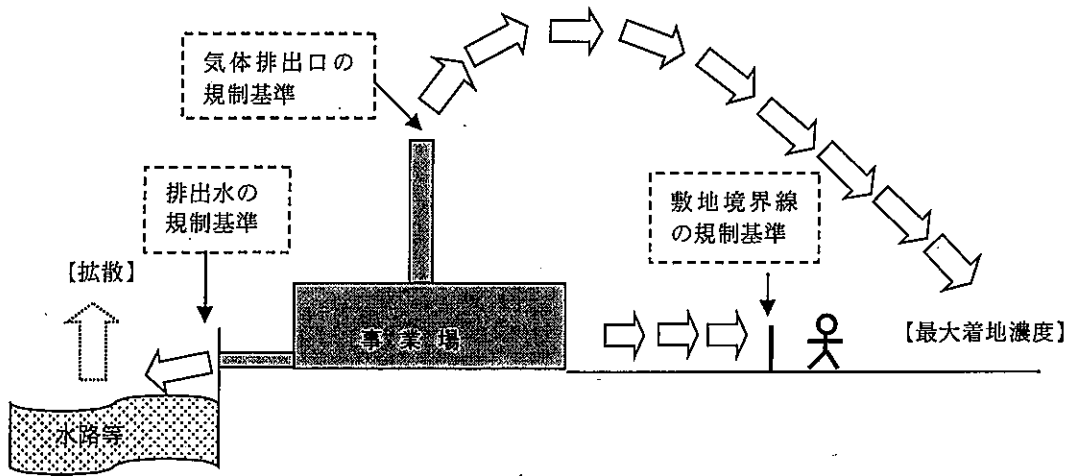
(注) ◎：規制基準あり

特定悪臭物質	規制基準設定の有無		
	敷地境界線	気体排出施設排出口	排水
硫化水素	◎	◎	◎
アンモニア，トリメチルアミン，プロピオンアルデヒド，ノルマルブチルアルデヒド，イソブチルアルデヒド，ノルマルバレリルアルデヒド，イソバレリルアルデヒド，イソブタノール，酢酸エチル，メチルイソブチルケトン，トルエン，キシレン	◎	◎	
メチルメルカプタン，硫化メチル，二硫化メチル	◎		◎
アセトアルデヒド，スチレン，プロピオン酸，ノルマル酪酸，ノルマル吉草酸，イソ吉草酸	◎		

② 臭気指数規制

臭気指数規制	敷地境界線	気体排出施設排出口	排水
臭気指数	◎	◎	◎

事業場に係る悪臭の規制基準



(2) 特定悪臭物質による濃度規制基準

① 敷地境界線の地表における特定悪臭物質の規制基準 (濃度の許容限度)

番号	特定悪臭物質	規制基準 (ppm)
1	アンモニア	1
2	メチルメルカプタン	0.002
3	硫化水素	0.02
4	硫化メチル	0.01
5	二硫化メチル	0.009
6	トリメチルアミン	0.005
7	アセトアルデヒド	0.05
8	プロピオンアルデヒド	0.05
9	ノルマルブチルアルデヒド	0.009
10	イソブチルアルデヒド	0.02
11	ノルマルバレルアルデヒド	0.009
12	イソバレルアルデヒド	0.003
13	イソブタノール	0.9
14	酢酸エチル	3
15	メチルイソブチルケトン	1
16	トルエン	10
17	スチレン	0.4
18	キシレン	1
19	プロピオン酸	0.03
20	ノルマル酪酸	0.001
21	ノルマル吉草酸	0.0009
22	イソ吉草酸	0.001

② 気体排出施設の排出口における特定悪臭物質の規制基準（流量の許容限度）

規制対象物質	アンモニア、硫化水素、トリメチルアミン、プロピオンアルデヒド、ノルマルブチルアルデヒド、イソブチルアルデヒド、ノルマルパレルアルデヒド、イソパレルアルデヒド、イソブタノール、酢酸エチル、メチルイソブチルケトン、トルエン、キシレン
規制基準	<p>特定悪臭物質の種類ごとに、次の式により算出して得た流量を許容限度とする。</p> $q = 0.108 \times He^2 \cdot Cm$ <p>q : 流量 (単位: Nm³/時) He : 次式により補正された排出口の高さ (単位: m) Cm : 法第4条第1項第1号の規制基準 (敷地境界線の地表における規制基準) として定められた値 (単位: ppm) なお、補正された排出口の高さが5m未満の場合は、この式は適用しない。</p>

③ 排水に含まれる特定悪臭物質の規制基準（濃度の許容限度）

特定悪臭物質	排水中の濃度の許容限度 (mg/l)			
	排水の量	$Q \leq 10^{-3}$	$10^{-3} < Q \leq 10^{-1}$	$10^{-1} < Q$
メチルメルカプタン		0.03	0.007	0.002
硫化水素		0.1	0.02	0.005
硫化メチル		0.3	0.07	0.01
二硫化メチル		0.6	0.1	0.03

(注) Q : 事業場から敷地外に排出される排水の量 (単位: m³/秒)

(3) 臭気指数基準

① 敷地境界における基準

区域の区分			許容限度 (臭気指数)
広島市	第1種区域	都市計画法第8条第1項第1号に規定する第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域及び準住居地域の定めのある地域	10
	第2種区域	都市計画法第8条第1項第1号に規定する近隣商業地域、商業地域及び準工業地域の定めのある地域並びに同号に規定する用途地域の定めのない地域であって第3種区域に該当する区域を除く区域	13
	第3種区域	都市計画法第8条第1項第1号に規定する工業地域及び工業専用地域の定めのある地域並びに都市計画法第5条に規定する都市計画区域の定めのない地域	15
福山市	第1種区域	都市計画法第8条第1項第1号に規定する第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域及び準住居地域の定めのある地域	12
	第2種区域	都市計画法第8条第1項第1号に規定する近隣商業地域、商業地域、準工業地域及び工業地域の定めのある地域並びに同号に規定する用途地域の定めのない地域並びに同法第5条に規定する都市計画区域の定めのない地域	15
	第3種区域	都市計画法第8条第1項第1号に規定する工業専用地域の定めのある地域	18
三次市	都市計画法第8条第1項第1号に掲げる第一種低層住居専用地域、第二種低	12	

区域の区分		許容限度 (臭気指数)
	層住居専用地域，第一種中高層住居専用地域，第二種中高層住居専用地域，第一種住居地域，第二種住居地域及び準住居地域の定めのある地域	
	都市計画法第8条第1項第1号に掲げる近隣商業地域，商業地域，準工業地域，工業地域及び工業専用地域の定めのある地域並びに用途地域の定めのない地域	15
庄原市	都市計画法第8条第1項第1号に掲げる第一種低層住居専用地域，第二種低層住居専用地域，第一種中高層住居専用地域，第二種中高層住居専用地域，第一種住居地域，第二種住居地域及び準住居地域の定めのある地域	12
	都市計画法第8条第1項第1号に掲げる近隣商業地域，商業地域，準工業地域，工業地域及び工業専用地域並びに用途地域の定めのない地域並びに同法第5条に規定する都市計画区域の定めのない地域	15
廿日市市	都市計画法第8条第1項第1号に掲げる第一種低層住居専用地域，第二種低層住居専用地域，第一種中高層住居専用地域，第二種中高層住居専用地域，第一種住居地域，第二種住居地域及び準住居地域の定めのある地域	12
	都市計画法第8条第1項第1号に掲げる近隣商業地域，商業地域，準工業地域及び工業地域の定めのある地域並びに用途地域の定めのない地域	15
安芸高田市（向原町の地域），北広島町，世羅町，神石高原町	全 域	15

② 気体排出口における基準

～省略～

③ 排水水における基準

$$I_w = L + 16$$

I_w : 排水水の臭気指数

L : 事業場の敷地境界線における規制基準として定められた値 【①の値】

1-7 その他

(1) 事故時の措置（法第10条）

規制地域内に事業場を設置している者は，当該事業場において事故が発生し，悪臭原因物の排出が規制基準に適合せず，又は適合しないおそれが生じたときは，直ちに，その事故について応急措置を講じ，かつ，その事故を速やかに復旧しなければならない。

(2) 悪臭が生ずる物の焼却の禁止（法第15条）

何人も，住居が集合している地域においては，みだりに，ゴム，皮革，合成樹脂，廃油その他の燃焼に伴って悪臭が生ずる物を野外で多量に焼却してはならない。

(3) 水路等における悪臭の防止（法第16条）

下水溝，河川，池沼，港湾その他の汚水が流入する水路又は場所を管理する者は，その管理する水路又は場所から悪臭が発生し，周辺地域における住民の生活環境が損なわれることのないように，その水路又は場所を適切に管理しなければならない。

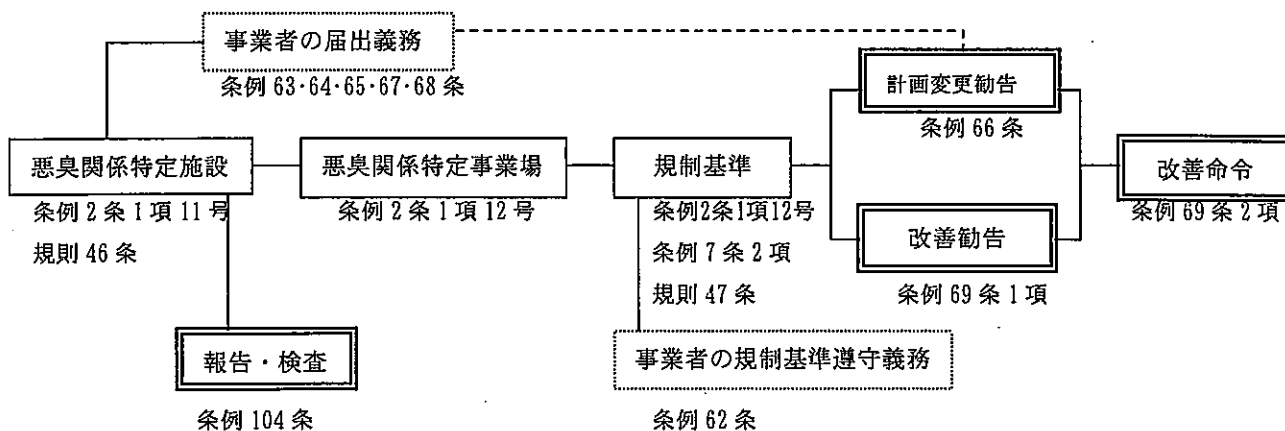
2 広島県生活環境の保全等に関する条例（悪臭関係）

（平成15年広島県条例第35号，以下「条例」という。）

2-1 目的及び用語

区分	項目	内容	根拠規定
目的		人の健康又は生活環境に係る環境の保全上の支障の防止及び環境への負荷の低減に関し必要な事項を定めることにより，環境保全対策の総合的推進を図り，もって現在及び将来の県民の健康を保護するとともに，良好かつ快適な生活環境を保全することを目的とする。	条例第1条
用語	悪臭関係特定施設	工場又は事業場に設置される施設のうち，著しい悪臭を発生する施設で，施行規則で定めるものをいう。 施行規則では，肥料・飼料製造業，養豚業及び養鶏業の用に供される7施設を特定施設として定めている。	条例第2条第1項第11号 条例施行規則（以下「規則」という）第46条
	悪臭関係特定事業場	悪臭関係特定施設を設置する工場又は事業場をいい，悪臭関係特定事業場単位で届出義務や規制基準等が適用される。	条例第2条第1項第12号
	規制基準	悪臭関係特定事業場において発生する悪臭の許容限度として，施行規則で定められており，悪臭関係特定事業場を設置している者に，同基準の遵守が義務づけられている。	条例第7条第2項第5号 規則第47条

2-2 広島県生活環境の保全等に関する条例（悪臭関係）体系図



に關する事務は，広島県の事務を市町が処理する特例を定める条例（平成11年広島県条例第34号）により市町長へ移譲されている。

2-3 市町長の事務

知事の権限に属する事務のうち、市町長へ移譲されている事務

(広島県の事務を市町が処理する特例を定める条例(平成11年広島県条例第34号))

- ① 第63条第1項, 第64条第1項, 第65条第1項, 第67条, 第68条第3項の規定による届出の受付に関する事務
- ② 第66条の規定に関する計画変更勧告に関する事務
- ③ 第69条第1項の規定による変更及び改善の勧告に関する事務
- ④ 第69条第2項の規定による変更及び改善の命令に関する事務
- ⑤ 第103条の規定による勧告に関する事務(2以上の市町の区域にわたる広域的な見地から処理する必要がある公害事案及び被害が相当多数の者に及び, 又は及ぶおそれがあり, かつ, 社会的影響が著しい公害事案に係るものを除く。)
- ⑥ 第104条第1項の規定による報告の要求及び立入検査に関する事務

2-4 悪臭関係特定施設 (条例第2条第1項第11号, 条例施行規則第46条)

番号	施設の名称	規模又は能力
1	動物の肉, 皮, 骨, 臓器等を原料とする肥料又は飼料の製造業の用に供する施設であって, 次に掲げるもの イ 原料置場 ロ 蒸解施設 ハ 乾燥施設	
2	養豚業又は養鶏業の用に供する施設であって, 次に掲げるもの イ 飼養施設 ロ 収容施設 ハ 飼料調理施設 ニ 鶏ふん乾燥施設	養豚業にあつては生後6月以上の豚100頭(特別地域内においては50頭)以上, 養鶏業にあつては生後30日以上の子鶏5,000羽(特別地域内においては500羽)以上を飼養し, 又は収容できるものであること。
備考 「特別地域」とは, 付表に掲げる地域をいう。		

付表 { 2-4 悪臭関係特定施設 (条例第2条第1項第1号, 条例施行規則第46条) 備考欄 }

市町名	区	域
広島市		昭和60年3月20日における安佐南区安古市町(大字古市三貫島・久保・古以知・寺家・松原・手藤・鈴川・口宗・古川・川崎・津戸ヶ島, 大字中筋, 大字中須を除く。), 同区沼田町(大字伴小野地・雲願寺下・雲願寺上・役神・天神・寺組を除く。), 安佐北区高陽町(大字狩留家字横田・字清水, 大字中深川字中之堂・字久保田, 大字矢口字円福寺・字高田・字菖蒲迫・字中道・字三通田・字金信・字定入田を除く。), 同区可部町(大字可部, 大字中野, 大字城, 大字上原, 大字中島, 大字大毛寺, 大字四日市, 大字下町屋を除く。), 同区安佐町(大字飯室上市1, 390番地から1, 413番地まで及び1, 423番地から1, 456番地まで・下古市1, 459番地から1, 505番地まで・源太屋敷1, 524番地から1, 584番地まで・五反田1, 599番地から1, 609番地まで・土井1, 631番地から1, 672番地まで, 下字津2, 991番地から3, 031番地まで・中字津3, 032番地から3, 083番地まで及び3, 125番地から3, 128番地まで・込田3, 527番地から3, 580番地まで・上畑3, 581番地から3, 690番地まで, 大字鈴張宮崎1, 958番地から1, 965番地まで・力石2, 016番地から2, 020番地まで・市2, 677番地から2, 736番地まで・土手2, 737番地から2, 834番地まで・下石2, 878番地から2, 908番地までを除く。), 同区白木町(大字秋山, 大字市川, 大字井原字東日詰・字西日詰・字上ミ市, 字市を除く。), 安芸区阿戸町(大字香路原地を除く。), 佐伯区(藤垂園, 吉見園, 旭園, 海老山町, 海老園一丁目, 海老園二丁目, 海老園三丁目, 海老園四丁目, 楽々園一丁目, 楽々園二丁目, 楽々園三丁目, 楽々園四丁目, 楽々園五丁目, 楽々園六丁目, 隅の浜一丁目, 隅の浜二丁目, 隅の浜三丁目, 美の里一丁目, 美の里二丁目, 五日市町(大字海老塩浜, 大字五日市, 大字皆賀, 大字佐方, 大字屋代, 大字千同, 大字三宅, 大字坪井, 大字倉重, 大字中地, 大字寺田, 大字保井田に限る。))を除く区域
呉市		阿賀町情島, 平成16年4月1日における川尻町(小仁方一丁目(1番から5番まで, 9番から21番まで, 23番から28番までに限る。), 小仁方二丁目, 原山一丁目(1番から12番までに限る。), 原山二丁目(3番に限る。), 森一丁目(3番, 4番に限る。), 森二丁目(1番から7番まで, 10番, 11番に限る。), 森三丁目(1番から4番までに限る。), 西一丁目(1番から23番までに限る。), 西二丁目, 西三丁目(1番から5番までに限る。), 西四丁目, 西五丁目, 西六丁目, 久筋一丁目(3番, 4番, 7番から16番までに限る。), 久俊一丁目(2番, 3番に限る。), 久俊二丁目(1番から4番まで, 6番から10番までに限る。), 東一丁目, 東三丁目, 東四丁目(1番から5番までに限る。), 小用一丁目, 小用二丁目, 岩戸, 原山, 小仁方, 寒風, 水落, 小用, 竜王山を除く。), 平成17年3月20日における音戸町(坪井一丁目, 坪井二丁目, 坪井三丁目, 引地一丁目, 引地二丁目, 鯛浜一丁目, 鯛浜二丁目, 鯛浜三丁目, 北隠渡一丁目, 北隠渡二丁目, 南隠渡一丁目, 南隠渡二丁目, 南隠渡三丁目, 南隠渡四丁目, 高須一丁目, 高須二丁目, 高須三丁目を除く。), 同日における安浦町(内海北一丁目, 内海北二丁目, 内海北三丁目, 内海北四丁目, 内海北五丁目, 内海北六丁目, 内海北七丁目, 内海南一丁目, 内海南二丁目, 内海南三丁目, 内海南四丁目, 内海南五丁目, 内海南六丁目, 中央一丁目, 中央二丁目, 中央三丁目, 中央四丁目, 中央五丁目, 中央六丁目, 中央七丁目, 中央八丁目, 中央北一丁目, 中央北二丁目, 三津口一丁目, 三津口二丁目, 三津口三丁目, 三津口四丁目, 三津口五丁目, 三津口六丁目, 水尻一丁目, 水尻二丁目, 大字三津口, 安登東一丁目, 安登東二丁目, 安登東三丁目, 安登東四丁目, 安登東五丁目, 安登東六丁目, 安登西一丁目, 安登西二丁目, 安登西三丁目, 安登西四丁目, 安登西五丁目, 安登西六丁目, 安登西七丁目, 安登西八丁目, 安登西九丁目, 安登西十丁目, 中央ハイツ, 大字安登を除く。)を除く区域
竹原市		吉名町, 下野町, 東野町, 新庄町, 西野町, 田万里町, 仁賀町, 高崎町, 福田町, 小梨町を除く区域
三原市		木原町, 奥野山町, 鉢ヶ峰町, 中之町北, 中之町南, 桜山町, 駒ヶ原町, 大畑町, 八坂町, 明神町, 田野浦町, 宗郷町, 登町, 須波西町, 沖浦町, 深町, 八幡町, 小坂町, 長谷町, 沼田町, 新倉町, 沼田西町, 小泉町, 沼田東町, 高坂町, 鷺浦町, 平成17年3月22日における本郷町(本郷一丁目・二丁目・三丁目・四丁目・五丁目・六丁目・三次通り・駅前・大正通りを除く。), 同日における大和町(下徳良, 和木を除く。)を除く区域
尾道市		原田町, 木ノ庄町, 美ノ郷町, 久山田町, 尾崎町, 久保町, 十四日町, 吉和町, 福地町, 高須町, 西藤町, 百島町, 浦崎町, 向東町(大字彦ノ上二区・三区, 大字堤区, 大字矢立8, 591番地から8, 888番地までを除く。), 平成17年3月28日における向島町(兼吉, 東富浜, 小歌島, 江郷, 田尻, 中富浜, 西富浜, 川尻, 土井, 宇立, 有井を除く。), 平成18年1月10日における因島中庄町, 因島大浜町, 因島原町, 因島洲江町, 因島外浦町, 因島鏡浦町, 因島椋浦町, 同日における瀬戸田町(瀬戸田, 福田字金本・字梅崎・字大度谷・字西野前・字清峰・字祖羅, 沢, 鹿田原を除く。)を除く区域
福山市		引野町, 蔵王町, 千田町, 御幸町, 津之郷町, 赤坂町, 瀬戸町, 熊野町, 水呑町, 箕島町, 田尻町, 走島町, 山手町, 郷分町, 西神島町, 佐波町, 奈良津町, 新涯町, 春日町, 坪生町, 藤江町, 金江町, 東村町, 本郷町, 柳津町大西・空迫・平迫・岡田・久井平・馬取・王子・寺迫・畑・八日明地・森瀬, 神村町山中・峠・番田・延谷・伊勢・羽原・入江・郷倉・平・須江・大坪・奥田・西山・高西町川尻上・川尻下, 今津町山下・矢捨・長波, 昭和49年4月1日における芦田町(大字上有地1番地から3, 123番地まで, 大字下有地1番地から2, 190番地まで, 大字福田1番地から3, 023番地までを除く。), 昭和50年2月1日における加茂町(字粟根, 字芦原, 字中野, 字上加茂, 字八軒屋, 大字下加茂を除く。), 駅家町(大字万能倉, 大字倉光, 大字江良, 大字下山守, 大字上山守, 大字今岡, 大字大橋, 大字坊寺, 大字中島, 大字近田, 大字法成寺を除く。), 平成15年2月3日における内海町, 同日における新市町(大字戸手, 大字新市, 大字宮内, 大字下安井1番地から333番地まで及び2, 171番地から2, 337番地まで, 大字相方を除く。), 平成18年3月1日における神辺町(大字川北, 大字川南, 大字上御領, 大字下御領, 大字平野, 大字湯野, 大字徳田, 大字箱田, 大字道上, 大字十九軒屋, 大字十三軒屋, 大字西中条, 大字下竹田, 大字八尋を除く。)を除く区域

市町名	区	域
府中市	土生町, 本山町, 上山町, 荒谷町, 栗柄町, 用土町, 河南町, 篠根町, 河面町, 僧殿町, 三郎丸町, 河佐町, 久佐町, 諸毛町, 小国町, 昭和50年2月1日における木野山町, 同日における行藤町, 同日における斗升町, 同日における阿字町, 平成16年4月1日における上下町(上下辰の口・陰地・岩崎・峠・飛地屋・田中・平山・翁・下沖・御明神・切田尻を除く。)を除く区域	
三次市	畠敷町, 四十貫町, 後山町, 日下町, 三原町, 小文町, 東河内町, 西河内町, 山家町, 穴笠町, 向江田町, 和知町, 大田幸町, 木乗町, 糸井町, 志幸町, 高杉町, 廻神町, 江田川之内町, 小田幸町, 東酒屋町, 西酒屋町, 青河町, 粟屋町, 上川立町, 下川立町, 上志和地町, 下志和地町, 秋町, 塩町, 有原町, 石原町, 海渡町, 三若町, 上田町, 平成16年4月1日における甲奴町(本郷字日南・字本郷々・字井堀, 西野字西野上・字西野下, 梶田字梶田上を除く。), 同日における吉舎町(吉舎, 三玉を除く。), 同日における三良坂町(三良坂を除く。)を除く区域	
庄原市	宮内町, 永末町, 大久保町, 川手町, 門田町, 濁川町, 川北町, 川西町, 高町, 小用町, 本村町, 上谷町, 峰田町, 春田町, 高門町, 是松町, 新庄町, 板橋町, 実留町, 一木町, 戸郷町, 掛田町, 上原町, 七塚町, 田原町, 市町, 本郷町, 殿垣内町, 山内町, 木戸町, 尾引町, 平和町, 水越町, 高茂町, 平成17年3月31日における総領町(稲草字上市・字下市を除く。), 同日における西城町(西城十日市・中町・本町・横町・明神町, 大佐五日市を除く。), 同日における東城町(東城, 川東, 川西を除く。), 同日における口和町(大月字長岡・字上岡・字上郷・字原畑, 宮内字市場, 向泉字上日南・字中日南・字下日南・字下向住, 永田字宮沖・字中郷・字宮下を除く。), 同日における高野町(字新市を除く。), 同日における比和町(比和字比和を除く。)を除く区域	
大竹市	粟谷町, 松ヶ原町, 小方町, 玖波町614番地から920番地まで・1, 105番地から1, 143番地まで・2, 610番地から2, 618番地まで及び山林地番104番地から165番地まで・314番地から363番地までを除く区域	
東広島市	昭和49年4月20日における西条岡町, 西条本町, 西条上市町, 西条朝日町, 西条栄町, 西条昭和町, 西条御条町, 西条大坪町, 西条町(大字吉行字伽藍・字実井田・字尼寺, 大字土与丸字大林寺谷・字末成・字五反田, 大字御園字石ヶ瀬, 大字寺家字久保之谷・字猿屋敷・字菰原, 大字西条東字小西に限る。), 八本松町(大字飯田, 大字正力, 大字米満, 大字宗吉, 大字原字上曾場・字宮西・字宮東・字馬場台に限る。), 高屋町(大字中島, 大字白市, 大字小谷1, 123番地から1, 126番地まで及び3, 217番地から3, 708番地まで, 大字造賀2, 732番地から2, 831番地まで及び3, 550番地から3, 752の2番地までに限る。), 平成17年2月7日における黒瀬町(乃美尾に限る。), 同日における河内町(中河内中島・本町一丁目・本町二丁目・元町一丁目・元町二丁目・元町三丁目・栄町一丁目・栄町二丁目・栄町三丁目・深山通りに限る。), 同日における安芸津町(三津横川・向紐・橋上・橋下・出川・中町・大和・敷島朝日・本町・市之町・中北浜・東浜一・東浜二・西浜・祇園町・榊山・西海岸通に限る。)	
廿日市市	昭和63年4月1日における大東, 桜尾本町, 桜尾一丁目, 桜尾二丁目, 桜尾三丁目, 天神, 廿日市一丁目, 廿日市二丁目, 須賀, 本町, 住吉一丁目, 住吉二丁目, 木材港北, 佐方, 佐方一丁目, 佐方二丁目, 佐方三丁目, 佐方四丁目, 山陽園, 佐方本町, 城内一丁目, 地御前, 地御前一丁目, 地御前二丁目, 地御前三丁目, 地御前四丁目, 地御前五丁目, 阿品一丁目, 阿品二丁目, 阿品三丁目, 阿品四丁目, 阿品台一丁目, 阿品台二丁目, 阿品台三丁目, 阿品台四丁目, 阿品台五丁目, 阿品台西, 阿品台東, 阿品台北, 下平良, 平良一丁目, 平良二丁目, 平良山手, 駅前, 可愛, 新宮一丁目, 新宮二丁目, 下平良一丁目, 下平良二丁目, 木材港南, 宮内河本, 串戸一丁目, 串戸二丁目, 串戸三丁目, 串戸四丁目, 串戸五丁目, 串戸六丁目, 宮内一丁目(昭和47年8月27日における大字廿日市, 大字佐方, 大字宮内字串戸・字河本, 大字地御前, 大字下平良の区域に限る。), 平成17年11月3日における宮島口一丁目, 宮島口二丁目, 宮島口三丁目, 宮島口四丁目, 宮島口上一丁目, 宮島口上二丁目, 宮島口東一丁目, 宮島口東二丁目, 宮島口東三丁目, 宮島口西一丁目, 宮島口西二丁目, 宮島口西三丁目, 深江一丁目, 深江二丁目, 深江三丁目, 福面一丁目, 福面二丁目, 福面三丁目, 対厳山一丁目, 対厳山二丁目, 対厳山三丁目, 前空一丁目, 前空二丁目, 前空三丁目, 前空四丁目, 前空五丁目, 前空六丁目, 物見東一丁目, 物見東二丁目, 物見西一丁目, 物見西二丁目, 物見西三丁目, 上の浜一丁目, 上の浜二丁目, 下の浜, 梅原一丁目, 梅原二丁目, 塩屋一丁目, 塩屋二丁目, 沖塩屋一丁目, 沖塩屋二丁目, 沖塩屋三丁目, 沖塩屋四丁目, 林が原一丁目, 林が原二丁目, 丸石一丁目, 丸石二丁目, 丸石三丁目, 丸石四丁目, 丸石五丁目, 宮浜温泉一丁目, 宮浜温泉二丁目, 宮浜温泉三丁目, 八坂一丁目, 八坂二丁目, 大野一丁目, 大野二丁目, 大野原一丁目, 大野原二丁目, 大野原三丁目, 大野原四丁目, 大野, 同日における宮島町	
安芸高田市	平成16年3月1日における吉田町(吉田鎗分・貴船・大賀屋・下川東・下新三川・川向・鯨多に限る。), 同日における八千代町(勝田化正面・下常盤・上常盤・大横・和平・上恩地, 上根日南下・日南上・市表・市下に限る。), 同日における美土里町(生田出店・上市・中市・下市・山崎, 横田上市・下市・岡の原に限る。), 同日における高宮町(佐々部前川・川堀・門田・西田・森川・来女木九文久・向原・仲仙道に限る。), 同日における甲田町(高田原, 上甲立, 下小原沖田に限る。), 同日における向原町(坂向井原・梨之木・原に限る。)	
江田島市	平成16年11月1日における江田島町(中郷, 向側, 矢ノ浦, 山田, 鷺部, 小用に限る。), 同日における大栴町(大君字畑尻・字浜床・字大久保・字平下・字森林・字空林・字塩形・字久保田・字横走, 柿浦字阿浜・字北迫・字中郷・字下岡・字常道・字防地に限る。)	
安芸郡	府中町	全域
	海田町	全域
	熊野町	字上垣内・字宮の前・字重地・字尾首・字五反田・字堂畝・字宗貞・字宮ヶ迫・字城・字福垣内・字大井手首・字慶神, 大字川角字火ノ原・字深道山・字和田・字堀垣内・字坊主山・字石神山・字笹ヶ迫・字信ヶ本・字貴船・字深道谷, 大字平谷字東山・字深鋼・字萩迫・字柿木迫
	坂町	全域

市町名		区	域
山 県 郡	安芸太田町	平成16年10月1日における大字加計上丁川・下丁川・神田町・神町・古市・本町・東旭町・西旭町・空条・天神町・巴町・道ノ口，大字中筒賀市1，628番地から1，680番地まで，大字上殿15番地から889番地まで及び1，484番地から1，596番地まで	
	北広島町	平成17年2月1日における西八幡原260番地から1，453番地まで，荒神原259番地から689番地まで，奥中原132番地から238番地まで，移原176番地から610番地まで，大朝，新庄，蔵迫，有間，後有田，今田字本郷，有田，春木，石井谷字岸本，壬生，川西，川東，本地字千坊・字森藤・字西浦・字古川・字東浦，今吉田，阿坂，琴庄，志路原	
豊 田 郡	平成15年4月1日における大崎上島町	平成15年4月1日における木江，沖浦及び明石	
世 羅 郡	世羅町	平成16年10月1日における大字甲山字出口・字甲山，大字西上原字宮田垣内・字流・字鎌倉・字出口，大字小世良字今市，大字伊尾字的場・字田谷・字四郎丸沖・字寺谷・字砂原，大字宇津戸字成光・字宮沖・字山桑沖，大字本郷字大田・字川口・字広瀬・字平帽子・字今東・字本田・字小森，大字賀茂字堂免・字城・字御崎野・字定国・字因幡・字浅野	
神 石 郡	神石高原町	平成16年11月5日における油木字市場上・字市場中・字市場下・字市場後，新免字手入，近田字小吹，安田字安田中，福永字上市・字下市・字殿敷，下豊松字中筋・字四日市，小島74番地1から237番地4まで及び559番地から903番地まで，高蓋1番地から37番地1まで・343番地1から485番地まで及び1，114番地から1，325番地まで，階見1番地から244番地まで，井関369番地から485番地まで及び475番地から595番地2まで	

(備考) この表に掲げる区域は，この表に別段の定めのない限り，昭和47年8月27日における行政区画その他の区域によって表示されたものとする。

2-5 規制基準 (条例第7条，条例施行規則第47条)

(悪臭の規制基準)

臭気が悪臭関係特定事業場の周辺の多数の住民に対し，著しい不快感を与えると認められる程度とする。

2-6 届出一覧 (条例関係)

番号	届出書の名称	根拠規定	届出を必要とする場合	届出時期	添付書類	備考
1	特定施設設置届出書	第 63 条 第 1 項	特定施設を設置しようとする場合 (これまで特定施設が設置されていない工場・事業場に限る。)	設置の工事開始日の 30 日前まで	特定施設の配置図, 特定事業場及びその付近の見取図, 特定施設の構造図, 悪	
2	特定施設使用届出書	第 64 条 第 1 項	特定施設が追加指定された際現にその施設を設置している場合 (その施設以外の特定施設を設置していない工場・事業場に限る。)	特定施設となった日から 30 日以内	臭の防止に関する概要・図面等	
3	特定施設の数等の変更届出書	第 65 条 第 1 項	特定施設の種類ごとの数又は特定施設の構造を変更しようとする場合	変更に係る工事開始日の 30 日前まで		次の場合は届出を要しない。 ・特定施設の種類ごとの数を減少する場合 ・特定施設の種類に係る直近の届出により届け出た数の 2 倍以内の数に増加する場合 ・特定施設の構造, 使用方法, 悪臭の防止方法の変更が悪臭の増加を伴わない場合
4	使用方法等変更届出書		特定施設の使用の方法又は悪臭の防止の方法を変更しようとする場合	変更に係る工事開始日の 30 日前まで		
5	氏名の変更等届出書	第 67 条	氏名, 名称, 住所, 法人にあっては代表者の氏名, 工場・事業場の名称, 所在地に変更があった場合	変更があった日から 30 日以内		氏名の変更等には, 相続, 合併等による変更は含まれない。
6	特定施設使用廃止届出書		特定施設のすべての使用を廃止した場合	廃止した日から 30 日以内		
7	特定施設承継届出書	第 68 条 第 3 項	届出を行った者から特定施設を譲り受けたり, 借り受けた場合, 又は相続, 合併若しくは分割があった場合	承継があった日から 30 日以内		

3 参考

3-1 工場・事業場における悪臭原因物質の排出状況

工場・事業場		物質	硫化水素	メチルメルカプタン	硫化メチル	二硫化メチル	アンモニア	トリメチルアミン	アセトアルデヒド	スチレン	低級脂肪酸類	炭化水素類	ケトン・アルデヒド類	アルコール類	エステル類	窒素化合物	硫黄化合物	その他
農畜業産	養豚場		●	●	○	○	○				●							
	養牛場		●	●	○	○	○				●							
	養鶏場		●	●	○	○	●	●			○					○		
製飼料工場	複合肥料製造工場		○	○	○	○	●	○										
	魚腸骨処理場		●	●	○	○	○	●			○		○	○		○		
	獣骨処理場		●	●	○	○	○	●			○		○	○	○			
	鶏糞乾燥工場		●	●	○	○	●		○		○							
	フェザー処理場		●	●	○	○	○	○	○				●	○		○		

◎：測定で検出された物質 ○：検出される可能性のある物質 ●：悪臭の原因となっている物質

(出典) 加藤龍夫, 石黒智彦, 重田芳廣: 悪臭の機器測定, 講談社, 297~298 (1984)

3-2 臭気指数規制について

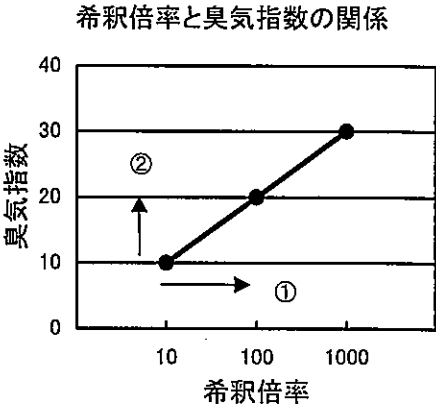
(1) 臭気指数の考え方

- 人間のにおいの感覚は、アンモニア等の臭気物質の濃度が10倍になっても、実際に感じるにおいの強さは2倍に、また臭気物質の濃度が100倍になっても、実際に感じるにおいの強さは3倍にしかならないといわれている。
- このことから、人がにおいを感じる程度を、測定器によらず「人の嗅覚」を用いて的確に表す方法として、採取した空気を希釈してにおいの感じられなくなった時の希釈倍率から算出する「臭気指数」が、平成8年4月から悪臭防止法に導入された。

$$\text{臭気指数} = 10 \times \log(\text{希釈倍率})$$

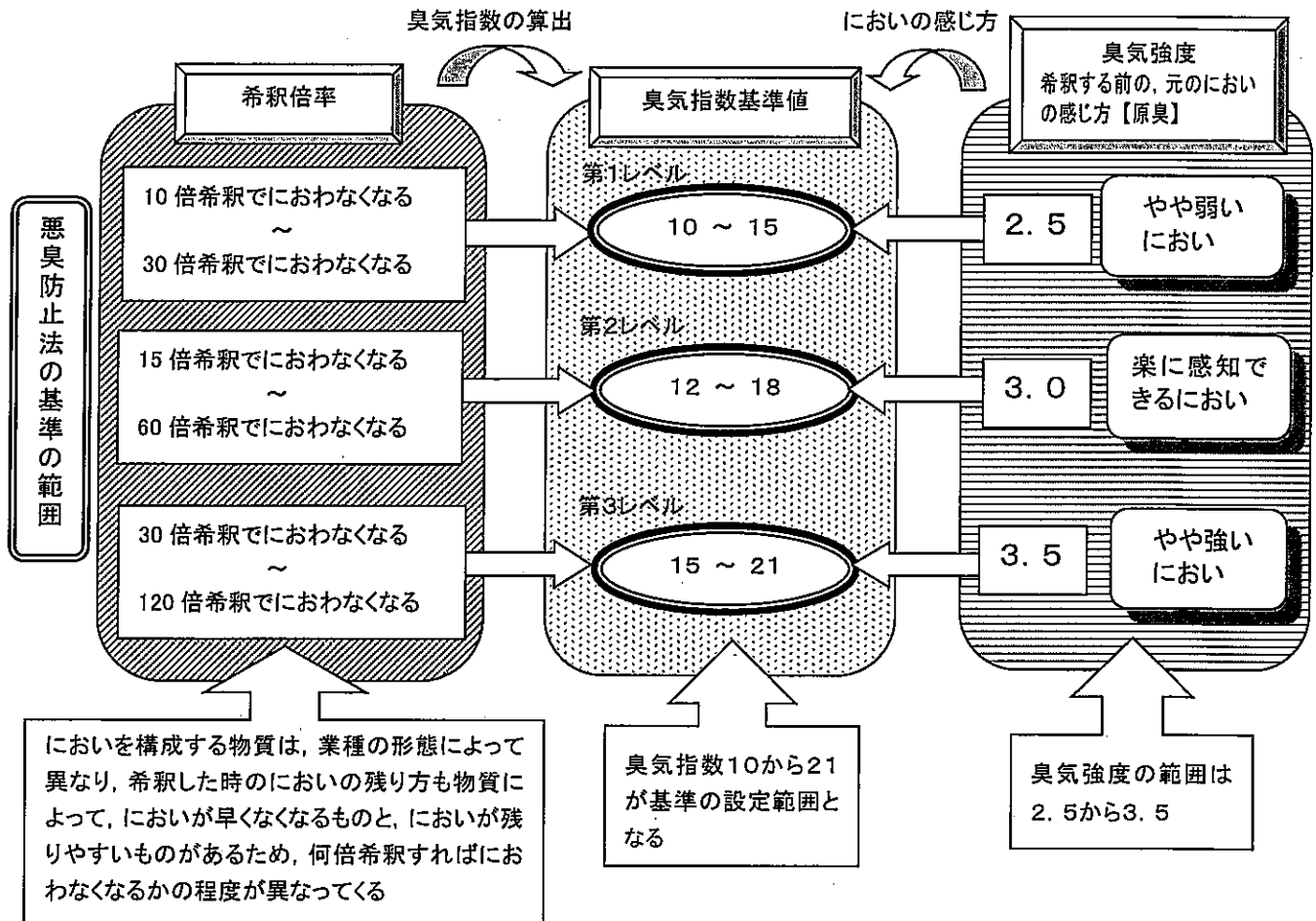
図の説明 (臭気指数10の場合)

- ① 希釈倍率が10倍になると (10→100)
- ② 臭気指数は2倍になる (10→20)



(2) 臭気指数の基準

○ 環境省では、悪臭防止法で規制する臭気指数の基準の範囲として、次の3つの区分を設定し、希釈してにおわなくなる倍率を定めている。



3-3 業種別の臭気強度と臭気指数の関係

業 種		各臭気強度に対応する臭気指数		
		2.5	3.0	3.5
畜産農業	養豚業	12	15	18
	養牛業	11	16	20
	養鶏場	11	14	17
飼料・肥料 製造業	魚腸骨処理場	13	15	18
	獣骨処理場	13	15	17
	複合肥料製造工場	11	13	15

資料：平成8年3月環境庁「悪臭防止行政ガイドブック」業種別悪臭の臭気強度と臭気指数の関係

3-5 公害防止に係る融資制度の概要（平成30年1月現在）

【農業近代化資金】

対象者	農業を営む者、農協・同連合会等
対象施設	家畜ふん尿処理施設、堆肥舎等
融資限度額	個人 1,800万円 法人 3,600万円（主業的農業法人又は準主業的農業法人の場合：2億円） 任意団体（構成員5人以上）2億円（構成員5人未満の場合：構成員数×1,800万円）
融資率	80%（認定農業者特例100%）
金利	問合せ先へ確認してください
償還期間	15年（据置期間3年）以内 （認定農業者の場合：15年（うち据置期間7年）以内） （認定新規就農者の場合：17年（うち据置期間5年）以内）
問合せ先	JA、銀行等（広島県と利子補給契約を締結している融資機関）

【畜産経営環境調和推進資金】

対象者	畜産業を営む個人・法人で、「処理高度化施設整備計画」について都道府県の認定を受けた者、農協等で「共同利用施設整備計画」について都道府県の認定を受けた者
対象施設	畜舎（家畜排せつ物処理施設を含む）、たい肥舎及びこれに附帯する施設
融資限度額	負担額の80%以内又は次の額のいずれか低い方 （共同利用施設整備計画は負担額の80%以内） 個人 3,500万円 法人 7,000万円 [特認要件の場合]（家畜排せつ物の利用の促進に必要な施設の導入を図る計画等） 負担額の90%以内又は次の額のいずれか低い方 個人 1億2,000万円 法人 4億円
金利	問合せ先へ確認してください
償還期間	20年以内（賃借料・利用料及び法人への出資は15年以内）（据置期間3年以内）
問合せ先	(株)日本政策金融公庫 広島支店

(7) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）

目的 (第 1 条)	廃棄物の排出を抑制し、及び廃棄物の適正な処理をし、並びに生活環境を清潔にすることにより、生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図る。
定義 (第 2 条)	「廃棄物」とは、ごみ、粗大ごみ、燃え殻、汚泥、ふん尿、廃油、廃酸、廃アルカリ、動物の死体その他の汚物又は不要物であつて、固形状又は液状のもの。 「一般廃棄物」とは、産業廃棄物以外の廃棄物をいい、「産業廃棄物」とは、事業活動に伴って生じた廃棄物のうち、燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類その他政令で定めるもの。
総則	
国民の責務 (第 2 条の 4)	・ 廃棄物の排出抑制・再生利用 ・ 廃棄物の適正処理に関して、国・地方公共団体の施策に協力
事業者の責務 (第 3 条)	(事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理) ・ 廃棄物の減量化、適正処理が困難とならない製品等開発並びに製品等の適正処理に関する情報提供 ・ 廃棄物の適正処理に関して国・地方公共団体の施策に協力
国及び地方公共団体の責務 (第 4 条)	・ 市町村 …一般廃棄物処理事業の能率的運営 ・ 都道府県…市町村に技術的援助、産業廃棄物の適正処理推進 ・ 国 …技術開発、地方公共団体に対する援助
清潔の保持 (第 5 条)	
都道府県廃棄物処理計画の策定 (第 5 条の 5)	
投棄禁止 (第 16 条)	・ 何人も、みだりに廃棄物を捨ててはならない。
焼却禁止 (第 16 条の 2)	次の場合以外の焼却禁止 ・ 基準に従つて行う場合 ・ 他の法令に基づく場合 ・ 公益上、社会慣習上やむをえない場合
ふん尿の使用 方法の制限 (第 17 条)	環境省令に定める基準に適合した方法でなければ肥料として使用してはならない。 「市街的形態区域における肥料使用方法の基準（省令）」 ・ 発酵処理して使用 ・ 乾燥又は焼却して使用 ・ 化学処理して使用 ・ 尿のみ分離して使用 ・ 処理施設で処理して使用 ・ 十分に覆土して使用 その他の区域内は、生活環境に係る被害が生ずる恐れのない方法
報告の徴収、立入検査 (第 18 条, 第 19 条)	
改善命令・措置命令 (第 19 条の 3~6)	
生活環境保全上の支障の除去等の措置 (第 19 条の 7~8)	

一般廃棄物

一般廃棄物の処理

一般廃棄物処理計画
(第6条)

・市町村による当該市町村区域内の一般廃棄物処理計画の策定

市町村の処理等
(第6条の2)

- ・区域内の一般廃棄物の収集・運搬及び処分
- ・処理基準の遵守
- ・土地又は建物占有者の市町村への協力
- ・多量一般廃棄物排出者に対する市町村長の指示

事業者の協力
(第6条の3)

一般廃棄物処理業

処理業の許可(市町村)等
(第7条, 第7条の2)

一般廃棄物処理施設

ごみ処理施設, し尿処理施設等
(第8条~第9条の2)

市町村の設置に係る一般廃棄物処理施設
(第9条の3)

一般廃棄物の再生利用又は広域的処理に係る特例

環境大臣の認定
(第9条の8~9)

産業廃棄物

産業廃棄物の処理

事業者及び地方公共団体の処理
(第11条)

- ・事業者…産業廃棄物を自ら処理しなければならない
- ・市町村…一般廃棄物とあわせて処理可能な産業廃棄物を処理できる
- ・都道府県…適正な処理を確保するために必要な産業廃棄物を処理できる

事業者の処理
(第12条)

・処理業者への委託を含む

産業廃棄物の処理
(第12条)

- ・自ら処理する場合の収集・運搬及び処分基準の遵守
- ・運搬までの保管及び保管基準
- ・処理業者に委託する場合の委託基準の遵守

特別管理産業廃棄物の処理
(第12条の2)

- ・自ら処理する場合の収集・運搬及び処分基準の遵守
- ・運搬までの保管及び保管基準
- ・処理業者に委託する場合の委託基準の遵守
- ・特別管理産業廃棄物管理責任者設置義務

事業者の処理

産業廃棄物管理票（マニフェスト）の交付

(第12条の3～6)

- ・ 処理を委託する場合のマニフェスト交付義務
- ・ 虚偽のマニフェストの交付禁止
- ・ マニフェストの写しの保存（5年間）
- ・ マニフェストの交付状況報告（毎年度）
- ・ 特別管理産業廃棄物多量排出事業者の電子マニフェスト使用義務

産業廃棄物処理業

処理業に係る都道府県知事の許可等

(第14条～第14条の7)

産業廃棄物処理施設

処理施設の許可（都道府県）等

(第15条～第15条の4)

産業廃棄物の再生利用又は広域的処理に係る特例

環境大臣の認定

(第15条の4の2～3)

石綿等が含まれる産業廃棄物の無害化処理に係る特例

環境大臣の認定

(第15条4の4)

「参考」

- ◎ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第14条第1項、第6項 [産業廃棄物処理業]
 産業廃棄物の収集・運搬又は処分を業として行おうとする者は、当該業を行おうとする区域（運搬のみを業として行う場合にあつては、産業廃棄物の積卸しを行う区域に限る。）を管轄する都道府県知事の許可を受けなければならない。ただし、事業者（自らその産業廃棄物を収集運搬又は処分する場合に限る。）、専ら再生利用の目的となる産業廃棄物のみの収集・運搬又は処分を業として行う者その他環境省令で定める者については、この限りではない。
- ◎ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則 第9条第2号、第10条の3第2号
 [産業廃棄物の収集運搬業又は処分業の許可を要しない者・・・環境省令で定める者]
 再生利用されることが確実であると都道府県知事が認めた産業廃棄物のみの収集運搬又は処分を業として行う者であつて当該都道府県知事の指定を受けたもの。
- ◎ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則 第9条
 [産業廃棄物の再生利用業の一般指定]
 別表第1の上欄に掲げる産業廃棄物を同表の下欄に掲げる目的で、当該産業廃棄物を排出する業者から無償で引き取り、そのみの収集若しくは運搬又は処分を業として行う者は、省令第9条第2号又は第10条の3第2号の規定により知事の指定を受けた者とする。

別表 第1（抜粋）

（上欄）

（下欄）

産業廃棄物	目的
12 動物のふん尿	肥料の製造又は肥料としての利用

(8) 化製場等に関する法律

(昭和 23 年法律第 140 号, 改正平成 18 年法律第 53 号)

定義 (第 1 条)

- ・「**獣畜**」とは、牛、馬、豚、めん羊及び山羊をいう。
- ・「**化製場**」とは、獣畜の肉、皮、骨、臓器等を原料として皮革、油脂、にかわ、肥料、飼料その他の物を製造するために設けられた施設をいう。

化製場等外における製造・処理の禁止 (第 2 条)

畜舎等の設置の許可等 (第 9 条)

- ・都道府県の条例で定める基準に従い都道府県知事が指定する区域内において、政令で定める種類の動物を、その飼養又は収容のための施設で、当該動物の種類ごとに都道府県の条例で定める数以上に飼養し、又は収容しようとする者は、当該動物の種類ごとに許可を受けなければならない。

(法第 9 条関係) 化製場等に関する法律施行条例 (昭和 59 年条例第 17 号)

動物の飼養又は収容の許可

指定区域の基準 (第 7 条)

- ・人口密度おおむね 3 千人 / km² 以上の町又は字
- ・市街的形態をなしている区域内の戸数が、全戸数のおおむね 5 割以上である町又は字
- ・観光地等である町又は字

※指定区域は昭和 47 年告示第 58 号

動物の数 (第 7 条)

- ・牛、馬、豚 1 頭以上
- ・めん羊、山羊 4 頭以上
- ・犬 10 頭以上
- ・鶏 (30 日未満のひなを除く) 100 羽以上
- ・あひる (") 50 羽以上

構造設備の基準 (第 8 条)

牛・馬・豚・めん羊・山羊・犬

- ・床は不浸透性材料で適当な勾配及び排水溝
- ・内壁は清掃に支障のない材料
- ・内部は清掃に支障のない広さと高さを有すること
- ・洗浄用水供給の給水設備があること
- ・汚物だめ及び汚水だめ又は浄化装置を有すること
- ・ためは不浸透性材料で密閉できること
- ・その他 (略)

鶏・あひる (略)

衛生上必要な措置 (第 9 条)

- ・著しい臭気を発する飼料の調理、取扱い及び貯蔵は、飼料取扱室で行うこと
- ・羽毛の飛散を防止すること
- ・ねずみの駆除を十分にすること

(9) 大気汚染防止法（昭和43年法律第97号）

目 的

工場及び事業場における事業活動並びに建築物の解体等に伴って発生するばい煙、揮発性有機化合物及び粉じんの排出等を規制し、有害大気汚染物質対策の実施を推進し、並びに自動車排出ガスに係る許容限度を定めること等により、大気の汚染に関し、国民の健康を保護するとともに生活環境を保全し、並びに大気の汚染に関して人の健康に係る被害が生じた場合における事業者の損害賠償の責任について定めることにより、被害者の保護を図る。

規制対象施設（畜産に関係すると思われるもの）

○ 大気汚染防止法

（ばい煙発生施設）

乾燥炉…火格子面積が1㎡以上であるか、バーナーの燃料の燃焼能力が重油換算1時間当たり50リットル以上であるか、又は変圧器の定格容量が200キロボルトアンペア以上であるもの。

焼却炉…火格子面積が2㎡以上であるか、又は焼却能力が1時間当たり200kg以上であるもの。

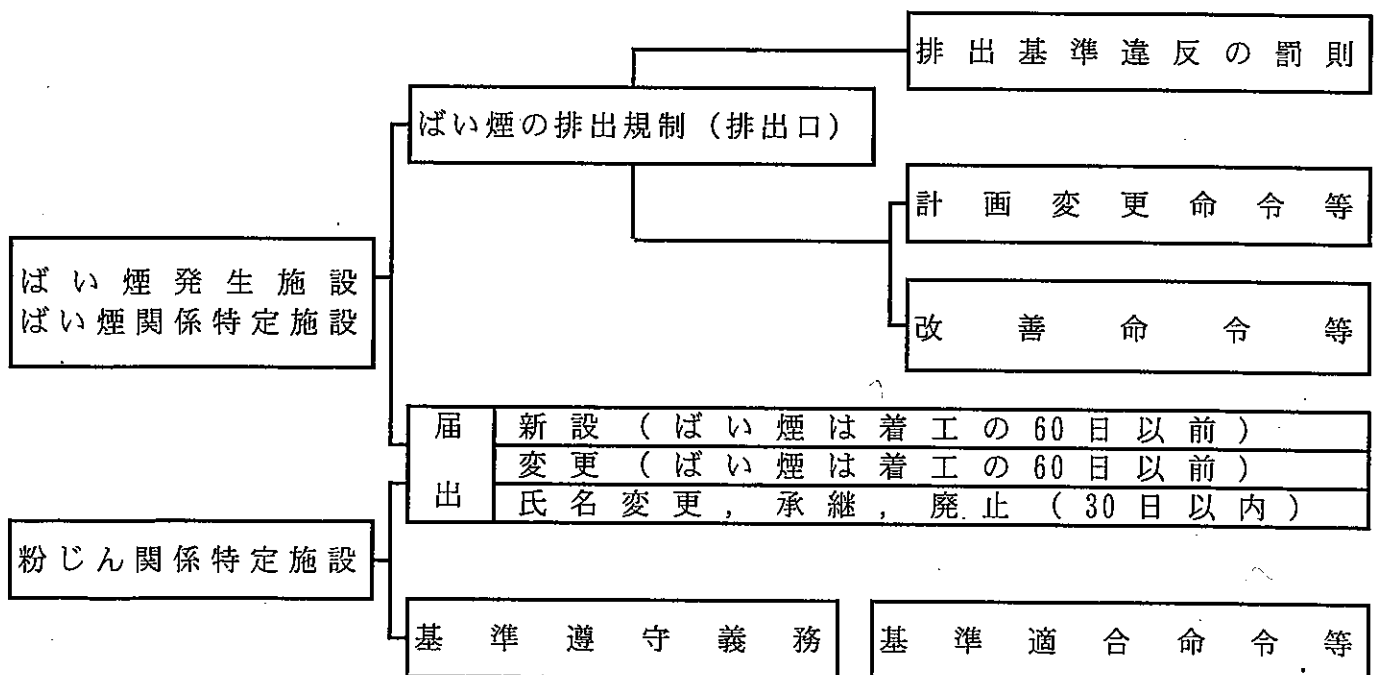
○ 広島県生活環境の保全等に関する条例

（ばい煙関係特定施設）

乾燥炉…火格子面積が1㎡未満0.5㎡以上であるか、バーナーの燃料の燃焼能力が重油換算1時間当たり50リットル未満30リットル以上であるもの。

（粉じん関係特定施設）

飼料又は肥料の製造又は加工用の原料粉碎施設及びふるい分け施設



(10) ダイオキシン類対策特別措置法（平成11年法律第105号）

目 的

ダイオキシン類が人の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがある物質であることにかんがみ、ダイオキシン類による環境の汚染の防止及びその除去等をするため、ダイオキシン類に関する施策の基本とすべき基準を定めるとともに、必要な規制、汚染土壌に係る措置等を定めることにより、国民の健康の保護を図る。

規制対象施設

（畜産に関係すると思われるもの）

○ 大気基準対象施設

（廃棄物焼却炉）

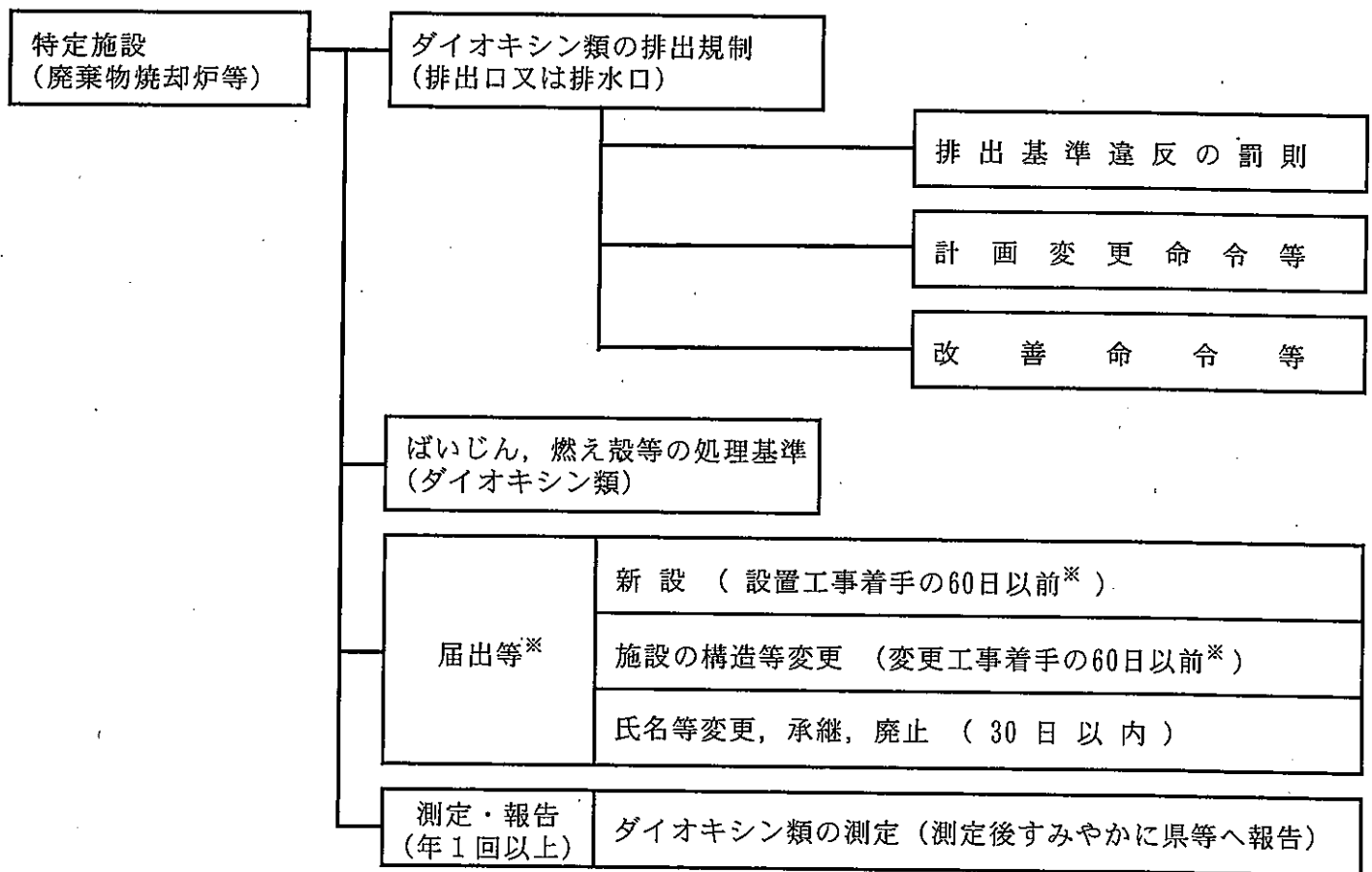
火床面積*（炉の床面積）が0.5㎡以上であるか、又は焼却能力*が1時間当たり50kg以上であるもの。

* 一つの焼却施設に二以上の焼却炉が設置されている場合は、その合計

○ 水質基準対象施設

（廃ガス洗浄施設、湿式集じん施設及び汚水・廃液を排出する灰の貯留施設）

廃棄物焼却炉（大気基準適用施設に限る。）に係るもの。



* 水質基準対象施設を設置する事業場で、瀬戸内海水域に1日最大50m³以上の排水を排出する事業場は、水質基準対象施設については瀬戸内海環境保全特別措置法の許可や届出の対象となり、この法律の届出は不要です。

4 特殊肥料について 法第2条第2項

農家の経験と五感によって識別可能な単純な肥料（米ぬか、魚かす）及び、肥料の価値又は施肥基準が必ずしも含有主成分量のみ依存しない肥料（堆肥）をいう。

具体的には、「特殊肥料等の指定」（昭和25年6月20日農林省告示第177号）で指定されている。

※ 堆肥：わら、もみがら、樹皮、動物の排せつ物その他の動植物質の有機質物（汚泥及び魚介類の臓器を除く。）を堆積又攪拌し、腐熟させたもの。

(1) 届出の義務 (別紙1) 参照

ア 特殊肥料生産届 法第22条

特殊肥料を生産する場合は、生産事業場の所在地の都道府県知事に届出をしなければならない。

イ 肥料販売業務届 法第23条

肥料の販売業務を行う場合は、販売事業場ごとに、所在地の都道府県知事に届出をしなければならない。

(2) 表示の義務 (別紙2) 参照

「堆肥」と「動物の排せつ物」についての表示

法第22条の2 「特殊肥料の品質表示基準を定める件」(平成12年農林水産省告示第1163号)

特殊肥料のうち、消費者が購入に際し品質を識別することが著しく困難であり、施用上その品質を識別することが特に必要であるとして「堆肥」と「動物の排せつ物」については、生産業者、輸入業者又は販売業者は、品質表示をしなければならない。（表示内容：肥料の名称、種類、主要な成分の含有量、正味重量、表示者の氏名・住所など）

5 肥料の生産について

(1) 異物混入の禁止 法第25条

○生産に当たり、「原料」（植物の栄養となるものなど肥料の骨格をなすもの）にならず、肥料の固結、飛散の防止など定められた目的（肥料の品質の確保等に関する法律施行規則第4条第3号で指定）とは異なる目的の物質を、使用することはできない。

○肥料の品質を低下させるようなものについては、「異物」として、肥料中に混入してはならない。

(2) 虚偽の宣伝等の禁止 法第26条

○肥料の主成分の含有量又はその効果に関して虚偽の宣伝をしてはならない。

○肥料の主成分又は効果に関して誤解を生ずるおそれのある名称を肥料に用いてはならない。

(3) 帳簿の備え付けの義務 法第27条

肥料を生産する者は次の帳簿を備え付けるとともに、これらの帳簿は2年間保存しなければならない。

ア 生産する事業場（工場）ごとに帳簿を備え付け、肥料を生産したときは、次の事項を記載する。

(ア) 生産した年月日

(イ) 生産した肥料の名称

(ウ) 生産した肥料の数量

イ 生産又は販売する事業場（工場又は事務所）ごとに帳簿を備え付け、肥料を購入、輸入、販売した場合（個人への販売は含まない）は、次の事項を記載する。

(ア) 肥料の名称

(イ) 肥料の数量

(ウ) 購入・輸入・販売した年月日

(エ) 購入・輸入・販売した相手の氏名又は名称

特殊肥料生産・販売関係届出一覧

様式	対象	届出期限	添付書類	届出違反に対する罰則
特殊肥料生産業者（輸入業者）届出書 〈法第22条第1項〉	生産を開始するとき	生産を開始する2週間前まで	1 登記簿抄本又は住民票等 2 成分分析結果の写し 3 生産工程の概要 4 原料の入手先・入手経路 5 生産する事業場の位置図 6 保管する施設の位置図	1年以下の懲役 若しくは、 50万円以下の罰金、 又はこの併科 〈法第37条〉
特殊肥料生産業者（輸入業者）届出事項変更届出書 〈法第22条第2項〉	届出事項に変更が生じたとき	変更が生じた日から2週間以内	次のうち、変更事項を確認できる書類 1 登記簿抄本又は住民票等 2 成分分析結果の写し 3 生産工程の概要 4 原料の入手先・入手経路 5 生産する事業場の位置図 6 保管する施設の位置図	
特殊肥料生産（輸入）事業廃止届出書 〈法第22条第2項〉	生産を廃止したとき	廃止した日から2週間以内	—	
肥料販売業務開始届出書 〈法第23条第1項〉	販売を開始するとき	販売を開始した後2週間以内	1 登記簿抄本又は住民票等 2 販売する事業場の位置図 3 保管する施設の位置図	
肥料販売業務開始届出事項変更届出書 〈法第23条第2項〉	届出事項に変更が生じたとき	変更が生じた日から2週間以内	次のうち、変更事項を確認できる書類 1 登記簿抄本又は住民票等 2 販売する事業場の位置図 3 保管する施設の位置図	
肥料販売業務廃止届出書 〈法第23条第2項〉	販売を廃止したとき	廃止した日から2週間以内	—	

(注) ①届出書の届出部数は、正副2通とする。(添付書類は各1通)

②肥料の成分分析は肥料分析法によること。

特殊肥料（堆肥，動物の排せつ物，混合特殊肥料）の品質表示について

特殊肥料のうち、「堆肥」、「動物の排せつ物」及び「混合特殊肥料」を、生産・輸入又は販売する場合には次に掲げる表示例に従って容器又は包装の外部等に表示事項を表示しなければなりません。

(H12. 8. 31 農林水産省告示第 1163 号, R2. 10. 27 農林水産省告示第 2087 号一部改正)

1 表示例

肥料の品質の確保等に関する法律に基づく表示
肥料の名称
肥料の種類
届出をした都道府県
表示者の氏名又は名称及び住所
正味重量
生産（輸入）した年月
原料
主要な成分の含有量等
窒素全量
りん酸全量
加里全量
炭素窒素比
銅全量
亜鉛全量
石灰全量
水分含有量

- ※ 表示に用いる文字及び数字の色は背景の色と対照的な色とし、文字及び数字は、日本産業規格 Z 8305 に規定する 8 ポイント以上の大きさとし、かつ、消費者の見やすい書体とする。
- ※ 肥料の正味重量が 6 キログラム未満の場合には、文字及び数字の大きさは適宜とする。
- ※ 「生産（輸入）した年月」及び「原料」を様式に従い記載することが困難な場合は、該当の欄に記載箇所を表示の上、他の場所に記載することができる。
- ※ 「主要な成分の含有量等」については、2 の (8) の表示方法に基づき記載すること。

2 表示事項の表示方法

- (1) 肥料の名称
肥料の品質の確保等に関する法律に基づき届出をした肥料の名称とする。
- (2) 肥料の種類
「堆肥」、「動物の排せつ物」又は「混合特殊肥料」とする。
- (3) 届出をした都道府県
肥料の品質の確保等に関する法律に基づき届出をした県名を表示する。
- (4) 表示者の氏名又は名称及び住所
表示者とは、当該表示を行なった生産業者、輸入業者又は販売業者とする。

(5) 正味重量

キログラム単位で記載すること。ただし、容積量をリットル単位で併記することができる。

(6) 生産（輸入）した年月

次のいずれかにより記載すること。「平成16年4月」「16.4」「2004.4」
販売業者が生産年月を知らないときは、「表示をした年月」に変更し、記載する。

(7) 原料

ア 原料名は、次の区分に応じて記載すること。

(ア) 堆肥及び動物の排せつ物

原料名は、一般的な名称（鶏ふん、もみがら等）とする。「混合特殊肥料」を原料に使用する場合は、混合特殊肥料の原料として使用した特殊肥料の種類を記載する。なお、堆肥及び動物の排せつ物を混合特殊肥料の原料に使用している場合は、堆肥又は動物の排せつ物の原料の一般的な名称を記載する。

(イ) 混合特殊肥料

原料名は、特殊肥料の種類を記載する。

また、堆肥又は動物の排せつ物を原料として使用する場合には、「堆肥」又は「動物の排せつ物」の字句の次に〔 〕を付し、〔 〕の中に当該肥料の原料を(ア)の記載方法に従い記載する。

混合特殊肥料を原料として使用する場合には、当該混合特殊肥料の原料である特殊肥料の指定名を記載する。

イ 生産に当たって使用された重量の大きい原料から順に、その旨を記載すること（〔 〕内に記載する場合を含む。）。混合特殊肥料を原料として使用する場合には、「混合特殊肥料」の字句を用いず、当該混合特殊肥料の原料として使用した特殊肥料を重量の大きいものから順に記載する。

ウ 動物由来のたん白質（飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令（昭和51年農林省令第35号）別表第1の2の(1)に定める動物由来たん白質であって、同(1)の表の第2欄に定める確認済みゼラチン等以外のものをいう。）が使用されたものについては、次に掲げる事項を記載する。

(ア) 牛、めん羊又は山羊（以下「牛等」という。）由来の原料を含まない場合

この肥料には動物由来たん白質が入っていますから、家畜等の口に入らないところで保管・使用してください。（注）動物由来たん白質の次に（ ）書きでその由来する動物種を記載することができる。

(イ) 牛等由来の原料を含む場合又は原料事情等により含む可能性がある場合

この肥料には牛等由来たん白質が入っていますから、家畜等の口に入らないところで保管・使用し、家畜等に与えたり、牧草地等に施用したりしないでください。（注）牛等由来たん白質の次に（ ）書きでその由来する動物種を記載することができる。

エ 材料（オに掲げるものを除く。）は次の区分に応じて記載する。

(ア) 堆肥（イに掲げるものを除く。）

生産に当たって腐熟を促進する材料が使用されたものについては、その材料の名称を記載すること。

(イ) 混合特殊肥料等（次に掲げる材料が使用された混合特殊肥料を原料として使用する堆肥及び動物の排せつ物を含む。）

生産に当たって固結、浮上若しくは悪臭を防止するための材料又は粒状化を促進するための材料（昭和25年6月20日農林省告示第177号（特殊肥料等を指定する件）の別表第二に掲げる材料に限る。）が使用されたものについては、その材料の名称を記載すること。また、当該材料が使用された混合特殊肥料を原料とした場合にあっては、その材料の名称も記載すること。

オ 肥料の品質の確保等に関する法律施行規則（昭和 25 年農林省令第 64 号。以下「規則」という。）別表第 1 号ホの摂取の防止に効果があると認められる材料が使用されたものについては、その材料の名称及び使用量を記載すること。

《記載例》

（原料）

牛ふん、鶏ふん、肉骨粉、わら類、樹皮、骨炭粉末

備考：1 生産に当たって使用された重量の大きい順である。

2 この肥料には、牛等由来たん白質（牛又は豚に由来するもの）が入っていますから、家畜等の口に入らないところで保管・使用し、家畜等に与えたり、牧草地等に施用したりしないでください。

3 腐熟を促進するために尿素を使用したものである。

4 牛、めん羊、山羊及び鹿による摂取を防止するために消石灰を 5% 使用したものである。

5 粒状化を促進するためにこんにゃく飛粉を使用したものである。

6 固結を防止するためにパーライトを使用したものである。

7 浮上を防止するためにかんらん岩粉末を使用したものである。

8 悪臭を防止するためにゼオライトを使用したものである。

(8) 主要な成分の含有量等

ア 別表一の主要な成分の含有量等については、同表の表示の単位を用いて現物当たりの数値で記載すること。ただし、混合特殊肥料については、堆肥又は動物の排せつ物を原料として使用する場合に限り記載すること（炭素窒素比を除く。）。また、誤差の許容範囲は同表のとおりとする。

イ 別表二の主要な成分の含有量等については、規則第 11 条第 9 号の表の中欄に定める量以上含有する場合に限り、同表の表示の単位を用いて記載することができる。また、誤差の許容範囲は同表のとおりとする。

ウ 現物当たりの数値で記載することが困難な場合は、「主要な成分の含有量等（乾物当たり）」として、乾物当たりの数値及び水分含有量を記載すること。

主要な成分	表示の単位	誤差の許容範囲	備 考
窒素全量	パーセント (%)	<ul style="list-style-type: none"> ・表示値が 1.5%未満の場合はプラスマイナス 0.3% ・表示値が 1.5%以上 5%未満の場合は、表示値のプラスマイナス 20% ・表示値が 5%以上 10%未満の場合は、プラスマイナス 1% ・表示値が 10%以上の場合は表示値のプラスマイナス 10% 	
りん酸全量	パーセント (%)		
加里全量	パーセント (%)		
銅全量	1キログラム当たりミリグラム (mg/kg)	表示値の プラスマイナス 30%	豚ふんを原料として使用し、現物 1 kg あたり 300 mg 以上含有する場合に限り記載する。
亜鉛全量	1キログラム当たりミリグラム (mg/kg)	表示値の プラスマイナス 30%	豚ふん又は鶏ふんを原料として使用し、現物 1 kg あたり 900 mg 以上含有する場合に限り記載する。
石灰全量	パーセント (%)	表示値の プラスマイナス 20%	石灰を原料として使用し、現物 1 kg あたり 150 g 以上含有する場合に限り記載する。
炭素窒素比	—	表示値の プラスマイナス 30%	「堆肥」又は「動物の排せつ物」に限り記載する。
水分含有量	パーセント (%)	表示値の プラスマイナス 20%	乾物当たりで表示する場合に限り記載する。

※ 窒素、りん酸、加里の現物当たりの測定結果が 0.5%未満である場合は、「0.5%未満」と記載することができる。

主要な成分	表示の単位	誤差の許容範囲	備 考
窒素全量 (混合特殊肥料 (堆肥及び動物の排せつ物を原料として使用したものを除く。)に限る。) アンモニア性窒素 硝酸性窒素 りん酸全量 (混合特殊肥料 (堆肥及び動物の排せつ物を原料として使用したものを除く。)に限る。) く溶性りん酸 可溶性りん酸 水溶性りん酸 加里全量 (混合特殊肥料 (堆肥及び動物の排せつ物を原料として使用したものを除く。)に限る。) く溶性加里 水溶性加里 アルカリ分 可溶性けい酸 水溶性けい酸 可溶性苦土 く溶性苦土 水溶性苦土	パーセント (%)	<ul style="list-style-type: none"> ・表示値が 1.5%未満の場合はプラスマイナス 0.3% ・表示値が 1.5%以上 5%未満の場合は、表示値のプラスマイナス 20% ・表示値が 5%以上 10%未満の場合は、プラスマイナス 1% ・表示値が 10%以上の場合は表示値のプラスマイナス 10% 	<p>主要な成分の表示に必要な最小量は次のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・窒素、りん酸、加里：1% (0.1%) ・有効苦土：1% (0.01%) ・アルカリ分、有効けい酸：5% (5%) ・有効マンガン：0.1% (0.001%) ・有効ほう素：0.05% (0.001%) <p>※ () は家庭園芸用肥料の場合。</p>
可溶性マンガン く溶性マンガン 水溶性マンガン く溶性ほう素 水溶性ほう素	パーセント (%)	表示値のプラスマイナス 30%	

【参考資料】

1 畜産経営環境保全実態調査結果

(1) 年度別環境汚染発生経営体数

(単位：件)

年 度		昭和											
区 分		48	49	50	51	52	53	54	55	56	57	58	59
豚	水質汚濁	141	117	48	39	38	38	33	26	37	33	29	23
	悪 臭	6	24	7	4	7	16	6	7	2	2	1	4
	害虫発生	12	5		3	8	5	1		1		1	1
	その 他						4					5	2
	計	159	146	55	46	53	63	40	33	40	35	36	30
採 卵 鶏	水質汚濁	7	14	15	9	12	12	9	7	16	13	6	4
	悪 臭	78	56	23	8	13	19	11	7	9	10	8	7
	害虫発生	7	8	5	4	5	7	4	3	5	4	5	4
	その 他	1	1				1				1	3	
	計	93	79	43	21	30	39	24	17	30	28	22	15
ブ ロ イ ラ ー	水質汚濁	3		1			3			1	1	1	
	悪 臭	8	2	4		1	4				1		
	害虫発生				1		2						
	その 他	3						1					
	計	14	2	5	1	1	9	1		1	2	1	
乳 用 牛	水質汚濁	15	26	21	11	15	10	10	10	12	11	6	7
	悪 臭	20	6	7	3	2	11	3	2	2	3	2	4
	害虫発生	4		7		7	5	3			1		
	その 他											3	
	計	39	32	35	14	24	26	16	12	14	15	11	11
肉 用 牛	水質汚濁	41	46	24	15	12	6	3	1	4	5	5	4
	悪 臭	4	1	1		7	7	1					
	害虫発生			5	3	3	2	1		1	4		2
	その 他	14								3	1	2	
	計	59	47	30	18	22	15	5	1	8	10	7	6
そ の 他	水質汚濁												1
	悪 臭												
	害虫発生												
	その 他												
	計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
合 計	水質汚濁	207	203	109	74	77	69	55	44	70	63	47	39
	悪 臭	116	89	42	15	30	57	21	16	13	16	11	15
	害虫発生	23	13	17	11	23	21	9	3	7	9	6	7
	その 他	18	1				5	1		3	2	13	2
	計	364	306	168	100	130	152	86	63	93	90	77	63

(単位:件)

年 度		昭和				平成							
区 分		60	61	62	63	元	2	3	4	5	6	7	8
豚	水質汚濁	23	22	22	15	6	2		4				
	悪 臭	6		4	4	1				1		1	
	害虫発生	1		1				1					
	そ の 他		2					1	1	1			
	計	30	24	27	19	7	2	2	5	2	1		0
採 卵 鶏	水質汚濁	6	6	12	6	8	6	4	3	2	1		
	悪 臭	8	7	11	3	6	4					1	1
	害虫発生	7	8	12	17	7	6	6	4	4	2	1	2
	そ の 他		1			2	1	3	4	1			
	計	21	22	35	26	23	14	13	11	7	3	2	3
ブ ロ イ ラ ー	水質汚濁		1										
	悪 臭										1		1
	害虫発生												
	そ の 他										1		
	計	0	1	1	0	0	0	0	0	0	2	0	1
乳 用 牛	水質汚濁	15	24	16	24	21	4	4	7	6	2	1	3
	悪 臭	2	1	1	1	1	1	1	1	3	3	1	1
	害虫発生				1			1	1		1	1	2
	そ の 他		1					1		1			
	計	17	26	17	26	22	5	7	9	10	6	3	6
肉 用 牛	水質汚濁	5	2	6	6	3	1	2	4	1	1		
	悪 臭	1		2		1	1		2		1	1	1
	害虫発生	1			2	1			1				1
	そ の 他							1	1	3			
	計	7	2	8	8	5	2	3	8	4	2	1	2
そ の 他	水質汚濁		1										1
	悪 臭												
	害虫発生												
	そ の 他								1				
	計	0	1	0	0	0	0	0	1	0	0	0	1
合 計	水質汚濁	49	56	56	51	38	10	10	18	9	4	1	4
	悪 臭	17	8	18	8	9	6	1	3	4	5	4	4
	害虫発生	9	8	13	20	8	6	8	6	4	3	2	5
	そ の 他		4	1		2	1	6	7	6	1		
	計	75	76	88	79	57	23	25	34	23	13	7	13

(単位：件)

年度		平成											
区分		9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20
豚	水質汚濁	3	2	3	3	2	2				1	2	
	悪臭	2	3	1	4	2	3	1		4	3	2	2
	害虫発生				3					1			
	その他	2	4	3		3	3	3	2	3	3	4	3
	計	7	9	7	10	7	8	4	2	8	7	8	5
採卵鶏	水質汚濁	1		2	2				2	2		1	1
	悪臭	2		2		1	2	4	2	3		1	1
	害虫発生	5	5	2	3	2	2	2	1	2	2	4	5
	その他	4	4	4	3	5	4	4	3	3	3	3	4
	計	12	9	10	8	8	8	10	8	10	5	9	11
ブローラー	水質汚濁			1	1				1		2		
	悪臭	1	3				2			3	2	1	3
	害虫発生		1										
	その他	1		1	1	2	2		1				
	計	2	4	2	2	2	4	0	2	3	4	1	3
乳用牛	水質汚濁	12	13	22	10	17	8	6	9	2	2	4	3
	悪臭	2	1			1	1	3	4	2	3		6
	害虫発生	3	9							1			
	その他			2	1	1	2	6	1	6	5	5	3
	計	17	23	24	11	19	11	15	14	11	10	9	12
肉用牛	水質汚濁	6	1	3	3	4	4	6	6	2		1	7
	悪臭	3	1			2	1	4	1	1	3	2	1
	害虫発生	2											1
	その他	1	3	3		1			1	1	1	3	
	計	12	5	6	3	7	5	10	8	4	4	6	9
その他	水質汚濁											1	
	悪臭											1	1
	害虫発生												1
	その他							1	1	2			1
	計	0	0	0	0	0	0	1	1	2	0	2	3
合計	水質汚濁	22	16	31	19	23	14	12	21	6	5	9	11
	悪臭	10	8	3	4	6	9	12	7	13	11	7	14
	害虫発生	10	6	2	3	2	2	2	1	4	2	4	7
	その他	8	20	13	8	12	11	14	6	15	12	15	11
	計	50	50	49	34	43	36	40	35	38	30	35	43

(単位：件)

年 度		平成										令和	
区 分		21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	元	2
豚	水質汚濁	4		1	1	2	1			3	2	1	1
	悪 臭	3	7	2	1	4	2	2	1		1	2	3
	害虫発生			1									
	そ の 他	2	3	2	4	4	2	1	2	2		1	2
	計	9	10	6	6	10	5	3	3	5	3	4	6
採 卵 鶏	水質汚濁	2	2	2	2	1		2		3	2	2	
	悪 臭	1	1	5	1	4	1	5	3	1	1	1	1
	害虫発生	4	2	3	4	1	2	1	1	2	3	3	1
	そ の 他	5			3	2	1	3	3	2	1	3	2
	計	12	5	10	10	8	4	11	7	8	7	9	4
ブ ロ イ ラ ー	水質汚濁	1								2			
	悪 臭	6	1	1		1	2	2			1	2	1
	害虫発生												
	そ の 他												
	計	7	1	1		1	2	2		2	1	2	1
乳 用 牛	水質汚濁	2	8	4	5	3	1	2	4	7	3	1	2
	悪 臭	5	6	4	1		4		1	2	2	2	3
	害虫発生		1		1			2		1			
	そ の 他	1	3	2	3	2	4	2	2	1	1	3	
	計	8	18	10	10	5	9	6	7	11	6	6	5
肉 用 牛	水質汚濁	3	1		1	1			1	2		1	
	悪 臭	3	2	1	1		1			1		3	1
	害虫発生		1	1				1					
	そ の 他		1		1	3	4	1	1	2	3	1	
	計	6	5	2	3	4	5	2	2	5	3	5	1
そ の 他	水質汚濁				1								
	悪 臭	2	1	5									
	害虫発生												
	そ の 他	1									1	1	2
	計	3	1	5	1						1	1	2
合 計	水質汚濁	12	11	7	10	7	2	4	5	17	7	5	3
	悪 臭	20	18	18	4	9	10	9	5	4	5	10	9
	害虫発生	4	4	5	5	1	2	4	1		3	3	1
	そ の 他	9	7	4	11	11	11	7	8	7	6	9	6
	計	45	40	34	30	28	25	24	19	28	21	27	19

(注) 平成9年度からの発生件数は7月1日現在。

(資料：広島県畜産課調べ)

2 家畜ふん尿処理量の目安

【乳用牛】

	ふん量 (kg/頭・日)	ふんの水分 (%)	尿量 (kg/頭・日)
搾乳牛	36～54	84～86	14～17
育成牛	16	78	7

注) ①10,000kg以上の高泌乳牛も対象に入れ、ふんの量と水分及び尿量について、上記のような範囲を示す。対象牛群の平均乳量から、これらの数値を設定する。

②乾乳牛の頭数は経産牛の2/14とし、ふん量を搾乳牛の1/2として搾乳牛に換算する。

参考)

①繋ぎ飼い式牛舎において、処理対象牛群の推定平均泌乳量及び尿の混入を考慮に入れ、ふん量を45kg/頭・日及び水分86%と設定し、処理対象頭数を経産牛116頭、育成牛12頭とした場合の処理対象ふん量と水分の求め方を以下に示す。

乾乳牛頭数：116頭×2/14=16.6頭

乾乳牛の搾乳牛換算頭数：16.6頭×1/2=8.3頭

総搾乳牛換算頭数：116頭×12/14+8.3頭=107.7頭≒108頭（切上げて整数にする）

処理対象ふん量：108頭×45kg+12頭×16kg=5,052kg

ふん水分量：108頭×45kg×0.86+12頭×16kg×0.78=4,330kg（切上げる）

処理対象ふん水分：4,330kg÷5,052kg×100=85.7%

②牛舎内でふん尿分離ができない場合（フリーストール牛舎、自然流下式牛舎等）は、それらの牛舎に飼養されている頭数に14～17kgの尿量を乗じて、ふん量に加算して処理対象ふん量とする。この場合、水分は尿量を加えて計算する。

③牛舎の床面からの水分蒸発量は計算に入れない。

④敷料を使用する場合は、敷料の量と水分を計算して処理対象ふん量に加える。

【肉用牛】

	ふん尿合計 (kg/頭・日)	同左の水分 (%)
肥育牛	20	81

注) ①和牛、F1、乳用種等の区別はしない（繁殖牛を含む）。

②ふん搬出までの牛舎内床面での水分蒸発量を考慮に入れている。

③1日平均使用敷料量を処理対象ふん尿量に加算する。なお、使用敷料量は立地条件、気象条件、天井ファン設置の有無等により大きく変動する。

【豚】

	ふん量 (kg/頭・日)	ふんの水分 (%)	尿量 (kg/頭・日)
子豚	0.6	75	0.9
肥育豚	2.1	75	3.6
母豚	3.0	72	7.0

- 注) ①子豚と肥育豚については、ふんに尿が混入していることを想定して水分を75%とし、乾物量は変わらないものとして、ふん量を設定している。
- ②ふんがさらに乾燥する場合には、ふんの水分を推定し、乾物量に基づいて計算する。
- ③一貫経営の場合は、繁殖母豚数を10倍して肥育豚換算頭数とし、肥育豚のふん量を乗じて処理対象ふん量とする。
- ④豚舎内でふん尿分離ができない場合（オガクズ豚舎、ふん尿混合豚舎等）は、それらの豚舎に飼養されている頭数に尿量を乗じて、ふん量に加算して処理対象ふん量とする。この場合、水分は尿量を加えて計算する。

【採卵鶏】

	ふん量 (g/羽・日)	ふんの水分 (%)
低床式 (毎日除ふん)	140	78
低床式 (週1回除ふん)	120	75
ウィンドリ鶏舎 (4~5日毎除ふん)	75	60
高床式	42~50	40~50

- 注) ①低床式 (毎日除ふん) は排泄直後のふんで、水分の蒸発がないものとする。
- ②中大雛のふん量 (水分) は43g (70%) とし、幼雛がいる場合はその羽数に1/3を乗じて中大雛羽数に換算してふん量を求める。
- ③ふんがさらに乾燥する場合には、ふんの水分を推定し、乾物量に基づいて計算する。

【ブロイラー】

	ふん量 (kg/羽・回)	ふんの水分 (%)
出荷羽数当たり	2.0	35

- 注) ①オールアウト時のふん量で使用した敷料を含めている。オガクズ等の敷料はふん量の約30%以下とみられるが、飼養開始当初に敷く敷料の重量を把握できる場合には、その数値を用いる。
- ②年間出荷回数 (4回程度) を乗じて、365日で除し1日平均処理対象ふん量としてもよい。

3 環境保全に関する畜産関係施設の届出又は許可一覧

法令等		届出・許可の要件
水質汚濁防止法関係 (広島県生活環境の保全等に関する条例)		1 畜産農業又はサービス業の用に供する施設 ・ 豚房施設の総面積 50㎡以上 ・ 牛房施設の総面積 200㎡以上 ・ 馬房施設の総面積 500㎡以上 2 畜産食品製造業の用に供する施設 ・ 原料処理施設 ・ 洗浄施設(洗びん及び施設を含む。) ・ 湯煮施設 3 と畜業又は死亡獣畜取扱業の用に供する解体施設 4 養豚業の用に供する施設(生後6月以上の豚50頭以上を飼養又は収容できるものに限る。)* ・ 飼養施設 ・ 収容施設 ・ ふん尿の廃棄施設 5 有害物質貯蔵指定施設 ※条例の届出。1～3, 5は法の届出による。
瀬戸内海環境保全特別措置法		指定区域内で1日当たりの排出水が最大50m ³ 以上であるもの。
河川法		1日につき50m ³ 以上であるもの。
悪臭防止関係	悪臭防止法 広島市, 呉市, 福山市, 三次市, 庄原市, 廿日市市, 北広島町, 世羅町, 神石 高原町の全域, 大竹市, 安 芸高田市の一部	届出及び許可の対象となる施設等は定めていないが住居が集合している地域等を指定して, 工場その他の事業場における事業活動に伴って発生する悪臭物質の排出を規制(特定悪臭物質の濃度規制または臭気指数規制)している。
	広島県生活環境の保全等に関する条例 (県平内全域に適用)	1 動物の肉, 皮, 骨, 臓器等を原料とする肥料又は飼料の製造業の用に供する施設 ・ 原料置場 ・ 蒸解施設 ・ 乾燥施設 2 養豚業又は養鶏業の用に供する施設 ・ 飼養施設 ・ 収容施設 ・ 飼料調理施設 ・ 鶏ふん乾燥施設 養豚業にあつては生後6月以上の豚100頭(特別地域内においては50頭)以上, 養鶏業にあつては生後30日以上以上の鶏5,000羽(特別地域内においては500羽)以上を飼養し又は収容できるもの。
大気汚染防止法関係 (広島県生活環境の保全等に関する条例)		ばい煙発生施設・ばい煙関係特定施設 乾燥炉 … 火格子面積 0.5㎡以上であるか, バーナーの燃焼能力が重油換算1時間当たり30リットル以上であるか, 又は変圧器の定格容量が200KVA以上であるもの。 焼却炉 … 火格子面積が2㎡以上であるか, 又は焼却能力が1時間当たり200kg以上であるもの。 粉じん関係特定施設 飼料又は肥料の製造又は加工用の原料粉碎施設及びふるい分け施設。
ダイオキシン類対策特別措置法関係		大気基準適用施設 ・ 廃棄物焼却炉 火床面積*(炉の床面積) 0.5㎡以上であるか, 又は焼却能力*が1時間当たり50kg以上であるもの。

	<p>※一つの焼却施設に二以上の焼却炉が設置されている場合は、その合計</p> <p>水質基準適用施設</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 廃ガス洗浄施設、湿式集じん施設及び汚水・廃液を排出する灰の貯留施設 (廃棄物焼却炉(大気基準適用施設に限る。)に係るもの。)
化製場等に関する法律関係	<p>指定地域内において次の動物を次の頭数以上飼養又は収容しようとするもの。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 牛, 馬, 豚 1 頭以上 ・ めん羊, 山羊 4 頭 " ・ 犬 10 頭 " ・ 鶏 (30日未満のヒナを除く) 100 羽 " ・ あひる (") 50 羽 "

届出・許可申請時期	届出・許可申請機関
<ul style="list-style-type: none"> ・ 新設 … 着工の60日以前 ・ 変更 … 同上 ・ 氏名等変更 … 完了後30日以内 ・ 承継 … 同上 ・ 廃止 … 同上 	<p>(届出)</p> <ul style="list-style-type: none"> 広島市 … 市長宛 呉市 … 市長宛 福山市 … 市長宛 庄原市 … 市長宛 三次市 … 市長宛 東広島市 … 市長宛 その他 … 厚生環境事務所長宛
<ul style="list-style-type: none"> ・ 新設 … 工事着手前(許可後着工) ・ 変更 … 同上 ※汚濁負荷量が増加する場合, 事前評価に関する書面の縦覧(3週間)等 ・ 氏名等変更 … 変更日から30日以内 ・ 承継 … 承継日から30日以内 ・ 廃止 … 廃止日から30日以内 	<p>(許可)</p> <ul style="list-style-type: none"> 広島市 … 市長宛 呉市 … 市長宛 福山市 … 市長宛 その他 … 厚生環境事務所長宛
	河川管理者
<ul style="list-style-type: none"> ・ 新設 … 着工の30日以前 ・ 変更 … 同上 ・ 氏名等変更 … 完了後30日以内 ・ 承継 … 同上 ・ 廃止 … 同上 	<p>(届出)</p> <p>市町長</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・ 新設 … 着工の60日以前 (粉じん関係特定施設は着工前) ・ 変更 … 同上 ・ 氏名等変更 … 完了後30日以内 ・ 承継 … 同上 ・ 廃止 … 同上 	<p>(届出)</p> <ul style="list-style-type: none"> 広島市 … 市長宛 呉市 … 市長宛 福山市 … 市長宛 三次市 … 市長宛 庄原市 … 市長宛 東広島市 … 市長宛 その他 … 厚生環境事務所長宛
<ul style="list-style-type: none"> ・ 新設 … 許可後着工 ・ 変更 … 同上 	<p>(許可)</p> <p>市町長</p>

4 家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律 Q & A

畜産環境 Q & A

(農林水産省－平成 28 年 4 月 8 日修正)

(1) 基本的事項に関する質問

Q1-1 管理基準を定めるねらいはどこにあるのですか。

近年、畜産経営の大規模化の進行に伴い、家畜排せつ物の発生量が増大し、その利用が困難になりつつあり、野積み・素掘りをはじめとする家畜排せつ物の不適切な管理が増えています。このことが主な原因となって、家畜排せつ物の管理のあり方をめぐり、畜産業を営む者と地域住民との間で問題が生じる事例も見受けられるようになってきました。

また、野積み・素掘りは、家畜排せつ物の河川への流出や地下水への浸透により、クリプトスポリジウム（原虫）や硝酸性窒素による水質汚染を招くおそれもあるため、早急にその解消を図る必要があります。

環境問題に対する国民の意識が高まる中で、地域において畜産を安定的に営んでいくためには、家畜排せつ物の管理の適正化を図ることが重要な課題となっています。こうしたことを踏まえ、家畜排せつ物の管理について、畜産業を営む者が遵守すべき管理基準が定められたものです。

Q1-2 管理基準は具体的にどのような内容になっているのですか。

管理基準は、野積み・素掘りをはじめとする家畜排せつ物の不適切な管理を改善するために、畜産業を営む者が遵守すべき必要最小限の基準を定めたものです。管理基準の具体的な内容は、大きく分けて施設面と管理面の基準からできています。

【施設面の基準】

家畜排せつ物を処理したり保管したりする施設（以下「管理施設」といいます。）の構造設備に関する基準です。

[1] 固形状の家畜排せつ物の管理施設については、床を不浸透性材料（コンクリート等汚水が浸透しないものをいいます。以下同じ。）で築造し、適当な覆い及び側壁を設けること。

→ ふんやふんと尿を敷料等で吸着させ固形状になったものを管理するための施設としては、たい肥舎や乾燥施設が一般的ですが、この基準は、このような施設から汚水が飛散したり、流出したりすることがないように、床をコンクリート張りとしたり、防水シートを敷いたりする必要があることを示したものです。なお、必ずしも屋根をつけることを義務付けるものではなく、例えば、防水シートを下に敷き、上から防水シートで覆うなどの簡易な方法でも結構です。

[2] 液状の家畜排せつ物の管理施設については、不浸透性材料で築造した貯留槽とすること。

→ 尿やスラリーといった液状の家畜排せつ物を管理するための施設としては尿溜、スラリータンク等が一般的ですが、この基準は、このような施設について、[1]と同様の趣旨から、コンクリ

ートや防水シート、鋼板等で作り、汚水が地下浸透しないようにする必要があることを示したものです。

【管理面の基準】

家畜排せつ物の管理の方法に関する基準です。

[1] 家畜排せつ物は管理施設において管理すること。

→ 堆肥舎等が整備されても、これを利用しないで野積み等をしては意味がないために、堆肥舎等できちんと管理していただくことを定めたものです。

[2] 管理施設の定期的な点検を行うこと。

[3] 管理施設の床、覆い、側壁又は槽に破損があるときは、遅滞なく修繕を行うこと。

[4] 送風装置等を設置している場合は、当該装置の維持管理を適切に行うこと。

→ [2]～[4]は、管理施設について、ひび割れがないかどうか、覆いが破れていないかどうか等について点検していただき、ひび割れ等が確認された場合に速やかに修繕していただくこと、また、送風装置（ブローア）、攪拌装置等の装置について、注油、掃除等の維持管理を適切に行っていたいただき、排せつ物の処理に支障がないようにすることを定めたものです。

[5] 家畜排せつ物の年間の発生量、処理の方法及び処理の方法別の数量について記録すること。

→ 飼養規模の拡大等が行われた場合でも、施設の容量不足等で不適正な管理になることがないように、家畜排せつ物の発生量等について確認していただくことを定めたものです。

なお、家畜排せつ物に関する様々なご質問、ご相談等にお答えできるよう、国（畜産局、地方農政局）、各都道府県の畜産担当課や指導機関に「畜産環境相談コーナー」を設置しておりますのでご利用下さい。

Q1-3 管理基準はすべての畜産農家が遵守しなければならないのですか。

管理基準に関しては、飼養規模が小規模な畜産農家については、排せつ物の発生量が少ないこと、自己所有の農地・草地に還元することで、野積み・素掘り等が解消される可能性が高いことを踏まえ、適用されないこととされました。その具体的な頭羽数は、牛及び馬にあっては10頭未満、豚にあっては100頭未満、鶏にあっては2000羽未満となっています。

なお、小規模な畜産農家であっても、家畜排せつ物を適正に管理し環境問題の発生を防止することの重要性は同じですので、野積みや素掘りは行わないよう適切に管理して下さい。

Q1-4 管理基準の適用に関して、飼養頭数はいつを基準にして決めるのですか。また、カウントの対象には成畜のほか子畜も含むのですか。

飼養頭数については、ある特定の時期を基準として決めるということではありません。例えば、牛の場合でいうと、10頭以上を超えている時点で不適切な管理が行われている場合には、管理基準に合うように改善していただく必要があります。

また、子畜については排せつ物の量が少ないこと等から、頭数のカウントの対象から除外することとしています。具体的には、牛及び馬では6ヶ月齢未満、豚では3ヶ月齢未満、鶏では2日齢未満のものが除かれます。

なお、肉用牛繁殖経営については、出荷されることが確実と見込まれる子牛については、10ヶ月齢未満のものを子畜として扱ってよいこととされています。また、乳用種育成経営については、大規模化が進展しており、家畜排せつ物の適正な管理を確保する必要があることから、飼養されている育成牛（6ヶ月未満のものを含みます）の実頭数に3分の1を乗じて得た数をもってその経営の飼養頭数として扱うこととされておりますので、この換算した頭数が10頭以上である経営については、管理基準が適用されることとなります。

Q1-5 家畜排せつ物には、生のふん尿のほかに、堆肥なども含まれるのですか。

「家畜排せつ物」は、乾燥、堆肥化、水との混合などによって、含まれる成分やその濃度が変化することがあります。このため、どのような状態の物までを、「家畜排せつ物」として、管理基準の対象と考えるかが問題になります。

まず、ふん尿が堆肥化や炭化・焼却などによって変化する場合については、変化の前後を容易に判別でき、かつ、生ふん尿に比べて環境負荷物質の濃度が大きく低減していると考えられる炭化物、焼却灰、汚水浄化処理後の水については、「家畜排せつ物」に該当しないとみるのが適切と考えられます。

一方、これ以外のふん尿、乾燥ふん、ふん尿から生産された堆肥、液肥、スラリー、ふん処理の際の排汁、ふん尿の発酵生成物（消化液）などについては、環境負荷物質を高濃度で含んでいることから、「家畜排せつ物」として取り扱うことが適切と考えられます。

また、ふん尿に他の堆肥や水などを混合する場合については、固形状であれば、主要な原料として「家畜排せつ物」を含むのであれば、混合物自体を「家畜排せつ物」として取り扱うことが適切と考えられます。

なお、実際には、判断が難しい場合もありますので、そのような場合には都道府県の畜産環境相談コーナーにご相談下さい。

(2) 管理施設の構造に関する質問

Q2-1 不浸透性材料とはどのようなものですか。

管理基準では、「不浸透性材料（コンクリート等汚水が浸透しないものをいう。）」と規定されていますので、コンクリートや鋼板、遮水シートなどのように、材質としてほぼ完全な不浸透性を有する材料であれば、一般に問題なく「不浸透性材料」に該当すると考えられます。

なお、コンクリートの場合であっても、意図的に透水性を高めた透水性コンクリートのように、趣旨に反した材料は不浸透性材料とはみなされません。

鋼板、遮水シート等の場合は、材質としては不浸透性であっても、一般に継ぎ目や接着部などが存在することから、これらを含めた全体として、不浸透性が求められることにも注意が必要でしょう。

不浸透性材料については、作業条件、地域の気象条件等に照らして、常識的に必要な耐久性、強度等を有していることが不可欠と考えられますので、地域の気象条件や地質条件等を考慮し、不浸

透性材料としての適性を判定することが重要と考えられます。

Q2-2 管理基準に適したものとするためには、屋根をかけなければなりませんか。

堆肥盤については、屋根かけをして堆肥舎とすることが望ましいと考えられますが、園芸用パイプハウスのようにパイプを利用してビニールで覆いをしたり、防水シートで覆いをするといった対応をとっていただければ、屋根がなくても管理基準上は問題ないと考えています。

Q2-3 適当な覆い及び側壁とはどのようなものですか。

管理基準では、固形状の家畜排せつ物の管理施設について、「適当な覆い及び側壁を設けること」と規定されていますので、「覆い」と「側壁」の両方を設置することが求められています。

「覆い」については、“管理施設内への雨水の浸入の防止を主な目的として、家畜排せつ物を覆う形で、管理施設の上部に設置されるもの”と考えることができます。

一方、「側壁」については、“家畜排せつ物の流出・飛散の防止を主な目的として、家畜排せつ物の側方に設けられる側面の壁又は仕切り”と考えることができます。

このように、「覆い」と「側壁」は、それぞれの目的に応じた材質や構造にすることが適当と考えられます。

「覆い」と「側壁」に共通することとしては、風雨や積雪等に耐える強度や耐久性と、雨水の侵入を防いだり汚水の流出を防ぐための“水の通しにくさ”が要件となると考えられます。

ただし、「床」の場合とは異なり、必ずしも「不浸透性材料」であることまでは求められていません。

一般的には、「覆い」については、屋根材のほか、フィルムやシートなどを用いることが想定され、「側壁」については、コンクリートブロック以外に「覆い」と同様のフィルムやシート等を用いることも可能と考えられます。

(3) 管理の方法に関する質問

Q3-1 生ふんや堆肥を草地や農地に放置している場合は、管理基準上問題がありますか。

生ふんや堆肥舎を散布する前に草地や農地に放置している場合は、管理基準上問題になりますので、できる限り速やかに散布するか、堆肥舎に搬入するか、あるいは防水シートで上下を覆う等の対応をとっていただく必要があります。

Q3-2 冬が長く雪の多い地域なため冬の期間中農地にふん尿を堆積し、春先に散布していますが、管理基準上問題がありますか。

秋に堆積したふん尿を散布することなく、そのまま春まで放置しているとすれば管理基準上は問

題がありますので、例えば、防水シートで上下を覆うなど適切に管理していただく必要があります。

Q3-3 パドック（運動場）で排出されたふん尿は、管理基準上どのような扱いになりますか。

パドックの場合、牧草等作付けのある放牧地とは異なり、一般的に植生に乏しく、排せつ物に含まれる栄養成分の牧草・作物等による吸収・分解が期待できません。このため、パドックにおいて、意図的か否かを問わず、固形状の家畜排せつ物が堆積された状態にあったり、液状の家畜排せつ物が凹地に溜まっているといった場合には、家畜排せつ物を利用しているのではなく、管理（処理又は保管）しているとみなされ、管理基準上問題となることが考えられます。

特に、パドックで発生する家畜排せつ物は泥濘化しやすいことに加え、泥濘化した家畜排せつ物は周囲へ流出するおそれ大きいことから、ローダー等で適宜集めて管理施設に搬入するか、農地等において利用して頂くことが必要と考えられます。

Q3-4 放牧地で排出されたふん尿は、管理基準上どのような扱いになりますか。

放牧地の場合、放牧された家畜から排せつされたものは、家畜排せつ物を利用のために草地へ散布した状態と同様であることから、家畜排せつ物の管理（処理又は保管）ではなく、利用の状態にあると考えることができます。

ただし、異常に高い密度で放牧を行うなど意図的に固形状の家畜排せつ物を集積させたり、意図的に液状の家畜排せつ物を凹地に集めるなどといった場合には、放牧地において家畜排せつ物を利用しているのではなく、管理（処理又は保管）しているものとみなされ、管理基準上問題となることが考えられます。

(4) 管理基準に関するその他の質問

Q4-1 家畜排せつ物の発生量等の記録はどのようにとればいいのですか。

家畜排せつ物の発生量等は飼料の給与量等により異なるため、正確に把握することは難しい面があると考えられます。

このため、簡便な方法で記録していただけるように様式が定められています。

具体的な方法は次のとおりです。

発生量については、様式に1頭羽当たりの標準的な年間発生量が示されていますので、これに頭羽数を掛け合わせて求めて下さい。また、処理の方法については、自己の経営内で利用、堆肥センター等経営外で利用、浄化処理施設で処理等が示されていますので、発生量を10割とした場合の処理方法別の大きな割合を、処理の方法別の数量として記入して下さい。

Q4-2 勧告や命令といった措置は、法律の施行と同時に行われるのですか。

家畜排せつ物法は平成11年11月1日から施行され、管理基準についても、同日から施行されましたが、施設設備には一定の期間が必要となること等を考慮して、管理基準のうち、構造設備に関する基準については5年間の猶予期間を設けたところです。

なお、猶予期間経過後も、いきなり罰則ではなく、まず指導・助言を行い、更に必要があれば勧告、命令という十分な手順をとることとしています。

(5) 施設整備の支援策に関する質問

Q5-1 家畜排せつ物処理施設の整備に活用できる国の支援策にはどのようなものがありますか。

家畜排せつ物処理施設の整備を推進するため、国としても、予算面、融資面（制度資金面）における様々な支援策を設けています。

Q5-2 株式会社日本政策金融公庫資金の融資の対象となる処理高度化施設にはどのような施設があるのですか。

尿貯留槽の管理施設、堆肥舎、乾燥発酵施設等の堆肥化施設、また、固液分離器、脱臭装置、マニユアスプレッダー等の機具類に至るまで、家畜排せつ物の管理、堆肥化、施用及び販売に必要な全ての施設、機具が対象となります。また、これらの施設と一体的に整備する畜舎等の生産施設も融資の対象となります。

Q5-3 金融上の支援措置を受けるための具体的な手続きについて教えてください。

株式会社日本政策金融公庫の融資を受けるためには、処理高度化施設整備計画を作成していただき、都道府県知事の認定を受ける必要があります。

そのための手続は次のとおりです。

(1) 処理高度化施設計画認定申請書（以下「計画認定申請書」）を作成します。計画認定申請書には、1. 処理高度化施設の整備の目標、2. 処理高度化施設の整備の内容及び実施時期、3. 処理高度化施設の整備の実施に伴い必要となる資金の額及びその調達方法等については記載していただきます。

(2) 計画認定申請書を都道府県に提出するとともに、写しを融資機関窓口へ提出して下さい。都道府県の認定手続と並行して借入れに必要な審査を行います。

(3) 都道府県は、この計画が都道府県計画に照らし適切なものであり、かつ、その達成される見込みが確実である場合に、適当である旨の認定をして、申請者ご本人に連絡します。

都道府県知事の認定を受けた後は、資金の借入申込書を融資機関窓口へ提出します。融資機関において貸付決定が行われた後、担保認定等の必要な手続を経て、資金が融通されます。

なお、株式会社日本政策金融公庫の融資が円滑に行われるようにするため、お近くのJA、農業改良

普及センター、日本政策金融公庫等が必要に応じて計画認定申請書の作成等のご支援を行うこととなっていますので、予めご相談下さい。

Q5-4 税制の優遇措置を受けるための具体的な手続きについて教えてください。

税制上の優遇措置としては、汚水処理施設を導入した際の「固定資産税（地方税）の課税標準の軽減」が用意されています。

この優遇措置を受けるための具体的な手続きは、以下のようなものです。

「固定資産税（地方税）」

取得した償却資産について、毎年1月2日から31日までの間に、納税地の市町村に申告します。申告の内容は、償却資産の所在、種類、取得時期、所得価格などです。

詳しくは、地方税に関する窓口・相談機関（下記）にお問い合わせ下さい。

「税制に関する窓口・相談機関」

都道府県や市町村では、それぞれ税務部（課）を設け、地方税の相談に応じています。

5 「家畜排せつ物法」に係る権限移譲の状況

(1) 移譲事務

- 家畜排せつ物の適正管理・処理に係る畜産業者に対する指導助言，勧告，措置命令，報告徴収，立入検査
- 家畜排せつ物処理高度化施設整備計画の認定，計画変更認定，認定取消，報告徴収

(2) 市町別移譲状況

市町名	広島市	呉市	竹原市	三原市	尾道市	福山市	府中市	三次市	庄原市	大竹市	東広島市	廿日市市	安芸高田市	江田島市	府中町	海田町	熊野町	坂町	安芸太田町	北広島町	大崎上島町	世羅町	神石高原町
移譲状況	○	○		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○					○	○	○	○	○

6 家畜の飼養についての許可・届出・遵守すべき事項について

【牛の場合】

1 畜舎・堆肥舎等を建設する場合

(1) 許可が必要

ア 化製場等に関する法律によるもの

① 内容

県（保健所設置市は市）の条例で定められた指定地域において、牛を1頭以上飼養または収容しようとする場合は、知事（市町長）の許可が必要。

② 窓口 各市町環境衛生関係部署

イ 瀬戸内海環境保全特別措置法によるもの

① 内容

指定地域内にある特定施設で、日最大排水量 50 m³以上のものの設置には許可が必要

（牛房施設（総面積 200 m²以上）かつ日最大排水量 50 m³以上のもの）

② 指定地域（別紙、「瀬戸内海環境保全特別措置法で除外される区域」以外の地域）

③ 窓口 各市町環境衛生関係部署

ウ 農地法によるもの

① 内容

畜舎や堆肥舎等を建てる土地が農地の場合、農地転用の許可が必要。

② 窓口 各市町農業委員会

エ 農業振興地域の整備に関する法律によるもの

① 内容

畜舎や堆肥舎等を建てる土地が農業振興地域内にある場合、農用地から農業用施設用地への変更が必要

② 窓口 各市町農業関係部署

(2) 届出が必要

ア 水質汚濁防止法によるもの

① 内容

次の施設は特定施設となり、設置には届出が必要

牛房施設（総面積 200 m²以上）

② 窓口 各市町環境衛生関係部署

2 畜舎等設置後

(1) 届出が必要

ア 牛トレサ法（牛の個体識別のための情報の管理及び伝達に関する特別措置法）に関すること

① 内容

飼育を始めるにあたって、牛飼育農家としての登録が必要です。また、牛が生まれた場合は 10 ケタの個体識別番号を印字した耳標の装着とその番号の届け出が、導入、出荷した際にも、同法に基づく届け出が必要です。

なお、繁殖牛を飼育する場合は、各農協が事務を代行している場合が多いので、飼育をしようと思った時は、地元の農協に相談してください。

② 窓口

独立行政法人家畜改良センター

イ 家畜伝染病予防法（飼養衛生管理基準定期報告）に関すること

① 内容

各年の 2 月 1 日現在の飼育頭数を報告する。

② 提出期限

毎年 4 月 15 日

③ 提出先

各畜産事務所

ウ 肥料取締法に関すること

① 内容

家畜排せつ物を堆肥化したものは特殊肥料にあたり、肥料として生産、販売するためには、製造場所、製造方法や肥料成分等の届出が必要。

② 窓口 県庁農業技術課

(2) 遵守すべきもの

ア 家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律に関すること

① 内容

指定された家畜を一定以上飼育する場合は、その排せつ物をこの法律に定められた基準に適合した施設で適正に管理する必要がある。

② 飼育頭数

牛の場合 10 頭以上飼育している者が対象

③ 窓口 各市町畜産関係部署、西部畜産事務所（竹原市、安芸郡各町分のみ）

イ 家畜伝染病予防法（飼養衛生管理基準）に関すること

① 内容

家畜の伝染性疾病の発生を予防するため、家畜の飼養者が守らなければならない衛生管理基準を遵守すること。

② 窓口

各畜産事務所（年1回以上遵守状況について農家への立ち入りを実施）

ウ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律に関すること

家畜の死体は産業廃棄物であり、適正に処理することが義務付けられている。自己所有地であっても、死亡した家畜を埋めたり、放置することは廃棄物の「不法投棄」とみなされ、処罰の対象となる。

【豚の場合】

1 畜舎・堆肥舎等を建設する場合

(1) 許可が必要

ア 化製場等に関する法律によるもの

① 内容

県（保健所設置市は市）の条例で定められた指定地域において、豚を1頭以上飼養または収容しようとする場合は、知事（市町長）の許可が必要。

② 窓口 各市町環境衛生関係部署

イ 瀬戸内海環境保全特別措置法によるもの

① 内容

指定地域内にある特定施設で、日最大排水量 50 m³以上のものの設置には許可が必要

（豚房施設（総面積 50 m²以上）かつ日最大排水量 50 m³以上のもの）

② 指定地域（別紙、「瀬戸内海環境保全特別措置法で除外される区域」以外の地域）

③ 窓口 各市町環境衛生関係部署

ウ 農地法によるもの

① 内容

畜舎や堆肥舎等を建てる土地が農地の場合、農地転用の許可が必要。

② 窓口 各市町農業委員会

エ 農業振興地域の整備に関する法律によるもの

① 内容

畜舎や堆肥舎等を建てる土地が農業振興地域内にある場合、農用地から農業用施設用地への変更が必要

② 窓口 各市町農業関係部署

(2) 届出が必要

ア 水質汚濁防止法によるもの

① 内容

次の施設は特定施設となり、設置には届出が必要

豚房施設（総面積 50 m²以上）

② 窓口 各市町環境衛生関係部署

2 畜舎等設置後

(1) 届出が必要

ア 家畜伝染病予防法（定期報告）に関すること

① 内容

各年の2月1日現在の飼育頭数を報告する。

② 提示期限

毎年4月15日

③ 提出先

各畜産事務所

イ 肥料取締法に関すること

① 内容

家畜排せつ物を堆肥化したものは特殊肥料にあたり、肥料として生産、販売するためには、製造場所、製造方法や肥料成分等の届出が必要。

② 窓口 県庁農業技術課

(2) 遵守すべきもの

ア 家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律に関すること

指定された家畜を一定以上飼育する場合は、その排せつ物をこの法律に定められた基準に適合した施設で適正に管理する必要がある。

① 飼育頭数

豚の場合 100頭以上している者が対象

③ 窓口 各市町畜産関係部署、西部畜産事務所（竹原市、安芸郡各町分のみ）

イ 家畜伝染病予防法（飼養衛生管理基準）に関すること

① 内容

家畜の伝染性疾病の発生を予防するため、家畜の飼養者が守らなければならない衛生管理基準を遵守すること。

② 窓口

各畜産事務所（年1回以上遵守状況について農家への立ち入りを実施）

ウ 廃棄物処理法に関すること

家畜の死体は産業廃棄物であり、適正に処理することが義務付けられている。自己所有地であっても、死亡した家畜を埋めたり、放置することは廃棄物の「不法投棄」とみなされ、処罰の対象となる。

【鶏の場合】

1 畜舎・堆肥舎等を建設する場合

(1) 許可が必要

ア 化製場等に関する法律によるもの

① 内容

県（保健所設置市は市）の条例で定められた指定地域において、鶏を100頭以上飼養または収容しようとする場合は、知事（市町長）の許可が必要。

② 窓口 各市町環境衛生関係部署

イ 農地法によるもの

① 内容

畜舎や堆肥舎等を建てる土地が農地の場合、農地転用の許可が必要。

② 窓口 各市町農業委員会

ウ 農業振興地域の整備に関する法律によるもの

① 内容

畜舎や堆肥舎等を建てる土地が農業振興地域内にある場合、農用地から農業用施設用地への変更が必要

② 窓口 各市町農業関係部署

2 畜舎等設置後

ア 家畜伝染病予防法（飼養衛生管理基準定期報告）に関する事

① 内容

各年の2月1日現在の飼育頭数を報告する。

② 提出期限

毎年6月15日

③ 提出先

各畜産事務所

イ 肥料取締法に関する事

① 内容

家畜排せつ物を堆肥化したものは特殊肥料にあたり、肥料として生産、販売するためには、製造場所、製造方法や肥料成分等の届出が必要。

② 窓口 県庁農業技術課

(2) 遵守すべきもの

ア 家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律に関する事

① 内容

指定された家畜を一定以上飼育する場合は、その排せつ物をこの法律に定められた基準に適合した施設で適正に管理する必要がある。

② 対象羽数

鶏の場合 2,000羽以上飼育している場合

③ 窓口 各市町畜産関係部署，西部畜産事務所（竹原市，安芸郡各町分のみ）

イ 家畜伝染病予防法（飼養衛生管理基準）に関すること

① 内容

家畜の伝染性疾病の発生を予防するため、家畜の飼養者が守らなければならない衛生管理基準を遵守すること。

② 窓口

各畜産事務所（年1回以上遵守状況について農家への立ち入りを実施）

ウ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律に関すること

家畜の死体は産業廃棄物であり、適正に処理することが義務付けられている。自己所有地であっても、死亡した家畜を埋めたり、放置することは廃棄物の「不法投棄」とみなされ、処罰の対象となる。

【蜜蜂の場合】

1 飼育を始めようとするとき

(1) 届け出が必要

ア 養蜂振興法によるもの

① 内容

蜜蜂を飼育するときは、その年の1月1日現在の飼育状況を1月31日までに届け出る必要があります。また、年の中途で飼育を開始する場合は、速やかに届け出る必要があります（農作物の花粉交配のために花粉交配に必要な期間のみ巣箱を設置して蜜蜂を飼育する場合は対象外です）。

新規に飼育を開始する場合や前年より増群する場合、飼育場所を変更する場合は、近隣の蜜蜂飼育者とよく話し合っ、届け出る蜂群の設置が他の飼育者の支障にならないことを確認していただく必要があります。

② 窓口

各畜産事務所

(2) 許可が必要

ア 養蜂振興法及び広島県みつばち転飼条例によるもの

① 内容

採蜜や越冬のために、蜜蜂を移動して飼育する場合（「転飼」と言います）は転飼をしようとする場所の県知事の許可が必要です。

広島県外に居住の方が広島県内で転飼する場合→法律に基づく許可

広島県内に居住の方が広島県内で転飼する場合→県条例に基づく許可

転飼をしようとする場合は、前年度の9月30日までに県知事に転飼許可申請書を提出する必要があります（申請には手数料がかかります）。県は、市町や関係者から申請内容に対する意見を聞き、妥当と認められたものは、許可証を発行します。

② 窓口

県畜産課

瀬戸内海環境保全特別措置法で除外される区域

広島県の区域のうち、

三次市

庄原市

旧庄原市

旧総領町

旧西城町（大字平子字丑之河並びに大字三坂字市場、字岩祖及び字永金を除く。）

旧東城町（大字保田（字長谷及び字白滝山に限る。）及び大字帝釈始終字白石に限る。）、

旧口和町

旧高野町

旧比和町

山県郡北広島町

旧芸北町大字高野字大谷

旧大朝町

旧千代田町（大字南方字上畑及び字下畑を除く。）

旧豊平町（大字志路原（字船峠、字鳥越及び字下が原に限る。）、大字上石、大字海応寺及び大字下石に限る。）

安芸高田市

旧吉田町

旧八千代町（大字上根字市裏、字市表及び字土井並びに大字向山を除く。）

旧美土里町

旧高宮町

旧甲田町

旧向原町大字戸島（字割石、字八東戸及び字負根を除く。）

東広島市

旧豊栄町（大字飯田及び大字吉原に限る。）

旧大和町大字篠

世羅郡世羅町

旧甲山町大字別迫字反田、

旧世羅町（大字安田（字水の別を除く。）、大字戸張、大字徳市、大字青水（字弁城を除く。）、大字津口（字野原を除く。）及び大字黒淵に限る。）

旧世羅西町

神石郡神石高原町

旧神石町（大字福永字滝合及び字見後並びに大字古川字仁後及び字間谷に限る。）

府中市

旧上下町（字上下、字深江、字二森、字小堀、字小塚及び字有福に限る。）

